



知に足つけて、どこまでも。

酪農学園大学

RAKUNO GAKUEN UNIVERSITY

2026 大学院要覧

RAKUNO GAKUEN

酪農学園大学大学院

獣医学研究科 酪農学研究科



2026年度酪農学園大学大学院要覧

目 次

大学院の社会的要請と役割、大学院の目的、大学院の組織	2
酪農学園大学大学院獣医学研究科	3
獣医学研究科の3つのポリシー	4
酪農学園大学大学院獣医学研究科規程	6
教員組織および研究指導分野	8
授業科目の履修について	11
課程修了認定のための博士（獣医学）の学位論文に関する取扱要領	16
課程修了認定のための修士（獣医保健看護学）の学位論文に関する取扱要領	21
論文提出による博士（獣医学）の学位授与に関する取扱要領	24
博士（獣医学）の学位論文作成の手引き	28
修士（獣医保健看護学）の学位論文作成の手引き	33
獣医学研究科学位論文審査基準	38
獣医学研究科研究ノート配付要領	40
酪農学園大学大学院酪農学研究科	41
酪農学研究科の3つのポリシー	42
酪農学園大学大学院酪農学研究科規程	45
教員組織および研究指導分野	48
授業科目の履修について	56
修士（農学・食品栄養科学）の学位論文作成の手引き	63
課程修了認定のための博士（農学・食品栄養科学）の学位論文に関する取扱要領	65
論文提出による博士（農学・食品栄養科学）の学位授与に関する取扱要領	69
課程修了認定のための修士（農学・食品栄養科学）の学位論文に関する取扱要領	71
博士（農学・食品栄養科学）の学位論文作成の手引き	73
酪農学研究科学位論文審査基準	75
学生生活上の留意事項	79
学生生活について	80
附属図書館の利用について	85
学則および諸規程等	87
酪農学園大学大学院学則	88
酪農学園大学学則	94
酪農学園大学学位規程	99
酪農学園大学大学院再入学規程	101
酪農学園大学授業料等に関する規程	101
酪農学園大学研究生規程	103
酪農学園大学科目等履修生規程	104
酪農学園大学授業料免除規程	105
酪農学園医療互助会会則	106
酪農学園大学学生生活援護会規程	107
酪農学園大学附属図書館利用規程	107
酪農学園大学構内交通規制に関する規程	108
酪農学園大学大学院ティーチング・アシスタント規程	109
酪農学園大学大学院ティーチング・アシスタントに関する取扱要領	110
酪農学園大学大学院学生の留学に関する規程	110
酪農学園大学大学院特別科目等履修生規程	111
酪農学園大学教育職員免許状の取得に関する規程	111
酪農学園大学大学院リサーチ・アシスタント規程	112
酪農学園の沿革	113
酪農学園構内諸施設配置図	114

大学院の社会的要請と役割

今日、農業や酪農は食を担う第一次産業として益々社会的重要性が高まっている。一方、その安全性を脅かす人獣共通感染症の発生や環境汚染に由来する生産物の加工と流通分野での汚染が進んでおり、多様で解決の困難な問題を発生させている。また、農業や酪農が生態系や気候変動等の環境変動から影響を受けると同時に、環境に影響を及ぼすという両面性が今日的課題となっている。さらに人類と動物の福祉及び動物・人・環境の調和と共存が社会の求める課題となっている。このような状況のもと農業、酪農及び獣医学に幅広い総合科学の視点を導入し、国内はもちろんのこと、国際的な研究を実施していくことが、社会の要請に応えていくために肝要なことである。

したがって、今後益々重要になることは、国民にとっての安全・安心な食料の安定した生産や加工の確保であり、動物・人・環境の調和と共存を図ることである。本学大学院の役割はこれらの課題に対処して科学的に支えることのできる高度な技術者の養成であり、環境汚染の根源を科学的に解明する実践的な研究者の養成である。

大学院の目的

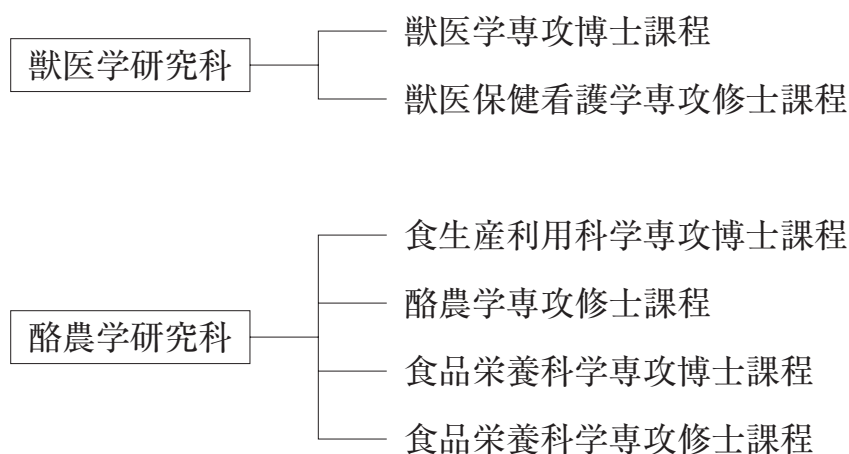
本学大学院は、建学の精神・三愛精神に基づく健土健民の実現のために酪農学並びに獣医学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化と科学の発展に寄与することを目的に設立された。

酪農学研究科は、酪農学園創立の基本精神に基づいて、酪農学とその関連科学領域に関する精深かつ不断の研究を進め、その成果を広く社会に還元することで人類の福祉と自然環境の保全並びに産業と文化の進展に貢献することを目的としてきた。この特徴は、農畜産物生産から流通、加工、消費（栄養学・生活科学を含む）まで一貫して研究できる環境があり、食に関して総合的・科学的な研究ができることである。

また、獣医学研究科は、酪農学園創立の基本精神に基づいて、獣医学とその関連科学を創造的に研究・発展させ、その成果を人類と動物の福祉及び動物・人・環境の調和と共存に寄与させることを目的としてきた。この二つの研究科は、いずれも学部・学群教育との連続性を有効に発揮し、社会に有意な高度専門技術者や研究者を送り出すことを目的としてきた。

本学の建学の精神・健土健民の理念を日本・北海道だけでなく、広く東アジアから世界にまで実現していくことが求められている。

大学院の組織



酪農学園大学大学院 獣医学研究科

Rakuno Gakuen University Graduate School
Graduate School of Veterinary Medicine

獣医学専攻博士課程

Veterinary Medicine, Doctoral Course

獣医保健看護学専攻修士課程

Veterinary Science, Master's Course

獣医学研究科の3つのポリシー

獣医学研究科は、酪農学園創立の基本精神に基づいて、獣医学とその関連科学を創造的に研究・発展させ、その成果を人類と動物の福祉及び動物・人・環境の調和と共存に寄与させることを目的とする。また、学群教育との連続性を有効に発揮し、社会に有意な高度専門技術者や研究者を送り出すことを目的とする。

アドミッション・ポリシー

獣医学専攻博士課程

多様化・高度化する獣医学とその関連科学の教育と研究を通して生命・自然を尊ぶ豊かな人間性をはぐくみ、人類と動物の福祉及び動物・人・環境の調和と共存に貢献し、国際的視野にたつて次世代の獣医学の教育と研究を担う人材を養成することを目的としている。従って、本専攻は建学の理念を理解し、獣医学に関する高度な知識と技術を習得する能力を有し、さらに、その継続的な発展に強い意欲を有する人物を入学させる。入学に当たってはこれらの能力を確認するため、語学並びに専門科目について学力試験を行うとともに、入学の目的、研究の意欲、専門分野における理解度などについて面接を行い、一定以上の基準を有する者を選抜する。

獣医保健看護学専攻修士課程

多様化・高度化する獣医学、動物看護学、動物保健学ならびにその関連科学の教育と研究を通して生命・自然を尊ぶ豊かな人間性をはぐくみ、人類と動物の福祉及び動物・人・環境の調和と共存に貢献し、国際的視野にたつて次世代の獣医保健看護学の教育と研究を担う人材を養成することを目的としている。従って、本専攻は建学の理念を理解し、獣医保健看護学に関する高度な知識と技術を習得する能力を有し、さらに、その継続的な発展に強い意欲を有する人材を受け入れる。

カリキュラム・ポリシー

獣医学専攻博士課程

獣医学とその関連科学を創造的に発展させ、その成果を研究に反映させる教育を実施する。そのため、自ら課題を探求し、その解決に対し幅広く柔軟かつ総合的な判断をする力を養い、次世代の教育と研究について指導的な役割を果たすことができるよう、研究や討論を実践的に積み上げる演習科目並びに獣医学研究実験に重点をおいた教育を実施する。また、急速に発展・変化する獣医学とその関連科学についての高度な知識と技術を習得し、社会のグローバル化に対応することができるよう、各専門分野並びに国際獣医情報学に関する特殊講義を教授する。

獣医保健看護学専攻修士課程

動物看護学、動物保健学ならびにその関連科学を創造的に発展させ、その成果を研究に反映させる教育を実施する。

- ・自ら課題を探求し、その課題解決に対し幅広く、柔軟かつ総合的な判断をする力を養い、次世代の教育と研究について指導的な役割を果たしうる人材を養成するために、研究や討論を実践的に積み上げる演習科目ならびに研究実験に重点をおいた教育を実施する。
- ・獣医保健看護学について基礎・応用と臨床についての2専門分野を設け、それぞれの専門分野についての高度な知識と技術を習得するための科目を開講する。また、他専門分野の科目を選択することが必要な教育課程とし、専門分野に偏らない科目の選択が可能なカリキュラムとする。

ディプロマ・ポリシー

獣医学専攻博士課程

所定の単位を取得し、以下の能力を有する人物に対し学位を授与する。

- ・健全で人間性豊かな生命観と社会的使命感を持ち、幅広く深い教養と高度な専門知識・技術を基礎として、総合的に判断できる能力
- ・社会において必要とされている研究課題を見極めるとともに、課題に対して真摯に取り組み、獣医学とその関連科学の教育と研究に寄与し、さらにそれを発展させ、積極的に社会に発信する能力
- ・国際的な視野を有し、次世代の獣医学の教育と研究においてリーダーとして行動できる能力

獣医保健看護学専攻修士課程

所定の単位を取得し、以下の能力を有する人物に対し学位を授与する。

- ・幅広く、深い教養と高度な専門知識・技術及び総合的な判断力を有し、健全で人間性豊かな生命観と社会的使命感を有するとともに、それを達成する能力
- ・課題に対して真摯に取り組み、獣医保健看護学とその関連科学の教育と研究に寄与し、さらにそれを発展させ、積極的に社会に発信する能力
- ・次世代の獣医保健看護学の教育と研究においてリーダーとして行動できる能力

酪農学園大学大学院獣医学研究科規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、酪農学園大学大学院学則（以下「学則」という。）の規定により、酪農学園大学大学院獣医学研究科（以下「本研究科」という。）について必要な事項を定める。

(専 攻)

第2条 本研究科に次の専攻を置く。

獣医保健看護学専攻

獣医学専攻

(課 程)

第3条 本研究科の課程において、獣医保健看護学専攻の課程は、修士課程とする。獣医学専攻の課程は、博士課程とする。

(入 学)

第4条 本研究科修士課程に入学できる者は、学則第10条各号の一に該当する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。博士課程に入学できる者は、学則第11条各号の一に該当する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。

(転入学及び再入学)

第5条 学則第15条に該当する者が、本研究科に転入学又は再入学を願い出た場合は、欠員のあるときに限り、選考の上、入学を許可することがある。

(授業科目)

第6条 授業科目及び単位は、学則に定める別表のとおりとする。

2 授業科目の各年次に対する配当及び毎週授業時間数は、研究科委員会及び酪農学園大学大学院委員会（以下「大学院委員会」という。）の議を経て、学長が決定する。

(修士課程の修了要件)

第7条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、その目的に応じ、本研究科の行う、修士論文または特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第8条 博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

(他大学の大学院における授業科目の履修等)

第9条 本研究科において教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、学生が他大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院において学修することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については、10単位を超えない範囲で前条の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。

3 本研究科において教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、学生が他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

(履修方法)

第10条 授業科目の単位を修得するには、当該授業科目を履修し、かつ、試験に合格しなければならない。

2 各授業科目の試験は、当該授業科目の授業が終了した学期末に行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、臨時に実施することがある。

3 第7条により定められた優れた研究業績により在学期間を短縮し修了する場合は、早期修了時期以降の配当授業科目について前倒して履修することができるものとする。

4 授業科目の履修方法の細目については、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

(成 績)

第11条 授業科目の試験の成績は、優・良・可及び不可の4種とし、優・良・可を合格とする。

(学位論文の提出)

第12条 学位論文は、本研究科の定める期日までに提出しなければならない。

(学位授与)

第13条 本研究科所定の修了要件を満たし、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て修了が認定された者について、学長が修士（獣医保健看護学）及び博士（獣医学）の学位を授与する。

(科目等履修生)

第14条 本研究科において、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生を志願する者は、当該授業科目について相当の学力があると認められた者でなければならない。

(特別科目等履修生)

第15条 本研究科において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは、研究科委員会の議を経て、特別科目等履修生としてこれを許可することがある。

(研究生)

第16条 本研究科において、研究指導を受けようとする者があるときは、研究科委員会の議を経て、研究生としてこれを許可することがある。

2 研究生を志願する者は、修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。

3 論文提出による博士の学位授与申請を目的とする場合、在籍年数は2年以内とする。

(科目等履修生、特別科目等履修生及び研究生の許可)

第17条 前3条の許可は、学期又は学年ごとに行う。

(準用規程)

第18条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生及び研究生に関して酪農学園大学科目等履修生規程及び酪農学園大学研究生規程を準用する。

(改 廢)

第19条 この規程の改廢は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、1975（昭和50）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1981（昭和56）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1982（昭和57）年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、1990（平成2）年4月1日から施行する。

2 1989（平成元）年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

附 則

この規程は、1991（平成3）年11月24日から施行し、1991（平成3）年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、1996（平成8）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

教員組織および研究指導分野

獣医学専攻 博士課程

専門分野	研究指導分野	指導・副指導教員氏名	研究内容
基礎 獣医学	獣医解剖学	教授 渡邊 敬文	1) 3次元電子顕微鏡を用いた超微細構造の解析 2) 酸化ストレスによるミトコンドリアの形態変化 3) 運動器系の結合組織に関する研究
		講師 高橋 直紀	1) 電子顕微鏡を用いた超微細形態の立体構造解析 2) 腱のコラーゲンに関する研究
		講師 小林 良祐	1) 哺乳動物の胚着床制御に関する研究 2) 子宮がんをはじめとした雌性生殖器疾患におけるエピジェネティック制御 3) ゲノム・エピゲノム編集技術を駆使した形態形成の理解
	獣医生理学	教授 翁長 武紀	1) 消化管運動の調節機序に関する研究 2) 消化管ペプチドの刺激分泌連関に関する比較内分泌学的研究
		教授 林 英明	1) 各種動物におけるストレス動態に関する研究 2) 動物福祉の生理学的評価と応用に関する研究 3) 反芻動物における栄養素吸収・代謝機構に関する研究
		講師 守屋 大樹	1) 光変換蛍光タンパク質を利用した免疫細胞の動態解析 2) 鳥類免疫機構の解析と獣医療への応用
	獣医生化学	教授 岩野 英知	1) 環境ホルモンの次世代影響機序の解明 2) イヌ乳腺腫瘍の早期診断および予後診断の開発 3) 病原細菌に対するファージセラピーの応用研究
		講師 藤木 純平	1) ファージ感染機構と病原細菌のファージ耐性化機構の解明 2) 進化的トレードオフに基づくファージセラピーの構築 3) 環境および動物が保持するファージ叢の解析とその予防的応用
	獣医薬理学	教授 寺岡 宏樹	1) 小型熱帯魚を用いた新規 in vivo 創薬モデルの開発 2) 小型熱帯魚を用いた環境毒性学に関する研究 3) タンチョウの保全科学（環境汚染、遺伝背景）
		准教授 中村 達朗	1) アレルギー反応の役割解明に関する研究 2) 獣医アレルギー腫瘍学に関する研究
	実験動物学	准教授 嶋田 圭祐	1) 遺伝子改変マウスを用いた精子形成メカニズムの解析
	医学	獣医病理学	教授 松田 一哉
獣医寄生虫学		教授 福本 晋也	1) 病原体を媒介しない蚊による犬糸状虫症の制御 2) 犬糸状虫の生態疫学解析 3) 野生動物における寄生虫感染症の疫学調査
		講師 石崎 隆弘	1) バベシア原虫の赤内期必須遺伝子の解明 2) 抗マalaria原虫作用を示す宿主応答反応の探索 3) 細胞内超微細構造を解明するための反復拡大顕微鏡法の確立
獣医ウイルス学		教授 萩原 克郎	1) 家畜・野生動物における感染症の疫学と予防・治療研究 2) ウシの免疫機能に関する研究 3) 腫瘍免疫に関する研究
		准教授 大道寺 智	1) ウイルスゲノムと病原性の研究 2) ウイルス・宿主の相互作用から見える病原性の研究
獣医細菌学		教授 秋庭 正人	1) 細菌感染症の分子疫学と防除技術に関する研究 2) 動物由来細菌の環境抵抗性と病原性に関する研究
獣医臨床病理学	准教授 平田 晴之	1) 分子生物学的な診断法の確立 2) 各種動物に寄生している寄生虫及び原虫の同定と進化系統解析	
	准教授 岡本 実	伴侶動物、展示動物、エキゾチック等の動物の自然発生疾病の診断を通じた治療および防除に関する研究	
臨床 獣医学	生産動物内科学	准教授 三浦亮太郎	1) 牛の分娩前後の栄養・炎症状態とその後の生産性との関連 2) センシング技術の牛への応用に関する研究 3) 長期不受胎牛の発生に関わる要因の探索とその対策
	生産動物外科学	教授 鈴木 一由	1) 大動物における静脈内輸液・栄養輸液管理に関する臨床研究 2) 牛の炎症性疾患に関する病態生理学的研究 3) エンドトキシンショックに関する病態生理および臨床薬理学的研究
		講師 佐藤 綾乃	1) 牛の外科疾患における臨床研究 2) 乳牛の歩行様式の変化に影響を与える環境及び個体要因の解析

注) 下線のある教員は副指導教員

獣医学専攻 博士課程

専門分野	研究指導分野	指導・副指導教員氏名	研究内容	
臨床 動物 獣 医 学	伴侶動物内科学	教授 大田 寛	1) 犬の慢性腸炎と消化器型リンパ腫の病態解析 2) 猫の低悪性度消化器型リンパ腫の病態解析 3) 伴侶動物の消化器疾患の診断における画像診断の有用性	
		講師 田村 昌大	1) 肝疾患罹患犬の腸内細菌叢に関する研究 2) 犬猫の新規超音波診断技術の臨床応用に関する研究	
	伴侶動物外科学	教授 鳥巢 至道	1) 小動物領域における低侵襲外科治療の研究 2) 小動物領域における外科代謝栄養学に関する研究	
		教授 井坂 光宏	1) 循環器を中心とした多臓器円環に関する研究 2) 新規の心臓血管外科の開発に関する研究 3) 老齢医学（ザルコペニア）に関する研究	
	獣医臨床腫瘍学	准教授 山崎 裕毅	1) 3次元スフェロイド培養モデルの樹立とその応用 2) 犬の固形がんに対する低酸素標的治療の開発 3) 悪性腫瘍の診断と治療に関するバイオマーカーの検索	
	画像診断学	准教授 華園 究	1) スパースモデリングを用いたMRI撮像の高速化と臨床応用 2) ドブラ法および造影超音波検査を用いた犬猫の腎機能解析 3) 超音波検査、MRI検査を用いた右房機能解析	
	獣医麻酔学	教授 山下 和人	1) 犬猫における麻酔疼痛管理・周術期栄養管理に関する研究 2) 犬猫の集中治療に関する研究 3) 馬の敗血症治療に関する研究	
		准教授 伊丹 貴晴	1) 犬・猫における硬膜外麻酔および神経ブロックによる知覚神経遮断領域の検討 2) 犬におけるアシドーシス病態時の循環動態管理に対する治療戦略の模索 3) 内毒素血症モデル豚における新規薬剤フザプラジブの呼吸循環機能改善効果	
	獣医神経病学	講師 濱本 裕仁	1) 犬猫のてんかんにおける病態解析 2) 脳脊髄液を用いた犬猫の神経疾患におけるバイオマーカーの確立	
	馬臨床学	准教授 都築 直	1) 大動物の酸化ストレスに関する研究 2) 大動物の画像診断に関する研究	
	獣医臨床検査学	准教授 宮庄 拓	1) 敗血症モデルブタを用いた敗血症における生体反応と治療デバイスによる治療効果に関する研究 2) 正しい検査データを得るための手技に関する研究	
	応用 動物 医 学	獣医衛生学	教授 樋口 豪紀	1) ウシ乳腺免疫機構に関する基礎的研究 2) Mycoplasma に対するウシの病態形成メカニズムに関する研究
			准教授 権平 智	1) Mycoplasma bovis の病原性因子の探索 2) Mycoplasma bovis がウシの免疫応答能に及ぼす影響 3) アミノ酸がウシ乳房炎の免疫応答能に及ぼす影響
		獣医疫学	教授 蒔田 浩平	日本および発展途上国における家畜および人獣共通感染症の疫学研究、輸出入および食品衛生リスク分析、感染症モデリング、学際的分野のワンヘルスアプローチ
食品衛生学		教授 白井 優	1) 動物、環境および食品由来薬剤耐性菌の疫学研究 2) 薬剤耐性菌対策（診断法開発を含む）に関する研究	
		准教授 福田 昭	1) 薬剤耐性菌に関する疫学研究 2) 薬剤耐性菌／耐性遺伝子の動態に関する研究 3) 食品における微生物汚染と制御に関する研究	
環境衛生学		教授 能田 淳	1) 動物飼育環境における衛生管理と疾病予防に関する研究 2) 大気を介した感染物とその予防に関する研究 3) 構築環境下での衛生管理に関する研究	
人と動物の関係学		教授 郡山 尚紀	1) 馬の悪癖に関する研究 2) 海棲哺乳類の生態と人間活動の関係に関する研究 3) 動物介在介入における動物の生体反応に関する研究	
		准教授 内田 玲麻	1) 蚊媒介性フラビウイルスの疫学および媒介能に関する研究 2) 野生動物におけるマダニ媒介性ウイルスに関する研究	
ハードヘルス学	准教授 福森 理加	1) 乳牛の栄養生理学にもとづく飼養管理の実践 2) 代謝ホルモンの分泌・作用の解明 3) 周産期管理		
獣医倫理学	教授 高橋 優子	1) 獣医療倫理理論 2) バーナード・ローリンの思想 3) 比較獣医倫理思想		

注) 下線のある教員は副指導教員

獣医保健看護学専攻 修士課程

専門分野	研究指導分野	指導教員氏名	研究内容
基礎	獣医解剖学	教授 渡邊 敬文	1) 3次元電子顕微鏡を用いた超微細構造の解析 2) 酸化ストレスによるミトコンドリアの形態変化 3) 運動器系の結合組織に関する研究
		講師 高橋 直紀	1) 電子顕微鏡を用いた超微細形態の立体構造解析 2) 腱のコラーゲンに関する研究
		講師 小林 良祐	1) 哺乳動物の胚着床制御に関する研究 2) 子宮がんをはじめとした雌性生殖器官疾患におけるエピジェネティック制御 3) ゲノム・エピゲノム編集技術を駆使した形態形成の理解
応用	獣医生理学	教授 林 英明	1) 各種動物におけるストレス動態に関する研究 2) 動物福祉の生理学的評価と応用に関する研究 3) 反芻動物における栄養素吸収・代謝機構に関する研究
	獣医生化学	教授 岩野 英知	1) 環境ホルモンの次世代影響機序の解明 2) イス乳腺腫瘍の早期診断および予後診断の開発 3) 病原細菌に対するファージセラピーの応用研究
		准教授 宮庄 拓	1) 針葉樹の香り成分が動物に与える効果に関する研究 2) 敗血症モデルブタを用いた敗血症における生体反応と治療デバイスによる治療効果に関する研究
獣医	動物薬理学	講師 藤木 純平	1) ファージ感染機構と病原細菌のファージ耐性化機構の解明 2) 進化的トレードオフに基づくファージセラピーの構築 3) 環境および動物が保持するファージ叢の解析とその予防的応用
		教授 寺岡 宏樹	1) 小型の熱帯魚を用いた環境汚染物質の作用機構解明 2) タンチョウの保全科学（環境汚染、遺伝背景） 3) 伴侶動物の臨床薬理
	准教授 中村 達朗	1) アレルギー反応の役割解明に関する研究 2) 獣医アレルギー腫瘍学に関する研究	
保健	獣医病理学	教授 松田 一哉	動物の自然発生疾患に関する病理学的研究、病理解剖学的ならびに組織学的診断
	獣医寄生虫学	教授 福本 晋也	1) 病原体を媒介しない蚊による犬糸状虫症の制御 2) 犬糸状虫の生態疫学解析 3) 野生動物における寄生虫感染症の疫学調査
		講師 石崎 隆弘	1) バベシア原虫の赤内期必須遺伝子の解明 2) 抗マalaria原虫作用を示す宿主応答反応の探索 3) 細胞内超微細構造を解明するための反復拡大顕微鏡法の確立
看護学	獣医微生物学	教授 秋庭 正人	1) 細菌感染症の分子疫学と防除技術に関する研究 2) 動物由来細菌の環境抵抗性と病原性に関する研究
	公衆衛生学	教授 蒔田 浩平	日本および発展途上国における家畜および人獣共通感染症の疫学研究、輸出入および食品衛生リスク分析、感染症モデリング、学際的分野のワンヘルスアプローチ
		教授 白井 優	1) 動物、環境および食品由来薬剤耐性菌の疫学研究 2) 薬剤耐性菌対策（診断法開発を含む）に関する研究
環境衛生学	教授 能田 淳	1) 動物飼育環境における衛生管理と疾病予防に関する研究 2) 大気を介した感染物とその予防に関する研究 3) 構築環境下での衛生管理に関する研究	
臨床獣医	獣医衛生学	教授 樋口 豪紀	1) ウシ乳腺免疫機構に関する基礎的研究 2) Mycoplasma に対するウシの病態形成メカニズムに関する研究
	生産獣医療学	准教授 三浦亮太郎	1) 牛の分娩前後の栄養・炎症状態とその後の生産性との関連 2) センシング技術の牛への応用に関する研究 3) 長期不受胎牛の発生に関わる要因の探索とその対策
	動物疾病治療学	教授 鈴木 一由	1) 各種動物における炎症性疾患に関する病態生理学的研究 2) エンドトキシンショックに関する病態生理および臨床薬理学的研究 3) 各種動物における静脈内輸液・栄養輸液管理に関する臨床研究
准教授 岡本 実		伴侶動物、展示動物、エキゾチック等の動物の自然発生疾病の診断を通じた治療および防除に関する研究	
保健看護学	獣医麻酔学	教授 山下 和人	1) 犬猫における麻酔疼痛管理・周術期栄養管理に関する研究 2) 犬猫の集中治療に関する研究 3) 馬の敗血症治療に関する研究
		准教授 伊丹 貴晴	1) 全身麻酔下の犬における体温喪失および保温に関する研究 2) 重症動物における炎症性サイトカインと周術期管理に関する研究 3) 重症動物における炎症性サイトカインと術後疼痛に関する研究
	画像診断学	准教授 華園 究	1) スパースモデリングを用いた MRI 撮像の高速化と臨床応用 2) ドブラ法および造影超音波検査を用いた犬猫の腎機能解析 3) 超音波検査、MRI 検査を用いた右房機能解析
動物理学療法学	※ 未定		
動物行動学	動物行動学	教授 郡山 尚紀	1) 伴侶動物の行動と問題行動治療に関する研究 2) 野生動物の行動および生態と人と動物の共生に関する研究
		教授 鳥巢 至道	1) 小動物領域における低侵襲外科治療の研究 2) 小動物領域における外科代謝栄養学の研究 針葉樹の香り成分が動物に与える効果に関する研究

授業科目の履修について

1. 授業科目および単位

獣医学研究科各専攻の授業科目および単位は、12頁の7.「授業科目年次配当表」のとおりです。

2. 授業科目の履修届

年度始めに12頁の「7. 授業科目年次配当表」および13頁の「8. 履修について」により履修する授業科目を確認し、博士課程は履修登録票により、修士課程はUNIPAの履修登録画面より指定された期間内に登録してください。

3. 授業時間

通常の授業時間は、次のとおりです。

時 限	時 間	時 限	時 間	時 限	時 間
1	9 : 00～9 : 45	5	13 : 00～13 : 45	9	16 : 20～17 : 05
2	9 : 45～10 : 30	6	13 : 45～14 : 30	10	17 : 05～17 : 50
3	10 : 40～11 : 25	7	14 : 40～15 : 25		
4	11 : 25～12 : 10	8	15 : 25～16 : 10		

4. 成績評価

成績の評価は、優・良・可・不可で行い、優・良・可を合格とします。

5. 修士・博士論文

- ① 学則第25条による修了認定のための学位論文は、修了年次の指定された期日までに指導教員に提出し、審査および最終試験を受けなければなりません。
- ② 博士の学位論文は、16頁「課程修了認定のための博士（獣医学）の学位論文に関する取扱要領」および28頁「博士（獣医学）の学位論文作成の手引き」により作成してください。
- ③ 修士の学位論文は、21頁「課程修了認定のための修士（獣医保健看護学）の学位論文に関する取扱要領」および33頁「修士（獣医保健看護学）の学位論文作成の手引き」により作成してください。

6. 修了要件

獣医学専攻博士課程……………修得単位数30単位以上および論文

- ・ 専門分野から1分野……………24単位
- ・ 特殊講義……………6単位以上
- ・ 論 文

獣医保健看護学専攻修士課程……………修得単位数30単位以上および論文

- ①指導教員の担当する特論……………2単位（必修とする）
- ②所属分野の演習……………4単位（必修とする）
- ③所属分野の特別研究……………10単位（必修とする）
- ④生命倫理と研究倫理……………2単位（必修とする）
- ⑤演習および特別研究を除く、その他の科目から……………12単位
- ⑥論 文

7. 授業科目年次配当表

①獣医学専攻博士課程

授 業 科 目		単 位	開 講 年 次						
			1 年		2 年		3 年		
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
専 門 分 野	基礎獣医学	基礎獣医学演習Ⅰ	4	4	4				
		基礎獣医学演習Ⅱ	4			4	4		
		基礎獣医学演習Ⅲ	4					4	4
		基礎獣医学研究実験	12	6	6	6	6	6	6
	臨床獣医学	臨床獣医学演習Ⅰ	4	4	4				
		臨床獣医学演習Ⅱ	4			4	4		
		臨床獣医学演習Ⅲ	4					4	4
		臨床獣医学研究実験	12	6	6	6	6	6	6
	応用獣医学	応用獣医学演習Ⅰ	4	4	4				
		応用獣医学演習Ⅱ	4			4	4		
		応用獣医学演習Ⅲ	4					4	4
		応用獣医学研究実験	12	6	6	6	6	6	6
形態機能学特殊講義		2	1	1	(1)	(1)	(1)	(1)	
臨床獣医学特殊講義		2	(1)	(1)	1	1	(1)	(1)	
応用獣医学特殊講義		2	(1)	(1)	1	1	(1)	(1)	
予防獣医学特殊講義		2	(1)	(1)	1	1	(1)	(1)	
国際獣医情報学特殊講義		2	1	1	(1)	(1)	(1)	(1)	

②獣医保健看護学専攻修士課程

授 業 科 目		単 位	開 講 年 次			
			1 年		2 年	
			前 期	後 期	前 期	後 期
基礎・応用獣医保健看護学	動物形態・機能学特論	2	2		(2)	
	動物感染症学特論	2	2		(2)	
	動物病理学特論	2	(2)		2	
	基礎・応用獣医保健看護学特論	2		2		(2)
	公衆衛生学特論	2	(2)		2	
	動物栄養学特論	2		2		(2)
	基礎・応用獣医保健看護学演習Ⅰ	2	2	2		
	基礎・応用獣医保健看護学演習Ⅱ	2	(2)	(2)	2	2
	基礎・応用獣医保健看護学特別研究	10	5 (10)	5 (10)	5	5
臨床獣医保健看護学	生産動物医療学特論	2	2		(2)	
	動物衛生学特論	2	2		(2)	
	伴侶動物医療学特論	2		2		(2)
	動物行動学特論	2	(2)		2	
	動物看護学特論	2	(2)		2	
	動物理学療法学特論	2		2		(2)
	臨床獣医保健看護学特論	2		2		(2)
	臨床獣医保健看護学演習Ⅰ	2	2	2		
	臨床獣医保健看護学演習Ⅱ	2	(2)	(2)	2	2
臨床獣医保健看護学特別研究	10	5 (10)	5 (10)	5	5	
生命倫理と研究倫理		2	2		(2)	

8. 履修について

獣医学専攻博士課程

授 業 科 目	履 修 方 法 お よ び 講 義 内 容
演 習 I	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度の基礎および専門知識を幅広く修得し、これを応用することを演習する。 ・ 1年次に所属教室で行う。
演 習 II	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的に問題点を見出し、解決していく創造性を演習する。 ・ 2年次に所属教室および他の1教室（他分野の教室可）を選択して行う。
演 習 III	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最先端科学技術を学際領域への展開を含めて演習する。 ・ 3年次に所属教室および他の3教室（他分野の教室可）を選択して行う。
研 究 実 験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究実験計画に基づき、学内外の研究実験施設を使用して3年間以上540時間以上の研究実験を行う。 ・ 所属教室の指導のもとに行う。
特 殊 講 義 (3年次までに 開講)	<p>形態機能学・生体における機能相の変化に伴った動物細胞の特殊な形態・機能について講義を行う。</p>
	<p>臨床獣医学・病気の診断治療には、学部で取得した各科目の知識を総合して判断することが求められる。 ここでは、特殊な症例を取り上げて、その診断および治療について最新の診療技術情報を取り入れ講義を行う。</p>
	<p>応用獣医学・人獣共通伝染病などから特殊な事象を取り上げて、詳細に検討を加えた講義を行う。</p>
	<p>予防獣医学・これからの獣医学は、個体治療から集団予防へと推移することが高まってくることは必至である。その社会的要請に応答すべく、本学の理念である「健土健民」に立脚し、土の科学、飼料学、環境衛生学、免疫学などを含めた広範な予防獣医学について講義を行う。</p>
	<p>国際獣医情報学・国際化時代に向け、国際交流を通じた授業を展開するなど国際的視野に立脚した講義を行う。</p>

獣医保健看護学専攻修士課程

授業科目	履修方法および講義内容
動物形態・機能学特論	獣医療関係職を目指す人には体のいろいろなことを学ぶことは楽しくなることである。そして、動物を生物学的なものとして見ることを基盤とした学問である動物看護医療にも有用な考え方を得ることが出来る。本特論では、動物形態・機能学という分野で、いかに動物は動いて、考えて、感じて生活しているかを形態・機能と結びつけて教授する。
動物感染病学特論	国際社会のグローバル化に伴い感染症の伝播が容易に国境を越えるようになってきている。展示動物や野生動物、実験動物等にも種々の感染症が認められている。また、本学の附属動物には多くの感染症症例の来院が認められている。本特論では、ウイルス性感染症と寄生虫病の病原体、疫学、診断法、防御法、検疫などについて新知見を加えて紹介し、学生間で考察する。
動物病理学特論	イヌ、ネコなどの伴侶動物をはじめウシやウマなどの大型の家畜や、動物園や水族館で飼育されている種々の動物には多種多様な病気が発生し、時には治療の無い死にいたる事もある。本特論では、動物に発生する病気の種類やその特徴、原因、病気の診断法も含めて解説する。特に臨床との結びつきが理解できるよう具体的な症例を対象に講義を進める。
基礎・応用獣医保健看護学特論	獣医保健看護分野は動物医療の新しい学問分野であるため、看護研究を進めていくには獣医学の基礎分野（解剖、生理学、生化学、薬理学、放射線生物学）や応用分野（微生物学、病理学、公衆衛生学、検査学）の基幹となる知識が必要となる。本特論ではそれぞれの学問分野の基礎および最新の知見について理解し研究遂行に必要な基礎知識ならびに研究を行う上での倫理を学ぶ。
公衆衛生学特論	公衆衛生の考え方と概要を学び、公衆衛生学における最新のトピックについて、食品衛生学、人獣共通感染症、環境衛生学および疫学分野から精選して紹介する。合わせて、公衆衛生における動物看護師の役割を理解する。
動物栄養学特論	チーム獣医療を担う動物看護師の役割として、動物の栄養管理は重要な項目である。本特論では、以下の3点について、文献資料を基にした先進的な理解と考察を学ぶ。 ・動物栄養学の基礎事項を分子生物学的側面から学ぶ。 ・犬と猫のライフステージ別栄養管理を学ぶ。 ・犬と猫の疾病と栄養管理、入院動物の栄養管理および栄養教育の展開について学ぶ。
基礎・応用獣医保健看護学演習Ⅰ	基礎・応用獣医保健看護学分野（解剖学、組織学、生化学、生理学、薬理学、放射線生物学、微生物学、ウイルス学、病理学、公衆衛生学、臨床検査学）の原著論文（英語および日本語）を講読し、論文の内容をまとめて発表する。発表後の質疑応答を通して内容を理解して専攻分野の問題点を抽出する。
基礎・応用獣医保健看護学演習Ⅱ	基礎・応用獣医保健看護学分野（解剖学、組織学、生化学、生理学、薬理学、放射線生物学、微生物学、ウイルス学、病理学、公衆衛生学、臨床検査学）の原著論文（英語および日本語）の中から自分の研究に役立つものを検索し講読して発表する。この際に自分の修士論文研究の途中経過についても合わせて発表し、その後の質疑応答から、購読論文の各自の研究への応用関連を考えさせ、新しい研究の立案能力を習得させる。
基礎・応用獣医保健看護学特別研究	基礎及び応用獣医保健看護学の関連分野（動物形態機能学、微生物学、動物病理学、公衆衛生学、動物検査学）において正常時の生体機能調節機構とその病気による変化、または病気の原因について種々の手法を用いて研究を行う。さらに研究結果の解釈および問題点について討議を行い、最終的には研究結果を論文として完成させ発表会を行う。
生産動物医療学特論	生産動物医療および畜産物の製造・流通に関わる様々な職種の役割を解説し、その連携により生産動物医療が成立していることを理解させる。とくに、生産者および獣医師以外の専門性を持った技術者・アドバイザーが果たす役割について自ら考えるために必要な生産システムおよび獣医学的な基礎知識について講義し、高度な専門性を持つ技術者として生産現場に関わるために必要な知識を習得させ、その資質について理解させる。

授 業 科 目	履 修 方 法 お よ び 講 義 内 容
動物衛生学特論	動物の疾病を病因学的に分類して概要を把握するとともに、それらの疾病を効果的に制御するために必要な知識と技術を体系化する。教科の内容としては病原微生物、生体防御など基礎的理解を得たうえで、感染症(監視伝染病、海外伝染病、一般感染症)、代謝病、消化器疾患、免疫疾患、運動器病、繁殖疾患、遺伝疾患、外科疾患などについて病因、病態、治療予防について理解を深める。
伴侶動物医療学特論	伴侶動物医療における画像診断学、麻酔・疼痛管理学、集中治療学、外科学、神経病学、肝臓病学および腫瘍学の各分野について、高度医療の内容を概説する。最後に、14回の講義内容を踏まえ、伴侶動物医療の高度治療における獣医看護学のあり方を議論する。
動物行動学特論	動物行動学の基本となる学習理論の基本を理解し、犬・猫をはじめとする伴侶動物において認められる問題行動(行動異常)への介入について学ぶ。さらに犬・猫以外の動物(ハムスター、ウサギ、鳥など)、展示動物(動物園・水族館)そして野生動物の行動特性について理解する。
動物看護学特論	<p>チーム獣医療を担う動物看護師が果たす役割には、以下の事柄について理論と実践の修得が重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診断・治療・予後・看護課程を判断する上で重要な臨床検査について学ぶ。 ・ 動物看護学を学問的に体系づけるための動物看護過程について学ぶ。 ・ 動物看護師の社会的使命、心構え、倫理観、また動物の権利と愛護について法律的側面から学ぶ。
動物理学療法特論	身体機能を最大限に回復させ、維持し、高めるための理学療法を実施するにあたり、その意義と適応について学ぶ。生体力学に基づいた理学療法のための基礎的な知識、すなわち、解剖学、生理学の統合と選択可能な理学療法の種類等について学ぶ。理学療法の臨床応用にあたり必要な学問的知識として、物理療法で用いられる機器の原理、適応、禁忌を総合的に学ぶ。運動療法やマッサージ療法の種類、適応、禁忌を学ぶ。これらの総合により作成される代表的症例の治療プログラムを学ぶ。また、動物の痛みとその評価法および疼痛管理について学ぶ。
臨床獣医保健看護学特論	近年の伴侶動物分野における医療体制は、人医療と同様に整形外科、軟部外科、神経外科、内科、眼科、画像診断科、麻酔科などに細分化され、専門的な医療が提供されている。本特論では、各診療分野で動物看護師として臨床上重要とされる専門的知識に焦点を絞り、解説する。
臨床獣医保健看護学演習Ⅰ	臨床獣医保健看護学分野(生産獣医療学、衛生学、画像診断学、理学療法学、麻酔および疼痛管理学、動物行動学、動物看護学)の原著論文(英語および日本語)を講読し、論文の内容をまとめて発表する。発表後の質疑応答を通して論文内容を理解するとともに専攻分野の問題点を抽出する。
臨床獣医保健看護学演習Ⅱ	臨床獣医保健看護学分野(生産獣医療学、衛生学、画像診断学、理学療法学、麻酔および疼痛管理学、動物行動学、動物看護学)の原著論文(英語および日本語)の中から自分の研究に役立つものを抽出し講読発表する。この際、自分の修士論文の研究についても経過を発表しその後の質疑応答から、購読論文の各自の研究への関連と応用を考えさせ、新しい研究の立案能力を習得させる。
臨床獣医保健看護学特別研究	臨床獣医保健看護学の関連分野(生産獣医療学、衛生学、画像診断学、理学療法学、麻酔および疼痛管理学)において種々の疾病とそれが誘起される機序について種々の手法を用いて検討を行う。検討結果を整理してその解釈および問題点について担当教員と討議を行い、最終的には研究結果を論文として完成させる。
生命倫理と研究倫理	獣医保健看護学に関する研究を実施する上で必要な生命倫理と研究倫理に関して基本的な考え方を学ぶとともに動物を使用した研究などに係る法令、ガイドラインを解説する。また、各テーマについて具体的問題事例を挙げて質疑を行う。

課程修了認定のための博士（獣医学）の学位論文に関する取扱要領

（趣 旨）

第1条 酪農学園大学大学院獣医学研究科（以下「本研究科」という。）の課程修了認定のための学位論文の取扱いについては、酪農学園大学大学院学則（以下「学則」という。）及び酪農学園大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この要領による。

（学位論文の提出資格）

第2条 学則第24条第1項により修了を認定される者。

2 学則第24条第4項により修了を認定される者。なお、学則第24条第4項に規定する優れた研究業績とは、在籍中に筆頭著者として掲載を許可された全ての論文（学位論文に関係しない論文も含む）の掲載誌のインパクトファクター（最新の SCI Journal Citation Reports による）の総計が4以上のものとする。

（学位論文の提出期日）

第3条 前条第1項により4年次末までに学位の授与を受けようとする者は、それより3か月前までに指導教員を通じて、学位論文審査に要する提出物を本研究科長に提出しなければならない。

2 前条第2項により3年次末または4年次前期末までに学位の授与を受けようとする者は、それより5か月前までに所定の書類（様式1～3）に優れた研究業績を添え、指導教員を通じて本研究科長に申請し、認められた場合は学位授与日より3か月前までに指導教員を通じて、学位論文審査に要する提出物を本研究科長に提出しなければならない。

（学位論文審査に要する提出物）

第4条 学位論文審査に要する提出物は以下のとおりとする。なお、提出物については(1)～(5)は紙媒体1部及び電子データ、(6)は紙媒体で学位論文に関するもの全てとする。

- (1) 学位論文審査申請書
- (2) 学位論文
- (3) 学位論文要旨
- (4) 論文目録
- (5) 参考論文

レフェリー制度のある学術雑誌に公表済みあるいは掲載を許可されたもので、申請者が筆頭著者の原著論文（英文）1篇以上（短報では2篇以上）とする。申請者が筆頭著者でない論文の内容を学位論文に使用する場合には、共同研究者の承諾書（様式4-1あるいは様式4-2）を添付するものとする。

- (6) 研究ノート

2 研究不正を防止し、論文の根拠となる成績を記録するための研究ノートの取扱いについては別に定める。

（学位論文及び資料）

第5条 学位論文は単著とし、1篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 2 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型又は標本等の資料を提出させることがある。
- 3 複数の筆頭著者による論文を学位申請論文の主論文とする場合の条件については別に定める。

（審査委員）

第6条 本研究科委員会は、学位規程第7条第1項及び第2項に定めるもののうちから主査1名及び副査2名以上の審査委員を選定する。

(学位論文の審査及び試験)

第7条 審査委員は、学位論文を審査し、必要に応じて合同または単独で論文提出者に学位論文について質疑を行う。

2 審査委員は、論文提出者に対して学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について試験を行う。

(審査委員の報告)

第8条 審査委員は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、その結果を次の書類により本研究科委員会に報告しなければならない。

- (1) 学位論文の審査及び最終試験の結果について
- (2) 学位論文審査及び最終試験結果報告書

(研究科委員会の審議)

第9条 本研究科委員会は、審査委員の報告に基づいて審議し、学位論文の審査及び試験の可否を議決する。

(改 廃)

第10条 この要領の改廃は、本研究科委員会の議を経て、酪農学園大学大学院委員会で行う。

附 則

- 1 この要領は、1990（平成2）年4月1日から制定施行する。
- 2 1989（平成元）年度以前の入学者については、第2条を除きこの要領を適用する。

附 則

この要領は、1993（平成5）年9月16日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、1994（平成6）年4月1日から施行する。
- 2 1993（平成5）年度以前の入学者については、第4条の（5）は、なお従前の要領を適用する。

附 則

この要領は、2001（平成13）年12月21日から施行し、2001（平成13）年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、2007（平成19）年2月22日から施行し、2007年（平成19）年1月22日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、2010（平成22）年4月1日から施行する。
- 2 2009（平成21）年以前の入学者については、なお従前の要領を適用する。

附 則

この要領は、2013（平成25）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、2017（平成29）年4月1日から施行する。
- 2 第4条第6号については2015（平成27）年度以降の入学生から適用する。

附 則

この要領は、2020年8月25日から施行し、2020年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、2023年4月1日から施行する。

様式1

年 月 日

獣医学研究科博士課程 早期修了申請書

獣医学研究科長 殿

獣医学研究科 _____
 _____ 専攻 課程 年
 学籍番号 _____
 氏 名 _____ 印
 指導教員 _____ 印

酪農学園大学大学院学則第24条第4項に基づき、下記のとおり関係書類を添え、博士課程修了に係る早期修了を申請いたします。

記

1. 早期修了に関する推薦書
2. 研究実績調書
3. 「優れた研究業績」に該当する論文

以上

様式2

早期修了に関する推薦書

年 月 日

獣医学研究科長 殿

指導教員 _____ 印

下記の者は、優れた研究業績を上げたため在学期間の短縮に該当する者と認め、ここに推薦します。

記

1. 被推薦者

- ① 所 属 _____ 専攻 _____ 課程 _____
- ② 学籍番号 _____
- ③ 氏 名 _____
- ④ 入 学 _____ 年 _____ 月 _____
- ⑤ 修了希望時期 _____ 年 _____ 月 _____

2. 推薦理由(不足する場合は、別紙(様式3)任意)に記入すること。)

様式3

研究実績調書

獣医学研究科 _____
 _____ 専攻 博士課程 年
 学籍番号 _____
 氏 名 _____

学術論文名、著書、学協会、評議会、国際会議等での研究発表題名及び特許・発明等の名称	発表論文誌の名称、巻、頁、発表年(印刷中または投稿中の場合は、その旨を記入してください。) 発表学協会、評議会、国際会議等の名称及び発表年月日	共著者又は共同発表者氏名(本人を含め上から発表順に記入してください。)
(その他特記すべき事項)		
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 (申請者) 印		
(指導教員) 印		

注 (1) 学術論文等は、別刷又はその写しを添付し、研究発表の場合は、要旨または概要を添付。
 (2) この用紙に書き切れない場合は、同様の形式のものを付加してください。

様式4-1

年 月 日

承諾書

酪農学園大学大学院獣医学研究科長 殿

私は、_____氏の学位申請に際して、下記論文が同氏の主要な参考論文として用いられることを承諾いたします。

なお、私は当該論文を自身の学位論文の申請には使用いたしません。

氏名：_____ 印(署名)

所属：_____

1. 論文名：
著者名：
掲載雑誌名・巻・号・頁・発行年：
2. 論文名：
著者名：
掲載雑誌名・巻・号・頁・発行年：
3. 論文名：
著者名：
掲載雑誌名・巻・号・頁・発行年：

(注) 博士の学位をお持ちの方は、文中「なお、私は当該論文を自身の学位論文の申請には使用いたしません。」の文章は削除してください。

(注)の部分は、最終的に削除してください。

様式4-2

Letter of Agreement

Year: _____ month: _____ day: _____

To: Dean of Rakuno Gakuen University Graduate School of Veterinary Medicine

I agree that an applicant “ Mr./Ms. ○○○○ ” employs listed publication(s) as main-publication for his/her Ph.D. degree application.

I also agree not to use the same paper(s) for any academic degree of my own.

Name (in PRINT): _____

Signature or SEAL: _____

Affiliation: _____

1. Title:

Author:

Name of Journal, Vol (No.), Pages, Year of Publication:

2. Title:

Author:

Name of Journal, Vol (No.), Pages, Year of Publication:

3. Title:

Author:

Name of Journal, Vol (No.), Pages, Year of Publication:

(Note: If the coauthor has already obtained his/her Doctoral degree, the statement, “I also agree not to use the same paper for any academic degree of my own.” will be treated as null.)

Please delete all examples and notes before using this form.

酪農学園大学大学院獣医学研究科博士課程修了認定に係る「複数の筆頭著者による論文」を学位申請論文の主論文とする場合の申合せ

酪農学園大学大学院課程修了認定のための博士（獣医学）の学位論文に関する取扱要領 第5条第3項に規定する「複数の筆頭著者による論文を学位申請論文の主論文とする場合の条件」は次のとおりとする。

1. 当該論文がPubMed収録の学術雑誌に公表済みあるいは掲載を許可されたものであること。
2. 当該論文にequal contributionによる研究である旨の明確な記載があること。
3. 当該論文のequally contributed authorが2名以内であること。
4. 筆頭著者が複数名となるための必要性を説明した指導教員の理由書（様式1）があること。
5. もう一人の筆頭著者が、当該論文を学位申請論文の主論文として使用することについて合意していること（誓約書の提出）（様式2-1あるいは様式2-2）。
6. 当該論文は他の学位申請論文の主論文として使用しないこと。

附 則

この申合せは、2017（平成29）年4月1日より施行する。

様式 1

年 月 日

複数筆頭著者理由説明書

指導教員名： _____ 印

学位申請者名：
研究分野名：
論文名：
著者名：
掲載雑誌名：
複数筆頭著者の論文を学位申請論文として提出する理由について、詳しく説明して下さい。 (各筆頭著者の担当部分も含めて記載願います。)

様式 2 - 1

誓約書

酪農学園大学大学院獣医学研究科長 殿

私は以下の論文の共著者であり、かつ **equally contributed author** ですが、この論文を _____ 氏が申請する学位のための主論文として使用することに同意いたします。

なお、本論文を自らの学位申請用主論文として使用しないことを誓います。

また、 _____ 氏が博士学位取得後に、博士学位論文をインターネット公開することを許諾します。

論文名：

著者名：

掲載雑誌名・巻・号・頁・発行年：

年 月 日

共著者名： _____ 印 (署名)

所 属： _____

様式 2 - 2

Agreement Form and Pledge

Year: _____ month: _____ day: _____

To: Dean of Rakuno Gakuen University Graduate School of Veterinary Medicine

I am a co-author and an equally contributed author of the paper mentioned below, and I hereby agree that the paper mentioned below will be used as the primary thesis (dissertation) for Mr. / Ms. _____'s Ph.D. degree application.

I also pledge that I will not use the paper for my Ph.D. degree application.

Title of the paper:

Author:

Name of Journal, Vol (No.), Pages, Year of Publication:

Name of the co-author (in PRINT): _____

Signature or SEAL: _____

Affiliation: _____

課程修了認定のための修士(獣医保健看護学)の学位論文に関する取扱要領

(趣 旨)

第1条 酪農学園大学大学院獣医学研究科（以下「本研究科」という。）の課程修了認定のための学位論文の取扱いについては、酪農学園大学大学院学則（以下「学則」という。）及び酪農学園大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この要領による。

(学位論文の提出資格)

第2条 学則第24条第1項により修了を認定される者

2 学則第24条第2項により修了を認定される者。なお、学則第24条第2項に規定する優れた研究業績とは、在籍中に筆頭著者として査読付きの学術論文に投稿し、アクセプトされた和文あるいは英文論文が1編以上とする。

(学位論文の提出期日)

第3条 前条第1項により2年次末までに学位の授与を受けようとする者は、それより3か月前までに指導教員を通じて、学位論文審査に要する提出物を本研究科長に提出しなければならない。

2 前条第2項により1年次末または2年次前期末までに学位の授与を受けようとする者は、それより5か月前までに所定の書類（様式1、2）に優れた研究業績を添え、指導教員を通じて本研究科長に申請し、認められた場合は学位授与日より3か月前までに指導教員を通じて、学位論文審査に要する提出物を本研究科長に提出しなければならない。

(学位論文審査に要する提出物)

第4条 学位論文審査に要する提出物は以下のとおりとする。なお、提出物については(1)～(4)は紙媒体1部及び電子データ、(5)は紙媒体で学位論文に関するもの全てとする。

(1) 学位論文審査申請書

(2) 学位論文

(3) 学位論文要旨

(4) 学会発表等（特許も含む）

研究成果の全部または一部を発表した関連学会等の講演要旨の写し。特許取得の場合はその証明書の写し。

(5) 研究ノート

2 研究不正を防止し、論文の根拠となる成績を記録するための研究ノートの取扱いについては別に定める。

(学位論文及び資料)

第5条 学位論文は単著とし、1篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

(審査委員)

第6条 本研究科委員会は、学位規程第7条第1項及び第2項に定めるもののうちから、指導教員を除く3名以上の審査委員を選定する。

(学位論文の審査及び試験)

第7条 審査委員は、学位論文を審査し、必要に応じて合同または単独で論文提出者に学位論文について質疑を行う。

(審査委員の報告)

第8条 審査委員は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、その結果を次の書類により本研究科委員会に報告しなければならない。

(1) 学位論文の審査及び最終試験の結果について

(2) 学位論文審査及び最終試験結果報告書

(研究科委員会の審議)

第9条 本研究科委員会は、審査委員の報告に基づいて審議し、学位論文の審査及び試験の可否を議決する。

(改 廃)

第10条 この要領の改廃は、本研究科委員会の議を経て、酪農学園大学大学院委員会で行う。

附 則

この要領は、2015（平成27）年4月1日から制定施行する。

附 則

この要領は、2020年8月25日から施行し、2020年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、2023年4月1日から施行する。

様式 1

年 月 日

獣医学研究科修士課程 早期修了申請書

獣医学研究科長 殿

獣医学研究科 _____
専攻 課程 年 _____
学籍番号 _____
氏 名 _____ 印 _____
指導教員 _____ 印 _____

酪農学園大学大学院学則第 24 条第 2 項に基づき、下記のとおり関係書類を添え、
修士課程修了に係る早期修了を申請いたします。

記

1. 早期修了に関する推薦書
2. 「優れた研究業績」に該当する論文

以上

様式 2

早期修了に関する推薦書

年 月 日

獣医学研究科長 殿

指導教員 _____ 印

下記の者は、優れた研究業績を上げたため在学期間の短縮に該当する者と認め、ここに推薦します。

記

1. 被推薦者
① 所 属 _____ 専攻 _____ 課程 _____
② 学籍番号 _____
③ 氏 名 _____
④ 入 学 _____ 年 ____ 月
⑤ 修了希望時期 _____ 年 ____ 月

2. 推薦理由(不足する場合は、別紙(様式は任意)に記入すること。)

論文提出による博士（獣医学）の学位授与に関する取扱要領

（趣 旨）

第1条 酪農学園大学大学院獣医学研究科（以下「研究科」という。）における論文提出による博士（獣医学）の学位授与に関する取扱いについては、酪農学園大学学位規程（昭和50年4月1日制定。以下「学位規程」という）に定めるもののほか、本要領の定めるところによる。

（学位授与申請資格）

第2条 本研究科に学位の授与を申請することのできる者は、次の各項のいずれかに該当する獣医学に関する研究歴を有する者で、本学の専任教職員、または本学に過去半年以上本研究科研究生として在籍し、在籍期間中に論文を完成した者とする。

2 大学において獣医学、医学、歯学または薬学の課程を卒業または修了した者

- (1) 4年の課程を卒業した者は6年以上
- (2) 6年の課程を卒業した者は4年以上
- (3) 修士課程を修了した者は4年以上
- (4) 外国の大学を卒業した者は6年以上

3 大学における獣医学、医学、歯学または薬学の課程を経ない者

- (1) 大学を卒業した者は8年以上
- (2) 短期大学または専門学校を卒業した者は10年以上

4 その他、本研究科委員会の議を経て認められた者

（獣医学研究歴）

第3条 前条に定める獣医学に関する研究歴とは、次の各号の一に該当する期間、研究に従事したことをいう。

- (1) 大学において、獣医学に関する専任教員として研究に従事した期間
- (2) 大学院獣医学研究科を退学した者は、大学院に在学した期間
- (3) 大学および大学院において、獣医学を専攻する研究生として在学した期間
- (4) 本研究科委員会の認める研究機関において、専任職員として研究に従事した期間
- (5) 前号に定めた研究機関に所属していない場合でも、学術論文、学会発表等により研究活動を行っていたことが証明される場合にはその発表を行った当該年度（暦年）
- (6) その他、本研究科委員会が、前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

（学位授与申請の手続き）

第4条 学位の授与を申請するときは、本研究科の委員を介して、次の各号に定める書類に論文審査手数料を添え、本研究科長を経て学長に提出しなければならない。なお、提出物は紙媒体1部及び電子データとする。

- (1) 学位論文審査申請書
- (2) 学位論文
- (3) 学位論文要旨
- (4) 参考論文

レフェリー制度のある学術雑誌に公表済みあるいは掲載を許可された論文5篇以上とする。そのうち1篇以上は、学位論文の全部または一部を含み、申請者が筆頭著者の原著論文（英文）であること。ただし、短報では2篇以上とする。申請者が筆頭著者でない論文の内容を学位論文に使用する場合には、共同研究者の承諾書（様式1-1あるいは様式1-2）を添付するものとする。

- (5) 論文目録
- (6) 履歴書
- (7) 研究歴証明書
- (8) 最終学校卒業（修了）証明書
- (9) 郵便振替払込受付証明書
- (10) 在職証明書（本学在職の者）

（論文審査手数料）

第5条 論文審査手数料は、本研究科委員会ならびに大学院委員会の議を経て、別に学長が定める。

（予備審査）

第6条 学位授与の申請がなされたときは、本研究科委員会は、提出された全ての書類について点検し、これを受理することについての可否を決するために予備審査を行う。

- 2 予備審査のために、3名からなる予備審査委員会を設ける。
- 3 予備審査は、学位授与の申請がなされた日から、3ヵ月以内に終了する。
- 4 予備審査の結果は、本研究科委員会の議を経て学長に報告する。
- 5 予備審査において不可とされたときは、学位の授与申請は受理されず、予備審査料を除き、全ての書類および論文審査料を返付する。

(学位論文の審査及び学力試験)

- 第7条 学位論文の審査および学力試験は、申請者が、獣医学の分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを確認するために行う。
- 2 学位論文の審査及び学力試験を行うために、本研究科委員会内に委員3名以上からなる審査委員会を設ける。
 - 3 審査委員会は、申請者が専攻学術及び外国語について、本研究科博士課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学力があることを確認するため、口頭または筆答による学力試験を行う。
 - 4 学位論文の審査及び学力試験は、予備審査の期間を含めて、学位論文が提出された日から1年以内に終了する。

(審査委員会の報告)

- 第8条 審査委員会は、学位論文の審査および学力試験を終了したときは、ただちに次の各号に定める事項を、所定の様式によって本研究科委員会に報告しなければならない。
- (1) 学位論文審査の概要及び審査結果
 - (2) 学力試験の成績と結果
 - (3) 学位授与の可否についての審査委員会の判定

(学位の授与月日)

- 第9条 学位の授与月日は、次のとおりとする。
6月30日、9月30日、12月25日、3月25日

(改 廃)

- 第10条 この要領の改廃は、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で行う。

附 則

この要領は、1988（昭和63）年4月1日から制定施行する。

附 則

この要領は、1992（平成4）年8月20日から施行し、1991（平成3）年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、1994（平成6）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、1999（平成11）年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、2001（平成13）年12月21日から施行し、2001（平成13）年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、2005（平成17）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2006（平成18）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2007（平成19）年2月16日から施行し、2007（平成19）年1月22日から適用する。

附 則

この要領は、2008（平成20）年12月19日から施行する。

附 則

この要領は、2010（平成22）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2011（平成23）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2013（平成25）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2020年8月25日から施行する。

承 諾 書

酪農学園大学大学院獣医学研究科長 殿

私は、_____氏の学位申請に際して、下記論文が同氏の主要な参考論文として用いられることを承諾いたします。

なお、私は当該論文を自身の学位論文の申請には使用いたしません。

氏名：_____ 印（署名）

所属：_____

1. 論文名：
著者名：
掲載雑誌名・巻・号・頁・発行年：
2. 論文名：
著者名：
掲載雑誌名・巻・号・頁・発行年：
3. 論文名：
著者名：
掲載雑誌名・巻・号・頁・発行年：

(注) 博士の学位をお持ちの方は、文中「なお、私は当該論文を自身の学位論文の申請には使用いたしません。」の文章は削除してください。

(注) の部分は、最終的に削除してください。

Letter of Agreement

Year: _____ month: _____ day: _____

To: Dean of Rakuno Gakuen University Graduate School of Veterinary Medicine

I agree that an applicant " Mr./Ms. o o o o " employs listed publication(s) as main-publication for his/her Ph.D. degree application.

I also agree not to use the same paper(s) for any academic degree of my own.

Name (in PRINT): _____

Signature or SEAL: _____

Affiliation: _____

1. Title:
Author:
Name of Journal, Vol (No.), Pages, Year of Publication:
2. Title:
Author:
Name of Journal, Vol (No.), Pages, Year of Publication:
3. Title:
Author:
Name of Journal, Vol (No.), Pages, Year of Publication:

(Note: If the coauthor has already obtained his/her Doctoral degree, the statement, "I also agree not to use the same paper for any academic degree of my own." will be treated as null.)

Please delete all examples and notes before using this form.

論文提出による博士（獣医学）の学位授与に係る論文審査手数料について

1. 酪農学園大学学位規程第4条第3項および論文提出による博士（獣医学）の学位授与に関する取扱要領第5条に基づき、博士（獣医学）の学位の授与を申請する場合の論文審査手数料を次のとおり定める。

区 分	審 査 料		
	予 備 審 査	論 文 審 査	合 計
① 本学専任教職員の場合	100,000円	100,000円	200,000円
② 本学の学部及び学群卒業者、本学大学院修士課程修了者および本学大学院博士課程において、所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者	100,000円	400,000円	500,000円
③ 前二号以外の者の場合	100,000円	700,000円	800,000円

2. 予備審査において不可とされたときは、前項各号に定める予備審査料を除き、論文審査料を返付する。

制定日 1988（昭和63）年4月1日

改正日 2001（平成13）年12月1日

改正日 2012（平成24）年4月1日

発展途上国との共同研究の結果に基づき提出された論文提出による博士（獣医学）の学位授与に関する取り扱い要領の特例について

（趣旨）

この取り扱い要領の特例は本学獣医学群と発展途上国との共同研究を推進することを目的として、発展途上国の研究者が本学獣医学群と共同で行った研究業績に基づき提出された論文による論文博士の学位授与に関しては、その発展途上国の実状に則して費用の軽減を図るための措置を次のごとく定める。

（特例を適用する要件）

- 1) 本学獣医学群との共同研究者である申請者は前年度の給与所得を証明する書類、業績一覧及び履歴書を提出し、本研究科委員会が申請者を発展途上国の共同研究者として認定し、あるいはその国の経済状態に関し同等の証明がなされたとき本研究科委員会が認め、以下の条件を満たすときには学位論文を提出することが出来る。
- 2) レフェリー制度のある学術雑誌に掲載（掲載受理を含む）された論文を5編以上有し、そのうち本学獣医学群の専任教員の指導で行なわれ（共著論文もしくは指導を受けたことを明記する文書をもって指導とする）、学位論文を構成する内容が2編以上の学術論文（Current contentsもしくはPub medに収録されているもの）に申請者を筆頭著者として公表（掲載受理含む）されていること。

（軽減措置）

- 1) 研究生としての在学期間を免除することが出来る。
- 2) 論文審査料（予備審査料を含む）を50,000円として徴収することとする。

（適用年月日）

上記特例は、1998（平成10）年8月6日から適用する。

上記特例は、2007（平成19）年8月22日から適用する。

上記特例は、2011（平成23）年4月1日から適用する。

博士（獣医学）の学位論文作成の手引き

1. はじめに：学位論文の提出

博士課程の学生は学位取得のために、[課程修了認定のための博士（獣医学）の学位論文に関する取扱要領]に基づいて在学期間中に学位論文と必要書類を提出し、審査を受ける必要があります。

論文の作成と申請に当たっては、上記取扱要領およびこの学位論文作成の手引きを参考にしてください。

2. 参考論文について

上記取扱要領第4条で規定しているように、参考論文は、[レフェリー制度のある学術雑誌に公表済みあるいは掲載を許可されたもので、申請者が筆頭著者の原著論文（英文）1篇以上（短報では2篇以上）]の提出が要求されています。

つまり3年または4年間の在籍期間のうち、最終年の学位論文提出時には博士論文内容の全部または一部を含む投稿論文が公表済みか掲載許可を得ておく必要があります。[上記取扱要領第2条（学位論文の提出資格）および第3条（学位論文の提出期日）の項を参照]。したがって研究の進行や論文の作成にあたっては指導教員と密接に連絡を取り、作業を進めてください。

3. 学位論文要旨の作成について

- (1) 言語：日本語
- (2) 用紙：A4上質紙
- (3) 余白：左3センチ、右2センチ、上3センチ、
下3センチ
- (4) フォント：明朝体で11ポイント
- (5) 行数：1ページ30行
- (6) 頁数：2ページ以内
- (7) 本文：必要に応じて【 】を用いて項目を記載しても良い
- (8) 体裁：右図のとおり

※英文要旨も別途作成し、学位論文本体の一番最後に挿入してください。

詳細は「4. 学位論文の作成について(5)」参照

学位論文要旨
論文タイトル
酪農学園大学大学院獣医学研究科 獣医学専攻博士課程 研究指導分野 氏名
本文

4. 学位論文の作成について

学位論文の体裁：論文の内容やテーマはそれぞれの研究の分野によって異なりますが、原則的に以下のような体裁になります。

- (1) 論文に用いる言語：論文は原則的に日本語、または英語で作成し、英文は、必ず native speaker の校閲を受けてください。
- (2) 製本：論文は仮製本して1部提出することになっています。仮製本の際は片面で印刷し製本してください。
データ：PDFデータにて提出してください。データはUSB、CD-ROMまたはEメールにより提出してください。

- (3) 表紙：以下の例示を参考にして作成してください。

表紙には表題と氏名を、背表紙には表題、氏名と年度（西暦）を表示します。

表紙の次に内表紙をつけ、それには表題、酪農学園大学大学院獣医学研究科獣医学専攻博士課程、氏名、所属、研究指導分野、指導教員の職名、氏名、年度（西暦）を表示します。

表紙

表 題

氏名

背表紙

表 題

氏名

年 度

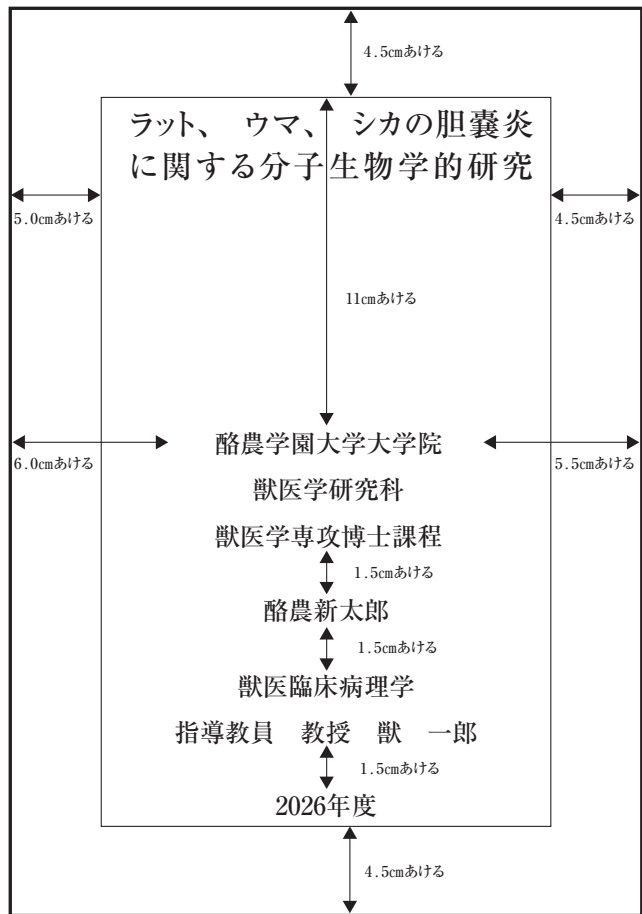
内表紙

表 題

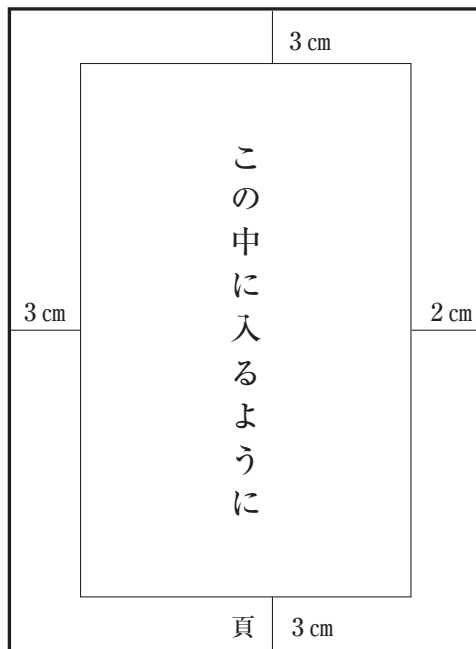
酪農学園大学大学院
獣医学研究科
獣医学専攻博士課程

氏名
研究指導分野
指導教員 職名 氏名
年度(西暦)

内表紙の例



本文



- (4) 本文
- (a) 用紙：A 4 判の上質紙を使用し、横書きにしてください。余白は以下が標準です。(左 3 センチ、右 2 センチ、上 3 センチ、下 3 センチ)
 - (b) ページ：各ページの右肩もしくは下余白中央部にページ番号をつけてください。
 - (c) 行数・字数：アプリケーションソフトを用い本文は12-16ポイント程度の読みやすい印字で、A 4 判の用紙に1行30~40字、1ページは25~30行で印刷してください。
 - (d) 日本文の場合現代仮名づかい・送りがなを用い、漢字は原則として常用漢字を用いてください。
 - (e) 句読点は、、] てん [,] コンマ [。] まる [.] ピリオドの区別を論文全体として統一性を持たせ、明瞭に印字してください。
- (5) 英文要旨の作成について
- 以下の要領で作成してください。
- (a) 用紙：A 4 上質紙
 - (b) 余白：左 3 センチ、右 2 センチ、上 3 センチ、下 3 センチ
 - (c) フォント：times new roman、11ポイント
 - (d) 行数：1 ページ30行
 - (e) 頁数：3 ページ以内
 - (f) 体裁：「学位論文要旨の作成について」の体裁に準拠し、論文タイトル以降を英文で記載する。ページトップの学位論文要旨は記載しなくて良い。
 - (g) 挿入場所：学位論文本体の一番最後
- (6) 論文の構成：各項目の見出しは内容によって適宜変更することも可能です。

例 1

- 目次
- 凡例 (省略の説明)
- 緒言 (または緒論)
- 材料と方法
- 結果 (または成績)
- 考察
- 総括 (または結論)
- 謝辞
- 引用文献
- 英文要旨

体裁はおおむね上記のようですが、すでに雑誌等に複数の論文として投稿していたり、これから投稿する複数の論文をまとめるような場合にはいくつかの章に分けることも可能です。

例 2

- 1 目次
- 2 凡例 (省略の説明が必要な場合)
- 3 緒言 (全体的な緒言と論文の各章の概略を示す)
- 4 各章ごとに以下のように
 - 第 I 章 題名
 - 1. 小緒 (または序文)
 - 2. 材料と方法
 - 3. 結果 (または成績)
 - 4. 考察
 - 5. 小括
 - 第 II 章 以下第 I 章と同様の項目で書く。
 - ・
 - ・
 - 第 III 章

- 5 総括
- 6 謝辞
- 7 引用文献（引用文献は論文全体を一貫して番号をつける）
- 8 付図説明
- 9 英文要旨

内容によっては、結果と考察を一括した方が理解しやすい場合があるので、その際は変更することも可能です。

例3

目次

緒言（または緒論）

第I章 題名 頁

 1. 序文 5

 2. 材料と方法（材料および方法） 6

 3. 結果（または成績）と考察 8

 4. 小括 10

第II章 題名

 以下第I章と同様の項目で書いていく

第III章 ……………

総括 頁

謝辞 頁

引用文献 頁

付図および付図説明 頁

英文要旨

(7) 図表：図（写真）表は、一貫した番号をつけ、必ず本文中の引用説明箇所にその番号を記載してください。図（写真）表等は原則として本文中にそれらの番号が記載されている付近に挿入してください。もし文末にまとめて写真などを編集する場合は前述の例のように「付図および付図説明」等の章を設けるとよいでしょう。

(a) 表：原則として横罫線のみとします。

表題は上部に、また細かな説明や省略の説明は脚注に加えます。日本語の論文の場合、表の説明は日本語を用います。

(b) 図 写真：表題は下部に記述します。

グラフ等ではできるだけ理解しやすいように作成し、形態的な写真や図等には必ずスケールや倍率を明示してください。

図の例

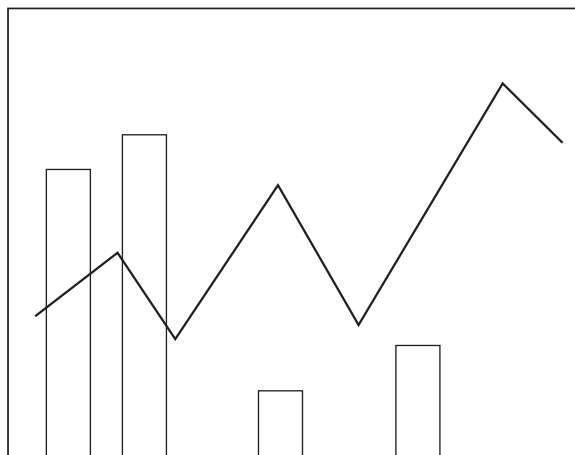


図22. 陽性率の比較と出現リンパ球数の推移

表の例

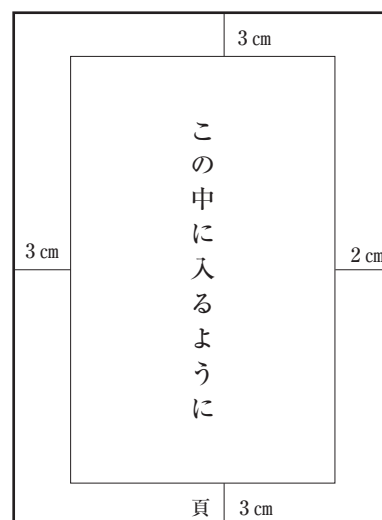
表12. 陽性個体と出現リンパ球数の推移

実験群	対照群	投薬群
DDY	12(22.6)*	2(35.2)
AKR	16(34.5)	1(45.6)
合計	28(28.5)	3(40.2)

* () 内の数字は平均リンパ数を表す

(c) 写真は厚めの台紙に十分接着させることが必要です。ただ台紙は厚すぎるとページをめくるときに不便なので適当な用紙（ケント紙）を用いて、ページを開きやすいように製本してください。

台紙の中には右の図のように上下 3 cm、左 3 cm、右 2 cmの余白を残して、この範囲内にはまるように適宜配置します。また、場合によりカラー印刷を用いてもかまいません。



(8) 学名：動植物や病原体等の学名はアンダーラインを引くか、斜体文字 (*Italic*) で表してください。それらの記載は各専門分野の記名様式に従ってください。

例) Nippostrongylus brasiliensis (Travassos, 1914)

Nippostrongylus brasiliensis (Travassos, 1914)

(9) 和名：動植物学的な和名は、原則としてカタカナで記載しますが、文章中の流れで論文全体で統一性があれば漢字の使用も可能です。

例) ウシ 和牛 乳用牛 イヌ 日本犬 ネコ

日本猫 エゾユズリハ

(10) 引用文献

引用文献は謝辞の後に記載してください。作成は The Journal of Veterinary Medical Science (*J Vet Med Sci*) のスタイルに準拠します。

(a) 本文中の引用：本文中では著者名 2 名までとし、3 名以上は [○○ほか] あるいは [○○et al.] と記述してください。

(b) 引用文献リストでの配列：筆頭著者および共著者の姓の ABC (アルファベット) 順とし、1、2……の番号をつけてください。本文中の引用箇所には [1] [2-5, 7] [1, 7-9] のように対応する文献番号を引用してください。

引用文献の記載は下記の例にならってください。

同一筆頭著者の論文が複数続く場合

単著を先にする。2 人、3 人…の順に記載する。

2 名以上の場合 2 人目、3 人目…の姓の ABC 順にする。

全く著者が同じ場合は発行の早い順にする。

(c) 雑誌名の省略

ISO4-1972 (E) : Documentation International Code for the Abbreviation of Titles of Periodicals, and ISO833-1974 (E) : Documentation International List of Pedical Title Word Abbriviation. の記載による。なお、邦文雑誌については、略名を使わないこととします。

(d) 雑誌論文の記載例：

著者，発行年，題名，誌名（斜体文字かアンダーライン），巻数およびページ数。

1. Saigo T. 1987. Fate of proteins of *Homo sapiens* in outer space. *Astorol Res* 55: 123-126.

2. Saigo T, Suzuki H. 1985. First record of *Echinococcus multilocularis* from a *Hippopotamus amphibius* in Hokkaido. *J. Parasitol* 55: 145-156.

3. Saigo T, Asada T, Mifune T. 1980. Immune response in bacterial infections of domestic cattle in Africa *Inf Dis* 64: 123-126.

4. 中村太一 1987. 秋田県の食中毒と宴会の関係. *自民獣医学雑誌* 44:22-26.

5. 佐藤隆文, 松田 宏 1990. 競走馬盲腸内細菌相と重賞レースの戦績の関連. *競馬新報* 33:26-28.

(e) 単行本などの記載例：

著者，発行年，版，巻号，発行所およびその所在地

11. Clinton L, Kennedy J F. 1976. Economical biology and ecology of LDP of Japan. pp. 115-163. In: Handbook for Representatives of Japan. Vol. II (Hosokawa M, Ozawa I. eds.), The Parliament Press of Japan, Tokyo.

(f) 数字単位略語：数字は算用数字を用い、単位および略語も The Journal of Veterinary Medical Science (*J Vet Med Sci*) に準じます。

修士（獣医保健看護学）の学位論文作成の手引き

1. はじめに：学位論文の提出

修士課程の学生は学位取得のため学位論文を提出し、審査を受ける必要があります。

研究の進行や論文の作成にあたっては指導教員と密接に連絡を取ると共に、学位論文は原則的に本作成の手引きを参考に作成し、所定の期日までに1部を研究科長に提出してください。

なお、審査終了後、附属図書館での保管用に1部提出してください。

2. 学位論文要旨の作成について

- (1) 言語：日本語
- (2) 用紙：A4上質紙
- (3) 余白：左3センチ、右2センチ、上3センチ、
下3センチ
- (4) フォント：明朝体で11ポイント
- (5) 行数：1ページ30行
- (6) 頁数：2ページ以内
- (7) 本文：必要に応じて【 】を用いて項目を記載
しても良い
- (8) 体裁：右図のとおり

	学位論文要旨
	論文タイトル
	酪農学園大学大学院獣医学研究科 獣医保健看護学専攻修士課程 研究指導分野 氏名
本文	

3. 学位論文の作成について

学位論文の体裁：論文の内容やテーマはそれぞれの研究の分野によって異なりますが、原則的に以下のような体裁になります。

- (1) 論文に用いる言語：論文は原則的に日本語、または英語で作成し、英文は、必ず native speaker の校閲を受けてください。
- (2) 製本：論文は仮製本して1部提出することになっています。仮製本の際は片面で印刷し製本してください。
データ：PDFデータにて提出してください。データはUSB、CD-ROMまたはEメールにより提出してください。

- (3) 表紙：以下の例示を参考にして作成してください。

表紙には表題と氏名を、背表紙には表題、氏名と年度（西暦）を表示します。

表紙の次に内表紙をつけ、それには表題、酪農学園大学大学院獣医学研究科獣医保健看護学専攻修士課程、氏名、所属、研究指導分野、指導教員の職名、氏名、年度（西暦）を表示します。

表紙

表 題

氏名

背表紙

表 題

氏名

年 度

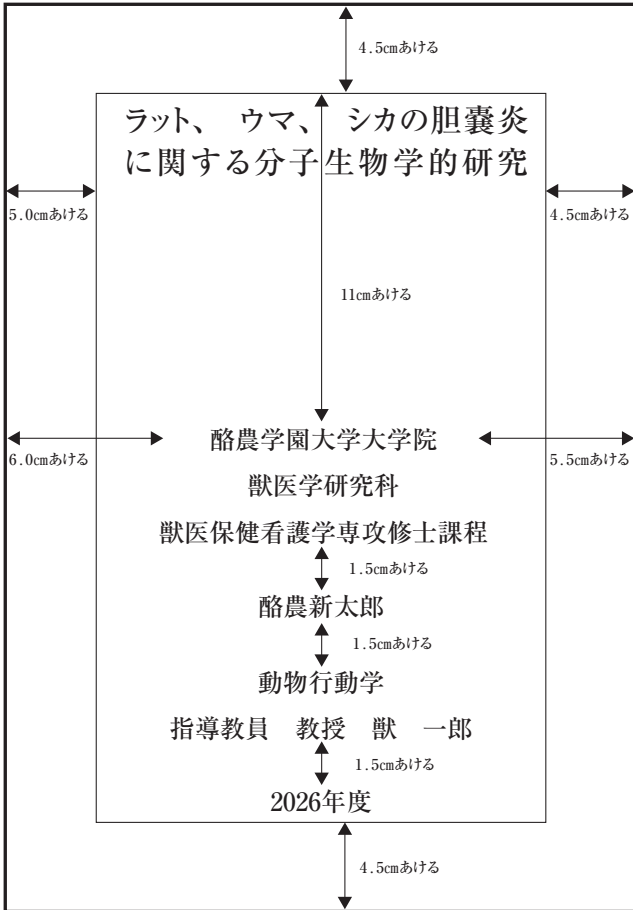
内表紙

表 題

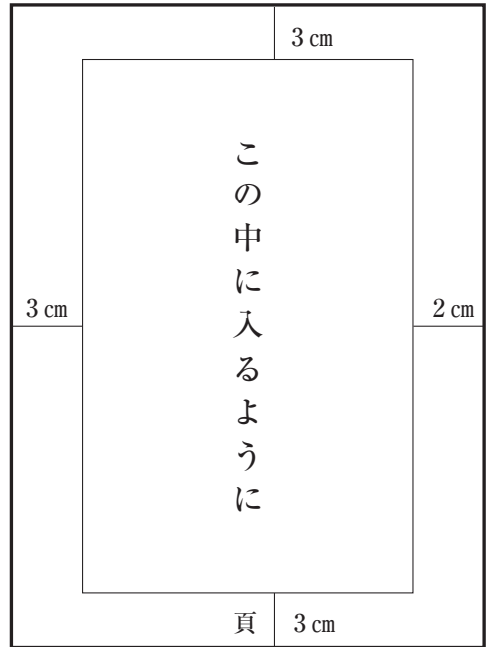
酪農学園大学大学院
獣医学研究科
獣医保健看護学専攻修士課程

氏名
研究指導分野
指導教員 職名 氏名
年度(西暦)

内表紙の例



本文



(4) 本文

- (a) 用紙：A 4 判の上質紙を使用し、横書きにしてください。余白は以下が標準です。(左 3センチ、右 2センチ、上 3センチ、下 3センチ)
- (b) ページ：各ページの右肩もしくは下余白中央部にページ番号をつけてください。
- (c) 行数・字数：アプリケーションソフトを用い本文は12-16ポイント程度の読みやすい印字で、A 4判の用紙に1行30~40字、1ページは25~30行で印刷してください。
- (d) 日本文の場合現代仮名づかい・送りがなを用い、漢字は原則として常用漢字を用いてください。
- (e) 句読点は、[、] てん [，] コンマ [。] まる [．] ピリオドの区別を論文全体として統一性を持たせ、明瞭に印字してください。

(5) 論文の構成：各項目の見出しは内容によって適宜変更することも可能です。

例 1

- 目次
- 凡例 (省略の説明)
- 緒言 (または緒論)
- 材料と方法
- 結果 (または成績)
- 考察
- 総括 (または結論)
- 謝辞
- 引用文献

体裁はおおむね上記のようですが、すでに雑誌等に複数の論文として投稿していたり、これから投稿する複数の論文をまとめるような場合にはいくつかの章に分けることも可能です。

例 2

- 1 目次
- 2 凡例 (省略の説明が必要な場合)
- 3 緒言 (全体的な緒言と論文の各章の概略を示す)
- 4 各章ごとに以下のように
 - 第 I 章 題名
 - 1. 小緒 (または序文)
 - 2. 材料と方法
 - 3. 結果 (または成績)
 - 4. 考察
 - 5. 小括
 - 第 II 章 以下第 I 章と同様の項目で書く。
 - ・
 - ・
 - 第 III 章 ……………
- 5 総括
- 6 謝辞
- 7 引用文献 (引用文献は論文全体を一貫して番号をつける)
- 8 付図説明

内容によっては、結果と考察を一括した方が理解しやすい場合があるので、その際は変更することも可能です。

例 3

目次

緒言（または緒論）

第 I 章 題名	頁
1. 序文	5
2. 材料と方法（材料および方法）	6
3. 結果（または成績）と考察	8
4. 小括	10

第 II 章 題名

以下第 I 章と同様の項目で書いていく

第 III 章 ……………

総括	頁
謝辞	頁
引用文献	頁
付図および付図説明	頁

(6) 図表：図（写真）表は、一貫した番号をつけ、必ず本文中の引用説明箇所にその番号を記載してください。図（写真）表等は原則として本文中にそれらの番号が記載されている付近に挿入してください。もし文末にまとめて写真などを編集する場合は前述の例のように「付図および付図説明」等の章を設けるとよいでしょう。

(a) 表：原則として横罫線のみとします。

表題は上部に、また細かな説明や省略の説明は脚注に加えます。日本語の論文の場合、表の説明は日本語を用います。

(b) 図 写真：表題は下部に記述します。

グラフ等はできるだけ理解しやすいように作成し、形態的な写真や図等には必ずスケールや倍率を明示してください。

図の例

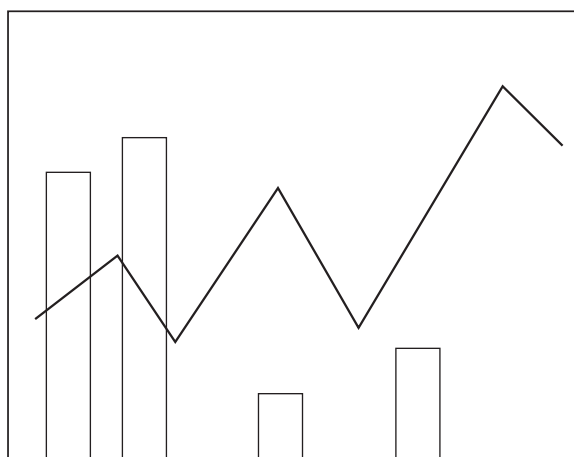


図22. 陽性率の比較と出現リンパ球数の推移

表の例

実験群	対照群	投薬群
DDY	12(22.6)*	2(35.2)
AKR	16(34.5)	1(45.6)
合計	28(28.5)	3(40.2)

* () 内の数字は平均リンパ球数を表す

(c) 写真は厚めの台紙に十分接着させることが必要です。ただ台紙は厚すぎるとページをめくるときに不便なので適当な用紙（ケント紙）を用いて、ページを開きやすいように製本してください。

台紙の中には右の図のように上下 3 cm、左 3 cm、右 2 cmの余白を残して、この範囲内にはまるよう

に適宜配置します。また、場合によりカラー印刷を用いてもかまいません。

- (7) 学名：動植物や病原体等の学名はアンダーラインを引くか、斜体文字 (*Italic*) で表してください。それらの記載は各専門分野の記名様式に従ってください。

例) Nippostrongylus brasiliensis (Travassos, 1914)
Nippostrongylus brasiliensis (Travassos, 1914)

- (8) 和名：動植物学的な和名は、原則としてカタカナで記載しますが、文章中の流れで論文全体で統一性があれば漢字の使用も可能です。

例) ウシ 和牛 乳用牛 イヌ 日本犬 ネコ
 日本猫 エゾユズリハ

- (9) 引用文献

引用文献は謝辞の後に記載してください。作成は The Journal of Veterinary Medical Science (*J Vet Med Sci*) のスタイルに準拠します。

- (a) 本文中の引用：本文中では著者名2名までとし、3名以上は [○○ほか] あるいは [○○et al.] と記述してください。

- (b) 引用文献リストでの配列：筆頭著者および共著者の姓のABC(アルファベット)順とし、1、2……の番号をつけてください。本文中の引用箇所には [1] [2-5, 7] [1, 7-9] のように対応する文献番号を引用してください。

引用文献の記載は下記の例にならってください。

同一筆頭著者の論文が複数続く場合

単著を先にする。2人、3人…の順に記載する。

2名以上の場合には2人目、3人目…の姓のABC順にする。

全く著者が同じ場合は発行の早い順にする。

- (c) 雑誌名の省略

ISO4-1972 (E) : Documentation International Code for the Abbreviation of Titles of Periodicals, and ISO833-1974 (E) : Documentation International List of Periodical Title Word Abbreviation. の記載による。なお、邦文雑誌については、略名を使わないこととします。

- (d) 雑誌論文の記載例：

著者，発行年，題名，誌名 (斜体文字かアンダーライン)，巻数およびページ数。

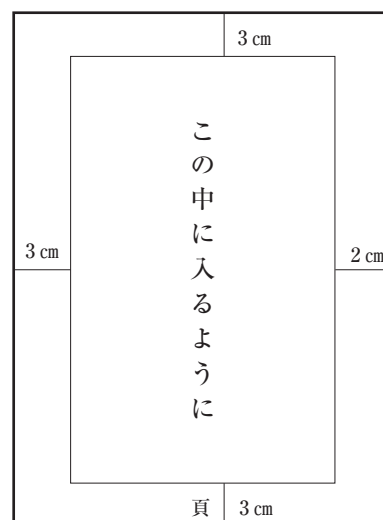
1. Saigo T. 1987. Fate of proteins of Homo sapiens in outer space. *Astrol Res* 55: 123-126.
2. Saigo T, Suzuki H. 1985. First record of *Echinococcus multilocularis* from a *Hippopotamus amphibius* in Hokkaido. *J. Parasitol* 55: 145-156.
3. Saigo T, Asada T, Mifune T. 1980. Immune response in bacterial infections of domestic cattle in Africa *Inf Dis* 64: 123-126.
4. 中村太一 1987. 秋田県の食中毒と宴会の関係. 自民獣医学雑誌 44:22-26.
5. 佐藤隆文, 松田 宏 1990. 競走馬盲腸内細菌相と重賞レースの戦績の関連. 競馬新報 33:26-28.

- (e) 単行本などの記載例：

著者，発行年，版，巻号，発行所およびその所在地

11. Clinton L, Kennedy J F. 1976. Economical biology and ecology of LDP of Japan. pp. 115-163. In: Handbook for Representatives of Japan. Vol. II (Hosokawa M, Ozawa I. eds.), The Parliament Press of Japan, Tokyo.

- (f) 数字単位略語：数字は算用数字を用い、単位および略語も The Journal of Veterinary Medical Science (*J Vet Med Sci*) に準じます。



獣医学研究科学位論文審査基準

【獣医学専攻博士課程】

1. 評価項目

学位申請論文の審査には、審査委員会委員が次の6項目について別表の評価基準に基づいて評価する。

- (1) テーマのたて方：独創的、具体的で明確なテーマが設定されていて、それについての適切な仮説や調査項目が分かりやすく整理されて示されていること。
- (2) 研究の背景：信頼できる複数の情報源から、これまで明らかになった知見や課題を整理し、自分が明らかにしようとしている研究目的に関連付けて活用していること。
- (3) 研究の方法：複数の研究方法や分析の視点から、目的とテーマにふさわしいいくつかの研究方法を用い、明確な分析の視点を示していること。
- (4) 研究の結果：実験データや調査などについて整理と解析が十分になされ、焦点に沿って研究した内容を組織的にまとめ、類似点・相違点・重要な型（パターン化）の発見など様々な視点から検討していること。
- (5) 考査と結果：研究から明らかになったことについて整理し、専門基礎知識（自分の専門分野の概念や枠組み）を効果的に用いて、独自の考査を展開し、論理的に説明できていること。
- (6) 参考論文：適切に引用していること。

2. 評価方法及び判定

- (1) 各審査委員が、別表の評価基準に基づいて各評価項目を5点、3点、1点で評価する。
- (2) 論文提出による博士の学位では、全ての審査委員が、15点以上（30点満点）をつけたことをもって、予備審査終了とし、研究科委員会で論文審査（本審査）の承認を行う。本審査では、全ての審査委員が20点以上（30点満点）をつけたことをもって、本審査を終了とし研究科委員会に報告する。

3. 審査における必須要件及び最終判定

次の2つの要件を満たし、当該分野に関する十分に広範な知識を有し、自立して研究を行う能力と研究成果を外部に発表（国際学会等）できる能力を備えているかどうかの評価を行い、研究科委員会において博士の学位授与の最終的な合否判定を決定する。

- (1) 研究成果の全部又は一部を、筆頭著者として英文の学術原著論文に既に公表していること。
- (2) 学位論文発表会で、口頭での発表と質疑応答が論理的かつ明確に行われ、審査委員を納得させたこと。

【獣医保健看護学専攻修士課程】

1. 評価項目

学位申請論文の審査には、審査委員会委員が次の5項目について別表の評価基準に基づいて評価する。

- (1) テーマのたて方：実現可能なテーマが設定されており、それについての適切な仮説や調査項目が示されていること。
- (2) 研究の背景：複数の情報源から、これまでに明らかになった知見を示し、整理し、自分が明らかにしようとしている研究目的に関連付けていること。
- (3) 研究の方法：目的とテーマに沿った研究方法を用い、分析の視点を示していること。
- (4) 研究の結果：研究で得られた情報をまとめ、類似点・相違点・パターンなど何らかの法則性を検討していること。
- (5) 考察と結論：研究から明らかになったことについて記述し、専門的基礎知識を用いて論理的に説明できていること。
- (6) 参考論文：適切に引用していること。

2. 評価方法及び判定

- (1) 各審査委員が、別表の評価基準に基づいて各評価項目を5点、3点、1点で評価する。
- (2) 論文審査では、全ての審査委員が、20点以上（30点満点）をつけたことをもって、本審査を終了とし研究科委員会に報告する。

3. 審査における要件及び最終判定

次の2つの要件を考慮し、当該分野に関する専門的知識と実践的能力を身に付け、問題把握・解決能力を備えているかどうかの評価を行い、研究科委員会において修士の学位授与の最終的な合否判定を決定する。

- (1) 学位論文発表会で、口頭での発表と質疑応答が論理的にわかりやすく行われたこと（必須）。
- (2) 研究成果の全部または一部を、関連する学会等（特許も含む。）で発表していること（必須）。

附 則

この基準は、2016（平成28）年4月1日から施行する。

〔別表〕

学位論文評価基準（獣医学専攻博士課程）

点数・評価項目	5	3	1
テーマのたて方	独創的で、明確なテーマが設定されており、それについての適切な仮説や調査項目が分かりやすく整理されて示されている。	実現可能なテーマが設定されており、それについての適切な仮説や調査項目が示されている。	実現可能なテーマが設定されているが、仮説や調査項目が分かりにくい。
研究の背景	信頼できるさまざまな情報源から、これまでに明らかにされた先行研究の知見や課題を整理し、自分が明らかにしようとしている内容に関連付けて活用している。	複数の情報源から、これまでに明らかにされた先行研究の知見を示し、整理しているが、自分の研究のテーマとの関連性を十分に示していない。	限られた情報源から、これまでに明らかにされた先行研究の知見を、何かしら紹介しているが、自分の研究テーマとの関係が乏しい。
研究の方法	研究のテーマにふさわしい複数の研究方法を用い、明確な分析の視点を示している。研究内容を深化させる分析手段が示されている。	研究の目的とテーマに沿った研究方法を用い、分析の視点を示している。画一的な分析手段となっている。	研究の目的とテーマに沿った分析の視点が十分に示されておらず、簡単な分析手法しか示されていない。
研究の結果	焦点に沿って実験や調査で得られた実験データを図や表を有効利用して組織的にまとめ、類似点・相違点・重要な型（パターン化）の発見など様々な視点から解析している。	実験や調査で得られたデータを図や表を利用してまとめ、類似点・相違点・パターン化など何らかの法則性を示している。	実験や調査で得られたデータを列挙しているのみであり、関連付けてまとめることができていない。
考査と結論	研究から明らかになったことについて整理し、専門基礎知識（自分の専門分野の概念や枠組み）を効果的に用いて、独自の考察を展開し、仮説との整合性など、論理的に説明できている。	研究から明らかになったことについて記述し、専門基礎知識をある程度用いて説明できているが、独自の考察がやや不十分である。	研究から明らかになったことについての記述はできているが、独自の考察が十分にできておらず、論理的な整理がついていない。
参考論文	研究内容との関連性や研究着手の経緯、研究方法、考察の展開において、適切な参考図書や参考文献が必要な数だけ引用されている。	研究の背景における先行研究や研究方法における適切な参考図書や参考文献が必要な数だけ引用されているが考察の展開において、十分には引用されていない。	適切な参考文献が十分には引用されていない。

学位論文評価基準（獣医保健看護学専攻修士課程）

点数・評価項目	5	3	1
テーマのたて方	明確で、実現可能なテーマが設定されており、それについての適切な仮説や調査項目がわかりやすく示されている。	実現可能なテーマが設定されており、一般的かつ適切な仮説や調査項目が示されている。	曖昧なテーマが設定されており、仮説や調査項目が分かりにくい。
研究の背景	複数の情報源から、これまでに明らかにされた先行研究の知見を整理して示し、自分が明らかにしようとしている内容と関連付けている。	複数の情報源から、これまでに明らかにされた先行研究の知見を整理して示している。	限られた情報源から、これまでに明らかにされた先行研究の知見を列挙して示している。
研究の方法	研究の目的とテーマにふさわしい複数の研究方法を用い、明確な分析の視点を示している。	研究の目的とテーマに沿った研究方法を用い、分析の視点を示している。	研究の目的とテーマに関連した研究方法を用いているが、分析の視点が明確になっていない。
研究の結果	実験や調査で得られたデータを図や表を有効利用して組織的にまとめ、類似点・相違点・重要な型（パターン化）の発見など様々な観点から解析している。	実験や調査で得られたデータを図や表を利用してまとめ、類似点・相違点・パターン化など何らかの法則性を示そうとしている。	実験や調査で得られたデータを列挙しているのみであり、類似点・相違点・パターン化など何らかの法則性を検討することが十分になされていない。
考査と結論	研究から明らかになったことについて整理し、専門基礎知識を効果的に用いて、論理的に説明できている。	研究から明らかになったことについて記述し、専門知識をある程度用いて論理的に説明できている。	研究から明らかになったことについての記述はできているが、専門基礎知識を用いて、論理的に説明ができていない。
参考論文	研究内容との関連性や研究着手の経緯、研究方法、考察の展開において、適切な参考図書や参考文献が必要な数だけ引用されている。	研究の背景における先行研究や研究方法における適切な参考図書や参考文献が必要な数だけ引用されているが、考察の展開において、十分には引用されていない。	適切な参考文献が十分には引用されていない。

獣医学研究科 研究ノート配付要領

(趣 旨)

第1条 酪農学園大学大学院獣医学研究科（以下「研究科」という）の課程修了認定のための学位論文の作成に当たって、研究不正を防止し、学位論文の根拠となる成績が記載された研究ノートの取扱については、この要領による。

(研究ノート)

第2条 研究ノートは、規定の様式のもので研究科から無償で配付する。

2 研究ノートの払出しについては、獣医学群事務室に設置している所定の「研究ノート払出記録」に必要事項を記載し受領する。

3 1回の払出しは1冊を限度とする。

(記載方法)

第3条 研究ノートの記載方法は、研究不正を防ぐため、研究ノートの記載上の注意に準拠する。

(提 出)

第4条 研究科の課程修了認定のための学位論文を提出する時に、使用した全ての研究ノートは学位論文と一緒に指導教員を通じて研究科長に提出しなければならない。

(保 管)

第5条 提出された研究ノートは獣医学群事務室の専用の鍵のかかるロッカーに保管する。

2 保管期間は提出後10年間とする。

(閲 覧)

第6条 研究ノートを閲覧する場合は、研究科長の了解を得てから「研究ノート閲覧記録」に必要事項を記載して閲覧する。

2 閲覧終了後は速やかに獣医学群事務室に返却する。

(改 廃)

第7条 この要領の改廃は、本研究科委員会により行う。

附 則

1 この要領は、2015（平成27）年4月1日から制定施行する。

2 2015（平成27）年度の入学者から適用する。

附 則

この要領は、2022（令和4）年4月1日から施行する。

酪農学園大学大学院 酪農学研究科

Rakuno Gakuen University Graduate School
Graduate School of Dairy Science

酪農学専攻修士課程

Dairy Science, Master's Course

食生産利用科学専攻博士課程

Food Production and Utility Development, Doctoral Course

食品栄養科学専攻修士課程

Food and Nutrition Science, Master's Course

食品栄養科学専攻博士課程

Food and Nutrition Science, Doctoral Course

酪農学研究科の3つのポリシー

酪農学研究科は、酪農学園創立の基本精神に基づいて、酪農学とその関連科学領域に関する精深かつ不断の研究を進め、その成果を広く社会に還元することで人類の福祉と自然環境の保全並びに産業と文化の進展に貢献することを目的とする。本研究科の特徴は、農畜産物生産から流通、加工、消費（栄養学・生活科学を含む）まで一貫して研究できる環境があり、食に関して総合的・科学的な研究ができることである。本研究科は、二つの課程を持ち、修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。博士課程は、専攻分野において研究者として自立した研究活動を行い、専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

アドミッション・ポリシー

酪農学専攻修士課程

多様化・高度化する酪農学とその関連科学の教育と研究を通して生命・自然を尊ぶ豊かな人間性をはぐくみ、酪農のかかえる物質及びエネルギーの循環に関する諸問題に総合的に対応し得る高度な教育と研究を展開し、国際的視野に立って次世代の酪農学の教育と研究を担う人材を養成する。従って、自然科学分野のみならず人文社会科学分野からも、農業・畜産業に関する知識や技術を活かして人類社会に貢献したいという意欲を持つ人物を求める。

食生産利用科学専攻博士課程

自然環境を守りながら安全・安心な食料を十分に確保する具体的な方策と学理について、複数の領域を広範な分野から総合的に研究することにより、社会の多様な分野で、高度な専門性を全体の調和のなかで柔軟に活かして活躍できる研究者・指導者となりうる人物を求める。

食品栄養科学専攻修士課程・博士課程

修士課程は、「食」と「人の健康」をつなぐ各分野での深い学識と幅広い経験を体得し、国際的視野に立ち、高い目的意識と強い使命感を持った指導的役割を担える人材を養成する。従って、食品の素材となる動植物及び微生物に関するサイエンスに対して旺盛な好奇心と基礎学力を有し、加工・調理・栄養・代謝・疾病と健康にいたる諸問題の解決に積極的に挑戦する人物を求める。

博士課程は、それぞれの専門分野における教育・研究を通じて、本学ならではの利点を生かし、農業・食品・人の健康という複数の領域の横断的な思考により、環境にも配慮した人の健康向上に貢献する総合的で高度な知識と技術を備えた研究者・指導者となりうる人物を求める。

カリキュラム・ポリシー

酪農学専攻修士課程

作物生産科学、家畜生産科学、酪農情報学、環境共生学の専門分野の研究成果を教育に生かしつつ、分野の枠組みにとらわれることなく機能的かつ多岐にわたる教育を展開する。特定の専門性を高めつつも同一専門分野内の他の科目との関連性を学び、学生が広い視野に立ち、特定の専門に偏ることのない精深な知識と高度な判断力を修得できるよう計画し、幅広くバランスのとれた知識を修得できるように教授する。

食生産利用科学専攻博士課程

修士課程における酪農学・作物生産科学・家畜生産科学・酪農情報学・環境共生学及びフードシステムの専門分野の教育研究成果を生かしつつ、最新かつ精深な知識や技術を深く学び習得して相互に連携し、その関連専門分野で多岐にわたって教育を展開する。さらに、酪農学と環境共生学、フードシステムに関する課題を総合的に探求して、自ら考えて解決する能力を養うよう教授する。

食品栄養科学専攻修士課程・博士課程

修士課程は、新規食品素材開発及び食と機能性に関する教育研究を基盤とし、食の高付加価値化を進展させ「食素材の質の向上と機能性の探求」に「栄養と人の健康」といった分野を加えて特化させる教育を実施する。また、演習科目によって、専門分野における高度な知識だけでなく、高いコミュニケーション能力やリーダーシップ能力を培うことができるよう教授する。

博士課程は、修士課程と同様に食品の加工特性、栄養機能、健康栄養及び食環境管理の4つの専門分野とそれぞれに2つの研究指導分野で構成されている。修士課程で学んだ専門知識をさらに深く学び、最新の知識や技術を習得して相互に連携することで、食と健康に関する課題を総合的に探求して、自ら考えて解決する能力を養うよう教授する。

ディプロマ・ポリシー

酪農学専攻修士課程

所定の単位を取得し、以下の能力を有する人物に学位を授与する。

- ・酪農業の発展を担い発展に寄与し、境界領域、複合領域における課題を解決する能力
- ・高度の持続的研鑽により、広い視野に立って精深な学識を備え、酪農学の分野における指導者、技術者、研究者にふさわしい个性的かつ創造的で高い能力

食生産利用科学専攻博士課程

所定の単位を取得し、以下の能力を有する人物に学位を授与する。

- ・社会において必要とされている研究課題を見極めるとともに、酪農学と環境共生学、フードシステム、その関連科学の教育・研究に寄与し、境界領域、複合領域における課題を解決する能力
- ・高度の持続的な研鑽により、国際的な視野に立って精深な学識を備え、酪農学・環境共生学、フードシステムの分野における高度な専門技術者、研究者にふさわしい个性的かつ創造的・挑戦的能力

食品栄養科学専攻修士課程・博士課程

修士課程においては、所定の単位を取得し、以下の能力を有する人物に学位を授与する。

- ・幅広く深い教養と高度な専門知識・技術及び総合的な判断力を有し、健全で人間性豊かな生命観と社会的使命感を有するとともに、それを達成する能力
 - ・食品の機能性と疾病予防並びに人の健康に関する教育・研究に寄与し、さらに発展させる能力
- 博士課程においては、修士課程を修了することに加えて、以下の能力を有する人物に学位を授与する。
- ・社会において必要とされている研究課題を見極めるとともに、課題に対して自ら考え積極的に取り組み、関連分野の研究の発展に寄与し、社会に発信する能力
 - ・国際的な視野を持ち、将来の食品分野の教育・研究においてリーダー的役割を果たすことができる能力

酪農学園大学大学院酪農学研究科規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、酪農学園大学大学院学則（以下「学則」という。）の規定により、酪農学園大学大学院酪農学研究科（以下「本研究科」という。）について必要な事項を定める。

(専 攻)

第2条 本研究科に次の専攻を置く。

酪農学専攻

食生産利用科学専攻

食品栄養科学専攻

(課 程)

第3条 本研究科の課程において、酪農学専攻の課程は、修士課程とする。食生産利用科学専攻の課程は、博士課程とする。食品栄養科学専攻の課程は、修士課程及び博士課程とする。

(入 学)

第4条 本研究科修士課程に入学できる者は、学則第10条各号の一に該当する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。博士課程に入学できる者は、学則第11条各号の一に該当する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。

(転入学及び再入学)

第5条 学則第15条に該当する者が、本研究科に転入学又は再入学を願った場合は、欠員のあるときに限り、選考の上、入学を許可することがある。

(授業科目)

第6条 授業科目及び単位は、学則に定める別表のとおりとする。

2 授業科目の各年次に対する配当及び毎週授業時間数は、研究科委員及び酪農学園大学大学院委員会（以下「大学院委員会」という。）の議を経て、学長が決定する。

(修士課程の修了要件)

第7条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、その目的に応じ、本研究科の行う、修士論文または特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第8条 博士課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、食生産利用科学専攻においては11単位以上、食品栄養科学専攻においては6単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に2年以上在学すれば足りるものとする。

(他大学の大学院における授業科目の履修等)

第9条 本研究科において教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、学生が他大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院において学修することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については、修士課程及び博士課程を通して10単位を超えない範囲で前条の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。

3 本研究科において教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、学生が他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

(履修方法)

- 第10条 授業科目の単位を修得するには、当該授業科目を履修し、かつ、試験に合格しなければならない。
- 2 各授業科目の試験は、当該授業科目の授業が終了した学期末に行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、臨時に実施することがある。
- 3 本研究科修士課程において、指導教員が特に教育・研究上必要と認めた場合に限り、20単位（ただし、1年間10単位）、教職課程に係る履修科目を含む場合は40単位（ただし、1年間20単位）をそれぞれ超えない範囲で農食環境学群の特定の授業科目を履修することができる。ただし、いずれの場合も修了要件単位数に含めない。
- 4 本研究科博士課程において、指導教員が特に教育・研究上必要と認めた場合に限り、20単位（ただし、1年間10単位）を超えない範囲で農食環境学群の特定の授業科目を履修することができる。さらに専修免許状の取得を目的とする場合に限り、24単位（ただし、1年間12単位）を超えない範囲で修士課程の特定の授業科目を履修することができる。ただし、いずれの場合も修了要件単位数に含めない。
- 5 第7条により定められた優れた研究業績により在学期間を短縮し修了する場合は、早期修了時期以降の配当授業科目について前倒しして履修することができるものとする。
- 6 授業科目の履修方法の細目については、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

(成績)

第11条 授業科目の試験の成績は、優・良・可及び不可の4種とし、優・良・可を合格とする。

(学位論文の提出)

第12条 学位論文は、本研究科の定める期日までに提出しなければならない。

(学位授与)

第13条 本研究科所定の修了要件を満たし、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て修了が認定された者について、学長が修士（農学・食品栄養科学）及び博士（農学・食品栄養科学）の学位を授与する。

(科目等履修生)

第14条 本研究科において、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生を志願する者は、当該授業科目について相当の学力があると認められた者でなければならない。

(特別科目等履修生)

第15条 本研究科において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは、研究科委員会の議を経て、特別科目等履修生としてこれを許可することがある。

(研究生)

第16条 本研究科において、研究指導を受けようとする者があるときは、研究科委員会の議を経て、研究生としてこれを許可することがある。

- 2 研究生を志願する者は、修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。

(科目等履修生、特別科目等履修生及び研究生の許可)

第17条 前3条の許可は、学期又は学年ごとに行う。

(準用規程)

第18条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生及び研究生に関して酪農学園大学科目等履修生規程及び酪農学園大学研究生規程を準用する。

(改 廃)

第19条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (1981年4月1日規程1981-3号)

この規程は、1981(昭和56)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1988(昭和63)年4月1日から施行する。なお、第2条及び第3条は1988(昭和63)年度以降の入学者に適用する。

附 則

この規程は、1989(平成元)年4月1日から施行する。なお、第2条及び第3条は1989(平成元)年度以降の入学者に適用する。

附 則

この規程は、1990(平成2)年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、1991(平成3)年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、従前の規程を全文改定し、1990(平成2)年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

附 則

1 この規程は、1991(平成3)年11月14日から施行し、1991(平成3)年7月1日から適用する。

2 規程第6条第1項の規定は、1992(平成4)年度入学者から適用し、1991(平成3)年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

附 則

この規程は、1995(平成7)年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、1996(平成8)年4月1日から施行する。

2 規程第10条第3項の規定は、1995(平成7)年11月30日から施行し、1995(平成7)年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、1997(平成9)年2月20日から施行し、規程第10条第3項は、1996(平成8)年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、1998(平成10)年9月1日から施行し、規程第4条は、1998(平成10)年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、2000(平成12)年10月1日から施行する。

2 規程第10条第3項及び第4項の規定は、2000(平成12)年度入学者から適用し、1999(平成11)年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

附 則

この規程は、2002(平成14)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003(平成15)年4月1日から施行する。

附 則 (2015年8月27日改正規定2015-25号)

この規程は、2016(平成28)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

教員組織および研究指導分野

酪農学専攻 修士課程

大講座	研究指導分野	指導教員	研究内容
作物 物 生 産 科 学	土壌植物栄養学	教授 小八重善裕	圃場における物質循環を作物栄養学の視点で捉え、栽培に生かす研究を行う。特に菌根などの共生システムを分子生物学的手法を用いて理解する。
		教授 澤本 卓治	土壌を中心とした物質循環を研究対象としており、具体的には土壌やふん尿処理過程から発生する温室効果ガスの動態や土壌中の養分の挙動について研究を行う。
	病理・害虫学	教授 園田 高広	アスパラガス病害の発生生態の解明及び病害抵抗性育種に関する研究に取り組む。
		教授 薦田 優香	農作物や牧草などに感染するウイルスを主な研究対象とし、生化学的及び分子生物学的手法を用いて、植物とウイルスとの相互作用やウイルス感染・増殖機構の解明を目指す。
		准教授 中平 賢吾	持続可能な農業害虫の防除体系の確立を目指して、害虫と天敵の生活史や行動等の基礎生態の解明や、農業現場における害虫の発生メカニズムの解明、天敵昆虫の利用法の開発等に関する研究を行う。
	飼料作物学	教授 義平 大樹	飼料作物（トウモロコシ、牧草、麦類）と食用作物（麦類、豆類）における多収と高品質を両立できる栽培技術の確立と、その乾物生産過程からみた要因解明について研究する。
		准教授 林 怜史	作物（イネ、トウモロコシ、バレイショ）における多収、省力化、環境負荷低減栽培技術について研究する。
	植物遺伝学	教授 森 志郎	植物バイオテクノロジーを利用して園芸植物における生殖隔離の克服に取り組む。また、寒冷地特産園芸植物の生理生態的特性を明らかにし、高品質栽培技術の確立を目指す。
		准教授 岡本 吉弘	自殖性作物、特にイネの半数体育種法における諸問題に取り組む。 1) 薬培養効率の技術改善 2) 薬培養法以外の半数体育種法の確立 3) 薬培養効率の遺伝子マッピング 4) DHLs や RILs などのイネ実験系統群の作出
	酪農機械学	准教授 石川 志保	家畜ふん尿や食品残渣など地域由来バイオマスを対象としたエネルギー変換・利活用技術を研究し、バイオマス由来のエネルギーを基盤とし、水素製造等も含めた地域循環型エネルギーシステムの構築を目指す。実証データに基づく運用最適化や経済性評価を通じて、農業分野の脱炭素化と資源循環に貢献する。
家畜 生 産 科 学	家畜繁殖学	教授 今井 敬	1) ウシ体外受精胚における発生率向上及び受胎性評価技術に関する研究 2) ウシ雌雄産み分け技術の高率化に関する研究 3) 家畜胚の新しい生産技術の開発に関する研究
		准教授 西寒水 将	1) 乳牛および肉牛におけるゲノミック評価と繁殖技術（人工授精、受精卵移植、体外受精）を併用した効率的な牛群整備および経済的高能牛の生産に関する研究 2) 人工授精および受精卵移植の受胎率向上に関する研究 3) 食品加工副産物等の未利用資源利用によるエコフィードを活用した肉牛の飼養コスト低減技術の研究
	遺伝・育種学	教授 天野 朋子	1) 家畜における乳と肉の生産に関わる遺伝子の研究 2) 家禽における卵と肉の生産に関わる遺伝子の研究 3) 家畜と家禽の適切な管理に関わる抗病性や繁殖能力、気質などの形質を制御する遺伝子の研究

注) 下線のある教員は、研究指導補助と講義のみ。

大講座	研究指導分野	指導教員	研究内容
家畜生産科学	家畜栄養学	教授 菊 佳男	1) 牛の乳房炎の診断、治療および予防に関する研究 2) 牛の乳房炎に対する抗菌薬治療の代替法に関する研究
		教授 中辻 浩喜	土地利用型乳肉生産システムを土-草-家畜を巡る物質循環として捉え、飼料のエネルギー利用効率および単位土地面積当たりの家畜生産量の観点から総合的に評価する。
		教授 山田 未知	豚や鶏におけるエコフィードの活用法や給与飼料が十分活用されるような飼養環境の改善について研究を行う。また、養豚においては効率的な子豚生産のために、その繁殖性改善のための研究も併せて行う。
		講師 土井 和也	自給飼料を主体とした反芻家畜の飼養管理を目指して、粗飼料や粕類のサイレージ調製に関する研究や、放牧地にて加速度センサーを用いて摂取量を把握する研究を行う。
	家畜管理学	准教授 猫本 健司	ふん尿の循環利用・窒素収支に関する研究、搾乳関連排水の低コスト処理、温室効果ガスの発生実態などを検討する。今後は「実践」にふさわしい新たなテーマも取り組む。
	酪農生物化学	※ 未定	
酪農情報学	酪農経営情報学	准教授 正木 卓	食料・農業・農村に関連する政策研究及び協同組合を中心とした農村生活インフラの形成について研究を行う。
	農業経営学	教授 日向 貴久	1) 畜産経営における、経営管理・経営計画に関する研究 2) 持続的な農業に向けた生産者の意思決定に関する研究 3) 持続的な農業を推進するための社会条件に関する研究
		教授 吉岡 徹	1) 農業経営における、経営戦略の立案と実践方法について 2) 地域営農システムの展開条件と方向性に関する研究 3) 農業支援システムの成立要件と発展方向に関する研究
	酪農政策学	教授 井上 誠司	地域農業のシステム化並びに地域農業振興計画の有効性に関する研究を行う。
		教授 小糸健太郎	1) 酪農の生産性に関する研究 2) 農家の技術選択に関する研究 3) 食品廃棄物・副産物利用の現状とその利用に関する研究
		教授 小林 昭博	農村と都市に通底する社会的・文化的問題を聖書とキリスト教思想に基づき応用倫理学の観点から読み解く。 1) ジェンダー研究、セクシュアリティ研究、クィア研究 2) 平和研究、人権研究、生命倫理学 3) 動物の福祉、動物の権利、自然との共生
	農業市場学	教授 相原 晴伴	農畜産物・食料の流通・需給・価格の動向を解析し、市場を安定させるためにはどのような政策が必要かを研究する。また、農畜産物やその加工品の有利販売のための方策について研究する。
		教授 糸山 健介	農畜産物の流通システムと結節点としての農業協同組合の機能に関する研究
		准教授 増田 祥世	生産者・生産者組織によるマーケティングを中心に農村を基盤とする持続可能なマーケティングのあり方を研究する。また、その代表的な取組主体である女性農業者や農協女性部について実証的研究を行う。
	環境共生学	野生動物学	教授 伊吾田宏正
教授 佐藤 喜和			北海道を代表する野生動物であるヒグマを中心に、その生態を理解し、人間との軋轢を最小化するため、野外調査から室内実験、データ解析まで様々な手法を用いた研究を行う。
准教授 鈴木 透			野生動物・生物多様性と人間社会との共生を図るために、保全生物学・景観生態学的なアプローチを用いた基礎的・応用的な研究を行っている。
准教授 立木 靖之			地域の生物多様性と社会の境界線上に生じる軋轢の解決を目的に、国内外のフィールド調査で収集された「事実」に基づき、両者にとっての利益を見出し、共存する方法を探求する。

注) 下線のある教員は、研究指導補助と講義のみ。

大講座	研究指導分野	指導教員	研究内容
環 境	野生動物学	准教授 原村 隆司	野生動物の行動や生態に関する研究を行っており、研究対象とする生物は、主として両生類または昆虫類の各種で基礎的研究に重点をおいて調査する。
		講師 伊藤 哲治	野生動物の生態・生息状況を考慮した野生動物管理を、広域的・局所的に行っていくための知見を得ることを目的として、フィールド調査により得られた情報・試料を用いて、様々なアプローチにて調査・研究を行う。
		講師 松林 圭	昆虫を中心とした無脊椎動物の多様性創出および維持機構を、生態遺伝学的手法を用いて解明する。指導分野は、進化生態学、行動生態学、分類学、分子集団遺伝学、量的遺伝学、形態学が主だが、希望すればゲノミクスや数理解析、化学分析まで可能。
		講師 松本 圭司	主に昆虫をはじめとする無脊椎動物が季節の変化にどのように適応しているのか、そのメカニズムを生理学的、分子生物学的、分析化学的、さらには神経内分泌学的アプローチから総合的に研究を行っている。
		准教授 森 さやか	野生動物の生態や行動、進化についての基礎的な研究を基盤としつつ、保全に関わる応用的研究にも取り組む。野外調査を重視するが、GIS解析、DNA解析などの手法も用いて研究を行っている。主要な研究対象は野生鳥類。
共 生	国際環境情報学	教授 星野 弘方	主にアジアの生態・環境となりわいの長期変動のモニタリングや解析、研究を行なっている。
		准教授 小川 健太	衛星、航空機、無人機からの計測(=リモートセンシング)、GIS、GPS等を用いた森林や農地のモニタリング、気候変動の予測、環境政策の立案等への情報活用に関する研究を行う。
		講師 吉村 暢彦	GIS、GPS、リモートセンシング技術を用いた森林管理や防災、観光等の分野における人の活動の評価手法についての研究を行う。
学	地球環境保全学	教授 中谷 暢丈	環境中における生元素や有害物質の生物地球化学的循環過程の解明とその人的相互作用の評価、生物学的・化学的手法を用いた環境評価手法の開発に関する研究を展開する。
		教授 保原 達	陸上生態系内の現象に潜む目に見えない仕組みや原因などについて、生物と環境双方の共通項である『物質』を頼りに分析・解明している。
		教授 吉田 磨	1) 地球温暖化に関する国内外フィールド観測と国際精度分析 2) 生物地球化学的物質循環と地球環境変化の解析 3) フィールド観測を用いた持続可能な農業・漁業・観光業創造
		准教授 松山 周平	自然植生や希少植物の保全・管理に関する問題に取り組みながら、その問題の中にある植物の生態や進化に関する研究を行っている。
		教授 遠井 朗子	環境条約の実効性を日本について、国内法における環境条約の受容の程度を実証し、評価することにより検討している。特に生物多様性・自然保護関連条約に焦点を当てている。
講師 千葉 崇	1) 環境指標种群の検討 2) 珪質殻を持つ微生物の化石化過程の解明 3) 沿岸域における古地震・古津波研究 4) 人為汚染などによる表層環境の急変とその後の遷移過程の解明 5) 遺伝子と化石記録に基づく移入微生物の特定		

注) 下線のある教員は、研究指導補助と講義のみ。

食生産利用科学専攻 博士課程

研究指導分野	指導教員	研究内容
植物資源生産学	教授 小八重善裕	圃場における物質循環を作物栄養学の視点で捉え、栽培に生かす研究を行う。特に菌根などの共生システムを分子生物学的手法を用いて理解する。
	教授 薦田 優香	農作物や牧草などに感染するウイルスを主な研究対象とし、生化学的及び分子生物学的手法を用いて、植物とウイルスとの相互作用やウイルス感染・増殖機構の解明を目指す。
	教授 園田 高広	アスパラガス病害の発生生態の解明及び病害抵抗性育種に関する研究に取り組んでいる。
	教授 星野 仏方	アフロ・ユーラシア地区における一次性生産力の変化の把握、及び家畜・野生動物の植物資源利用の解析と研究を行う。
	教授 保原 達	陸上生態系内の現象に潜む目に見えない仕組みや原因などについて、生物と環境双方の共通項である『物質』を頼りに分析・解明する。
	教授 森 志郎	植物バイオテクノロジーを利用して園芸植物における生殖隔離の克服に取り組む。また、寒冷地特産園芸植物の生理生態的特性を明らかにし、高品質栽培技術の確立を目指す。
	教授 義平 大樹	飼料作物（トウモロコシ、牧草、麦類）と食用作物（麦類、豆類）における多収と高品質を両立できる栽培技術の確立と、その乾物生産過程からみた要因解明について研究する。
	教授 澤本 卓治	土壌を中心とした物質循環を研究対象としており、具体的には土壌やふん尿処理過程から発生する温室効果ガスの動態や土壌中の養分の挙動について研究を行う。
	准教授 中平 賢吾	持続可能な農業害虫の防除体系の確立を目指して、害虫と天敵の生活史や行動等の基礎生態の解明や、農業現場における害虫の発生メカニズムの解明、天敵昆虫の利用法の開発等に関する研究を行う。
	准教授 林 怜史	作物（イネ、トウモロコシ、バレイショ）における多収、省力化、環境負荷低減栽培技術について研究する。
動物資源生産学	教授 天野 朋子	1) 家畜における乳と肉の生産に関わる遺伝子の研究 2) 家禽における卵と肉の生産に関わる遺伝子の研究 3) 家畜と家禽の適切な管理に関わる抗病性や繁殖能力、気質などの形質を制御する遺伝子の研究
	教授 伊吾田宏正	野生動物管理の重要な要素である狩猟について、その生態学的・社会的役割を追求するため、狩猟に関する動向や意識、狩猟鳥獣の生態および効率的捕獲手法等を研究する。
	教授 今井 敬	1) ウシ体外受精胚における発生率向上および受胎性評価技術に関する研究 2) ウシ雌雄産み分け技術の高率化に関する研究 3) 家畜胚の新しい生産技術の開発に関する研究
	教授 菊 佳男	1) 牛の乳房炎の診断、治療および予防に関する研究 2) 牛の乳房炎に対する抗菌薬治療の代替法に関する研究
	教授 佐藤 喜和	北海道を代表する野生動物であるヒグマを中心に、その生態を理解し、人間との軋轢を最小化するため、野外調査から室内実験、データ解析まで様々な手法を用いた研究を行う。
	教授 中谷 暢丈	環境中における生元素や有害物質の生物地球化学的循環過程の解明とその人的相互作用の評価、生物学的・化学的手法を用いた環境評価手法の開発に関する研究を展開する。

注) 下線のある教員は、研究指導補助と講義のみ。

研究指導分野	指導教員	研究内容
動物資源生産学	教授 中辻 浩喜	土地利用型乳肉生産システムを土-草-家畜を巡る物質循環として捉え、家畜生産性および土地生産性に及ぼす要因の解明と土地利用方式まで含めた生産システムの構築を目指す。
	教授 山田 未知	豚や鶏におけるエコフィードの活用法や給与飼料が十分活用されるような飼養環境の改善について研究を行う。また、養豚においては効率的な子豚生産のために、その繁殖性改善のための研究も併せて行う。
	教授 吉田 磨	1) 地球温暖化に関する国内外フィールド観測と国際精度分析 2) 生物地球化学的物質循環と地球環境変化の解析 3) フィールド観測を用いた持続可能な農業・漁業・観光業創造
	准教授 石川 志保	家畜ふん尿や食品残渣など地域由来バイオマスを対象としたエネルギー変換・利活用技術を研究し、バイオマス由来のエネルギーを基盤とし、水素製造等も含めた地域循環型エネルギーシステムの構築を目指す。実証データに基づく運用最適化や経済性評価を通じて、農業分野の脱炭素化と資源循環に貢献する。
	准教授 小川 健太	衛星、航空機、無人機からの計測 (=リモートセンシング)、GIS、GPS等を用いた森林や農地のモニタリング、気候変動の予測、環境政策の立案等への情報活用に関する研究
	准教授 西寒水 将	1) 乳牛および肉牛におけるゲノミック評価と繁殖技術(人工授精、受精卵移植、体外受精)を併用した効率的な牛群整備および経済的高能牛の生産に関する研究 2) 人工授精および受精卵移植の受胎率向上に関する研究 3) 食品加工副産物等の未利用資源利用によるエコフィードを活用した肉牛の飼養コスト低減技術の研究
	准教授 原村 隆司	野生動物の行動や生態に関する研究を行っており、研究対象とする生物は、主として両生類または昆虫類の各種で、基礎的研究に重点をおいて調査する。
食資源開発利用学	※ 未定	
応用食品化学	※ 未定	
微生物利用学	※ 未定	
農業経営政策学	教授 相原 晴伴	米・青果物・牛乳・食肉・畑作物などの農畜産物・食料の販売・流通・需給、産地による有利販売のための戦略を研究する。
	教授 井上 誠司	地域農業のシステム化並びに地域農業振興計画の有効性に関する研究を行う。
	教授 日向 貴久	1) 畜産経営における、経営管理・経営計画に関する研究 2) 持続的な農業に向けた生産者の意思決定に関する研究 3) 持続的な農業を推進するための社会条件に関する研究
	教授 小糸健太郎	1) 酪農の生産性に関する研究 2) 農家の技術選択に関する研究 3) 食品廃棄物・副産物利用の現状とその利用に関する研究
	教授 小林 昭博	農村と都市に通底する社会的・文化的問題を聖書とキリスト教思想に基づき応用倫理学の観点から読み解く。 1) ジェンダー研究、セクシュアリティ研究、クィア研究 2) 平和研究、人権研究、生命倫理学 3) 動物の福祉、動物の権利、自然との共生
食料経済学	准教授 正木 卓	食料・農業に関する法制度、ならびに農業経営・農業生産を支える法制度のあり方について研究を行う。

注) 下線のある教員は、研究指導補助と講義のみ。

食品栄養科学専攻 修士課程

大講座(分野)	研究指導分野	指導教員	研究内容
加工特性	食品加工特性学	教授 船津 保浩	低利用水畜産資源の有効活用を目的として麴や好塩性乳酸菌等を用いた発酵食品を開発し、その発酵工程で起こる化学成分や呈味成分等の変化と最終製品の品質について調査する。
		准教授 栃原 孝志	特定の乳酸菌が産生する粘質物に含まれる菌体外多糖の物理化学的特性、機能性及び食品製造への応用性の解析を行う。
		講師 平山 洋佑	1) ピフィズス菌がナチュラルチーズの品質に及ぼす影響 2) 防災備蓄品の乳児用液体ミルクの活用に関する研究 3) プロバイオティクス乳酸菌の生残性向上に関する研究
	食品物性学	准教授 川端 庸平	食品の食感や美味しさに関する課題をレオロジー測定並びに量子ビームを用いた構造研究によって解決する研究分野(分子美食学-分子ガストロノミー)に取り組む。
栄養機能	食品栄養機能化学	教授 上野 敬司	1) オリゴ糖の生体調節機能に関する研究 2) 糖質関連酵素を用いたオリゴ糖生産に関する研究 3) 糖質関連酵素の探索及び機能改変に関する研究
	食品機能生化学	教授 岩崎 智仁	種々の食品成分が有する機能性について、マウス、ラット並びに畜産動物を用いた骨格筋の可塑性や筋肉タンパク質代謝のシグナル伝達を指標に、分子生物学、生化学及び形態学的手法によって評価解析する。
		教授 前田 尚之	ステロイドホルモンおよび筋タンパク質の肥大・萎縮を制御するmTOR、IGF-1、IL-6などのシグナルタンパク質を解析し、家畜の筋肉成長や肉質改善に資する食品機能生化学的基盤の解明を目的とした研究を行う。
		准教授 長谷川靖洋	食肉を構成している骨格筋の特性について生化学的および組織学的手法を用いて解析する。
健康栄養	健康栄養学	教授 小林 道	1) 栄養及び食習慣と疾病及び健康の関連解明のための栄養疫学研究 2) 社会的要因や生活習慣と疾病及び健康の関連解明のための疫学研究 3) 統計学的手法を用いた実践栄養学に関する研究
		教授 須賀 朋子	SDGsの「すべての人に健康と福祉を」「飢餓をゼロに」「貧困をなくそう」「平和と公正をすべての人に」「ジェンダー平等を実現しよう」「人や国の不平等をなくそう」の目標達成を追求していく。これらを踏まえて、DV、性暴力、対人暴力と動物虐待の関係についての研究が好ましい。
	健康栄養学	教授 山口 太一	1) 健康の保持増進の為の食事及び運動の方法 2) より良いスポーツパフォーマンス発揮の為のコンディショニング(栄養摂取及びトレーニング)の方法を明らかにする為の研究
		准教授 木村 宣哉	1) ヘルスリテラシーが健康・栄養状態や行動に及ぼす影響の研究 2) 健康・栄養改善のための介入方法の開発とその効果検証 3) 健康・栄養教育のための教材・資料の開発と評価
		准教授 柴田 啓介	1) 健康の保持・増進のためのコンディショニング方法(栄養及び運動)に関する研究 2) スポーツにおける競技力向上のためのコンディショニング方法(栄養及びトレーニング)に関する研究
	健康栄養学	准教授 杉村留美子	生活習慣病の要因と食行動との関連を探り、食事制限を伴う行動変容の難しさを考慮した栄養教育手法を検討する。行動科学理論を用いた食行動変容の促しに関する研究を行う。
		臨床栄養学	教授 大谷 克城
教授 萩原 克郎			1) 家畜・野生動物における感染症の疫学と予防・治療研究 2) ウシの免疫機能に関する研究 3) 腫瘍免疫に関する研究
食環境管理	食品微生物管理学	※ 未定	
	食品環境汚染学	教授 阿部 茂	1) 過熱水蒸気技術の食品分野への応用 2) 鮮度保持技術による一次産物や加工食品のロングシェルフ化 3) 食品製造時のバイプロダクトの有効活用及び課題解決に関する研究

注) 下線のある教員は、研究指導補助と講義のみ。

食品栄養科学専攻 博士課程

専門分野	研究指導分野	指導教員	研究内容
加工特性	食品加工特性学	教授 船津 保浩	低利用水畜産資源の有効活用を目的として異種筋肉タンパク質を複合した新規食品素材を開発し、そのゲル化特性をレオロジー的特質、タンパク質分析、微細構造等から解析する。
		教授 前田 尚之	食肉製品の製造工程において、加工特性に影響するタンパク質および低分子化合物の変化を解析する。特に、筋タンパク質の肥大・萎縮を制御する mTOR、IGF-1、IL-6 などのシグナルタンパク質やステロイドホルモンに着目し、家畜の筋肉成長、肉質および加工特性との関連を明らかにする。
	食品物性学	※ 未定	
栄養機能	食品栄養機能学	教授 上野 敬司	1) オリゴ糖の生体調節機能に関する研究 2) 糖質関連酵素を用いたオリゴ糖生産に関する研究 3) 糖質関連酵素の探索及び機能変化に関する研究
	食品機能生化学	教授 岩崎 智仁	種々の食品成分が有する機能性について、マウス、ラットならびに畜産動物を用いた骨格筋の可塑性や筋肉タンパク質代謝のシグナル伝達を指標に、分子生物学、生化学、および形態学的手法によって評価解析する。
健康栄養	健康栄養学	教授 小林 道	1) 栄養及び食習慣と疾病及び健康の関連解明のための栄養疫学研究 2) 社会的要因や生活習慣と疾病及び健康の関連解明のための疫学研究 3) 統計学的手法を用いた実践栄養学に関する研究
		教授 須賀 朋子	SDGs の「すべての人に健康と福祉を」「飢餓をゼロに」「貧困をなくそう」「平和と公正をすべての人に」「ジェンダー平等を実現しよう」「人や国の不平等をなくそう」の目標達成を追求していく。これらを踏まえて、DV、性暴力、対人暴力と動物虐待の関係についての研究が好ましい。
		教授 山口 太一	1) 健康の保持増進の為の食事及び運動の方法 2) より良いスポーツパフォーマンス発揮の為のコンディショニング（栄養摂取及びトレーニング）の方法を明らかにする為の研究
	臨床栄養学	教授 大谷 克城	1) 活性酸素が関与する様々な疾患に対する抗酸化物質の作用に関する研究 2) 生活習慣病の改善に効果的な食素材の加工方法や抗酸化物質の摂取方法に関する研究
食環境管理	食品微生物学	※ 未定	
	食品環境汚染学	教授 阿部 茂	1) 過熱水蒸気技術の食品分野への応用 2) 鮮度保持技術による一次産物や加工食品のロングシェルフ化 3) 食品製造時のバイプロダクトの有効活用及び課題解決に関する研究

注) 下線のある教員は、研究指導補助と講義のみ。

授業科目の履修について

1. 授業科目および単位

酪農学研究科各専攻の授業科目および単位は、7.「授業科目年次配当表」(58～59頁)のとおりです。

2. 授業科目の履修届

- ① 年度始めに7.「授業科目年次配当表」により履修する授業科目を確認し、UNIPAの履修登録画面より指定された期間内に登録してください。
- ② 教職課程の授業科目を履修登録するときは個別に対応します。
- ③ 当該年度に履修者がいない科目については、開講されません。

3. 授業時間

通常の授業時間は、次のとおりです。

時 限	時 間	時 限	時 間	時 限	時 間
1	9:00～9:45	5	13:00～13:45	9	16:20～17:05
2	9:45～10:30	6	13:45～14:30	10	17:05～17:50
3	10:40～11:25	7	14:40～15:25		
4	11:25～12:10	8	15:25～16:10		

4. 成績評価

成績の評価は、優・良・可・不可で行い、優・良・可を合格とします。

5. 修士・博士論文

- ① 学則第25条による修了認定のための学位論文は、修了年次の指定された期日までに指導教員に提出し、審査および最終試験を受けなければなりません。
- ② 修士の学位論文は、63頁「修士(農学・食品栄養科学)の学位論文作成の手引き」により作成してください。
- ③ 博士の学位論文は、65頁「課程修了認定のための博士(農学・食品栄養科学)の学位論文に関する取扱要領」および73頁「博士(農学・食品栄養科学)の学位論文作成の手引き」により作成してください。

6. 修了要件

酪農学専攻修士課程……………単位数30単位以上および論文

- ① 所属する大講座の授業科目から……………8単位以上(その中でも所属分野の授業科目を必修とする)
- ② 大講座に関係なく(共通分野を含む)……………12単位以上
- ③ 特 別 研 究……………10単位
- ④ 論 文

※ 必修科目以外の演習・実験は、その特論と合わせて履修すること。

食品栄養科学専攻修士課程……………単位数30単位以上および論文

- ① 所属する大講座(分野)の授業科目……………10単位(必修とする)
- ② 総 合 研 究……………4単位
- ③ 特 別 研 究……………10単位
- ④ 所属する大講座(分野)以外の授業科目から(共通分野を含む)……………6単位以上
- ⑤ 論 文

※ 必修科目以外の演習、実験はその特論と合わせて履修すること。

食生産利用科学専攻博士課程……………単位数11単位以上および論文

- ① 食生産利用科学総合演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ……………3単位
- ② 特別研究……………4単位
- ③ 所属する分野の授業科目……………4単位
- ④ 論 文

食品栄養科学専攻博士課程……………単位数6単位以上および論文

- ① 所属する専門分野の授業科目……………3単位（必修とする）
- ② 必修科目以外の特別講義から……………3単位以上
- ③ 論 文

7. 授業科目年次配当表

① 酪農学専攻修士課程 (1年・2年で開講)

大講座	授 業 科 目	単 位
作物生産科学	土 壤 植 物 栄 養 学 特 論	2
	土 壤 植 物 栄 養 学 特 別 演 習	2
	土 壤 植 物 栄 養 学 特 別 実 験	1
	病 理 ・ 害 虫 学 特 論	2
	病 理 ・ 害 虫 学 特 別 演 習	2
	病 理 ・ 害 虫 学 特 別 実 験	1
	飼 料 作 物 学 特 論	2
	飼 料 作 物 学 特 別 演 習	2
	飼 料 作 物 学 特 別 実 験	1
	植 物 遺 伝 学 特 論	2
	植 物 遺 伝 学 特 別 演 習	2
	植 物 遺 伝 学 特 別 実 験	1
	酪 農 機 械 学 特 論	2
酪 農 機 械 学 特 別 演 習	2	
酪 農 機 械 学 特 別 実 験	1	
家畜生産科学	家 畜 繁 殖 学 特 論	2
	家 畜 繁 殖 学 特 別 演 習	2
	家 畜 繁 殖 学 特 別 実 験	1
	遺 伝 ・ 育 種 学 特 論	2
	遺 伝 ・ 育 種 学 特 別 演 習	2
	遺 伝 ・ 育 種 学 特 別 実 験	1
	家 畜 栄 養 学 特 論	2
	家 畜 栄 養 学 特 別 演 習	2
	家 畜 栄 養 学 特 別 実 験	1
	家 畜 管 理 学 特 論	2
	家 畜 管 理 学 特 別 演 習	2
	家 畜 管 理 学 特 別 実 験	1
	酪 農 生 物 化 学 特 論	2
酪 農 生 物 化 学 特 別 演 習	2	
酪 農 生 物 化 学 特 別 実 験	1	
酪農情報学	酪 農 経 営 情 報 学 特 論	2
	酪 農 経 営 情 報 学 特 別 演 習	2
	農 業 経 営 学 特 論	2
	農 業 経 営 学 特 別 演 習	2
	酪 農 政 策 学 特 論	2
	酪 農 政 策 学 特 別 演 習	2
	農 業 市 場 学 特 論	2
農 業 市 場 学 特 別 演 習	2	
環境共生学	野 生 動 物 学 特 論	2
	野 生 動 物 学 特 別 演 習	2
	野 生 動 物 学 特 別 実 験 ・ 実 習	1
	国 際 環 境 情 報 学 特 論	2
	国 際 環 境 情 報 学 特 別 演 習	2
	国 際 環 境 情 報 学 特 別 実 験 ・ 実 習	1
	地 球 環 境 保 全 学 特 論	2
	地 球 環 境 保 全 学 特 別 演 習	2
	地 球 環 境 保 全 学 特 別 実 験 ・ 実 習	1
環 境 共 生 学 特 論 I	2	
環 境 共 生 学 特 論 II	2	
特 別 研 究	⑩	

○付き数字は必修科目を示す。

② 食品栄養科学専攻修士課程

大講座	授 業 科 目	単 位	開 講 年 次
加工特性	食 品 加 工 特 性 学 特 論	2	1年
	食 品 物 性 学 特 論	2	1年
	食 品 加 工 特 性 学 演 習	2	1年
	食 品 物 性 学 演 習	2	1年
	食 品 加 工 特 性 学 特 別 実 験	2	1年・2年
	栄養機能	食 品 栄 養 機 能 化 学 特 論	2
食 品 機 能 生 化 学 特 論		2	1年
食 品 栄 養 機 能 化 学 演 習		2	1年
食 品 機 能 生 化 学 演 習		2	1年
食 品 栄 養 機 能 化 学 特 別 実 験		2	1年・2年
健康栄養		健 康 栄 養 学 特 論	2
	臨 床 栄 養 学 特 論	2	1年
	健 康 栄 養 学 演 習	2	1年
	臨 床 栄 養 学 演 習	2	1年
	健 康 ・ 臨 床 栄 養 学 特 別 実 験	2	1年・2年
食環境管理	食 品 微 生 物 管 理 学 特 論	2	1年
	食 品 環 境 汚 染 学 特 論	2	1年
	食 品 微 生 物 管 理 学 演 習	2	1年
	食 品 環 境 汚 染 学 演 習	2	1年
	食 環 境 管 理 学 特 別 実 験	2	1年・2年
共通	総 合 研 究	④	1年・2年
	特 別 研 究	⑩	1年・2年

○付き数字は必修科目を示す。

③ 食生産利用科学専攻博士課程

授 業 科 目	単 位	開講年次
植 物 資 源 生 産 学 I	2	1年
植 物 資 源 生 産 学 II	2	2年
動 物 資 源 生 産 学 I	2	1年
動 物 資 源 生 産 学 II	2	2年
食 資 源 開 発 利 用 学 I	2	1年
食 資 源 開 発 利 用 学 II	2	2年
応 用 食 品 化 学 I	2	1年
応 用 食 品 化 学 II	2	2年
微 生 物 利 用 学 I	2	1年
微 生 物 利 用 学 II	2	2年
農 業 経 営 政 策 学 I	2	1年
農 業 経 営 政 策 学 II	2	2年
食 料 経 済 学 I	2	1年
食 料 経 済 学 II	2	2年
食 生 産 利 用 科 学 総 合 演 習 I	①	1年
食 生 産 利 用 科 学 総 合 演 習 II	①	2年
食 生 産 利 用 科 学 総 合 演 習 III	①	2年
特 別 研 究	④	1年・2年

○付き数字は必修科目を示す。

④ 食品栄養科学専攻博士課程

分 野	授 業 科 目	単 位	開講年次
加 工 特 性	食品加工特性学特別講義	1	1年
	食品物性学特別講義	1	1年
	食品加工・物性特性学演習	1	2年
栄 養 機 能	食品栄養機能化学特別講義	1	1年
	食品機能生化学特別講義	1	1年
	食品栄養機能・生化学演習	1	2年
健 康 栄 養	健康栄養学特別講義	1	1年
	臨床栄養学特別講義	1	1年
	健康・臨床栄養学演習	1	2年
食 環 境 管 理	食品微生物管理学特別講義	1	1年
	食品環境汚染学特別講義	1	1年
	食品環境汚染学演習	1	2年

8. 教職課程

1. 本学の大学院（修士課程）で取得できる免許状

大学院酪農学研究科では下記の表のような専修免許状を取得することができます。専修免許状を取得するためには、一種免許状の所有又は一種免許状を取得できる単位を満たしていることが条件になります。

専攻	専修免許状教科	
	中学校教諭	高等学校教諭
酪農学専攻	理科 社会	理科 公民 農業
食品栄養科学専攻	理科	理科 農業

2. 専修免許状を取得するための所要資格及び条件

教育職員専修免許状を取得するためには、次の基礎資格と最低修得単位数が必要になります。

所要資格 免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数 (大学が独自に設定する科目)
中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること (大学院を修了すること)	24 (一種免許状所有を前提とする)

3. 教職課程の登録について

- ①教職課程の受講登録を希望する学生は、指定された期日に教務課へ教職課程受講申込書と教職課程料払込用紙（教職課程料10,000円分の大学指定の証紙を貼付する）を提出してください。
- ②教職課程料は登録する教科数にかかわらず一律10,000円です。但し、専攻によって取得できる免許教科は異なりますので、その点に注意して申し込んでください。
- ③一度納入された教職課程料は一切返還できませんので、注意してください。また教職課程に係るその他の経費については、自己負担となります。
- ④専修免許状の教職課程を受講登録できるのは、大学において一種免許状を取得した者に限ります。但し、一種免許状は取得していないが、大学において教職課程を受講し、原則、教育実習を終了させている者は別途、教務課にて相談に応じます。その場合にあっても専修免許状の教職課程を必ず受講登録できるとは限りません。必ず指導教員の了承の下に受講登録することが必要です。

4. 本学で専修免許状を取得するために必要となる科目について

本学では専修免許状を取得するために必要となる「大学が独自に設定する科目」については、各専攻別に「教科及び教科の指導法に関する科目」として開講しており、免許教科別にそれぞれ24単位以上修得しなければなりません。

各専攻・教科ごとに修得すべき科目は61頁・62頁に記載しております。

(1) 酪農学専攻

取得希望教科の授業科目において24単位以上を修得することが必要です。

※特別研究の10単位は1免許教科にのみ使用できます。

中学社会・高校公民

免許法施行規則に定める科目区分等 科目区分		授 業 科 目	単位数		履修方法
			必修	選択	
設 大 定 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教科及び教科の指導法に関する科目	酪農経営情報学特論		2	選択科目から 14単位選択必修
		酪農経営情報学特別演習		2	
		農業経営学特論		2	
		農業経営学特別演習		2	
		酪農政策学特論		2	
		酪農政策学特別演習		2	
		農業市場学特論		2	
		農業市場学特別演習		2	
		10			

中学理科・高校理科

免許法施行規則に定める科目区分等 科目区分		授 業 科 目	単位数		履修方法
			必修	選択	
大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教科及び教科の指導法に関する科目	土壌植物栄養学特論		2	選択科目から 14単位選択必修
		土壌植物栄養学特別演習		2	
		土壌植物栄養学特別実験		1	
		植物遺伝学特論		2	
		植物遺伝学特別演習		2	
		植物遺伝学特別実験		1	
		酪農機械学特論		2	
		酪農機械学特別演習		2	
		酪農機械学特別実験		1	
		遺伝・育種学特論		2	
		遺伝・育種学特別演習		2	
		遺伝・育種学特別実験		1	
		酪農生物化学特論		2	
		酪農生物化学特別演習		2	
		酪農生物化学特別実験		1	
		野生動物学特論		2	
		野生動物学特別演習		2	
		野生動物学特別実験・実習		1	
		国際環境情報学特論		2	
		国際環境情報学特別演習		2	
国際環境情報学特別実験・実習		1			
地球環境保全学特論		2			
地球環境保全学特別演習		2			
地球環境保全学特別実験・実習		1			
		10			

高校農業

免許法施行規則に定める科目区分等 科目区分		授 業 科 目	単位数		履修方法
			必修	選択	
大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教科及び教科の指導法に関する科目	病理・害虫学特論		2	選択科目から 14単位選択必修
		病理・害虫学特別演習		2	
		病理・害虫学特別実験		1	
		飼料作物学特論		2	
		飼料作物学特別演習		2	
		飼料作物学特別実験		1	
		家畜繁殖学特論		2	
		家畜繁殖学特別演習		2	
		家畜繁殖学特別実験		1	
		家畜栄養学特論		2	
		家畜栄養学特別演習		2	
		家畜栄養学特別実験		1	
		家畜管理学特論		2	
		家畜管理学特別演習		2	
家畜管理学特別実験		1			
		10			

(2) 食品栄養科学専攻

取得希望教科の授業科目において24単位以上を修得することが必要です。

※特別研究の10単位は1免許教科にのみ使用できます。

中学理科・高校理科

免許法施行規則に定める科目区分等		授 業 科 目	単位数		履修方法
科 目 区 分			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	食品栄養機能化学特論		2	選択科目から 10単位選択必修
		食品機能生化学特論		2	
		食品栄養機能化学演習		2	
		食品機能生化学演習		2	
		食品栄養機能化学特別実験		2	
		健康栄養学特論		2	
		臨床栄養学特論		2	
		健康栄養学演習		2	
		臨床栄養学演習		2	
		健康・臨床栄養学特別実験		2	
		総合研究	4		
特別研究	10				

高校農業

免許法施行規則に定める科目区分等		授 業 科 目	単位数		履修方法
科 目 区 分			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	食品加工特性学特論		2	選択科目から 10単位選択必修
		食品物性学特論		2	
		食品加工特性学演習		2	
		食品物性学演習		2	
		食品加工特性学特別実験		2	
		食品微生物管理学特論		2	
		食品環境汚染学特論		2	
		食品微生物管理学演習		2	
		食品環境汚染学演習		2	
		食品環境管理学特別実験		2	
		総合研究	4		
特別研究	10				

修士（農学・食品栄養科学）の学位論文作成の手引き

学位論文は原則として、以下の要領に基づいて作成し、研究科長に提出する。

1. 学位論文の体裁

- (1) 用紙は、A 4 の上質紙を縦方向で片面印刷とする。
- (2) 論文の記述は和文、または英文とし、論文は次の構成で作成する。
 人文・社会学系：①表紙 ②目次 ③本文 ④要約 ⑤謝辞 ⑥引用文献
 自然科学系：①表紙 ②目次 ③本文（緒言、材料と方法、結果、考察） ④要約 ⑤謝辞
 ⑥引用文献
 ・要約（表題含む）は、和文の場合は「英文」、英文の場合は「和文」で作成。
 ・英文以外の外国語要約は1か国に限り併記を認める。

2. 表紙の書き方

- (1) 表紙に、別項1の内容を記載する。
- (2) 和文の論文には、英語の表題、英文の論文には日本語の表題を併記する。

3. 学位論文要旨の作成について

- (1) 言語：日本語
- (2) 用紙：A 4 上質紙（片面印刷）
- (3) 余白：左3センチ、右2.5センチ、上2.5センチ
下3センチ
- (4) フォント：MS明朝 10.5ポイント
（但し、図表は問わない）
- (5) 行数：1ページ 40行以内
- (6) 枚数：2枚（文章1枚、図表1枚）
- (7) 右図のとおり【目的】【方法】【結果】毎にまとめる

論文題目
氏名（指導教員の研究指導分野）
【目的】
【方法】
【結果】

4. 学位論文の作成について

- (1) 本文は別項に定めた枠内に記述する。
 ・余白：左3センチ、右2.5センチ、
 上2.5センチ、下3センチ
 ・フォント：MS明朝 10.5ポイント
 ・行数・文字数：1ページ 30～35行、
 1行 35～40文字で印刷
- (2) 句読点は1字分とする。改行は行頭1字をあけて書く。
- (3) 英文の場合、別項2に定めた枠内に、フォントはCenturyまたはTimes New Romanで12ポイントとする。
- (4) 頁は、本文より最終頁まで別項2に定めた下段中央に算用数字で記入する。
- (5) 図、表、写真は明瞭な原図を用い、表題、説明文を含め本文枠内に収め、本文に直近の頁に挿入する。
- (6) 本文、脚注、専門用語、単位、略語の表記、引用文献等の記載は、論文作成者の研究分野における学会の定めるところに従うものとする。

5. 論文発表会

学位論文は、前期修了予定は9月上旬、年度末修了予定は2月上旬に行われる論文発表会において発表する。

別項の記載

1. 表紙の記載
2. 本文枠および頁位置

別項

1. 表紙の記載

	2.5cm	
	2026年度 修士論文	
	表 題(和文) 表 題(英文)	
3cm	学籍番号 氏名(和) 氏名(英)	2.5cm
	指導教員 研究指導分野 職名 氏名 酪農学園大学大学院酪農学研究科	
	3cm	

2. 本文枠および頁位置

	2.5cm	
	本文枠	
3cm		2.5cm
	-頁-	3cm

課程修了認定のための博士(農学・食品栄養科学)の学位論文に関する取扱要領

(趣 旨)

第1条 酪農学園大学大学院酪農学研究科（以下「本研究科」という。）の課程修了認定のための学位論文の取扱いについては、酪農学園大学大学院学則（以下「学則」という。）及び酪農学園大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この要領による。

(学位論文の提出資格)

第2条 学則第24条第1項により修了を認定される者。

2 学則第24条第3項により修了を認定される者。なお、学則第24条第3項に規定する優れた研究業績とは、以下のいずれかとする。

- (1) 在籍中に筆頭著者として掲載を許可されたすべての論文（学位論文に関係しない論文も含む）の掲載誌のインパクトファクター（最新の SCI Journal Citation Reports による）の総計が4.0以上を有していること。
- (2) 在籍中に以下の①、②の要件を満たす5篇以上の論文（学位論文に関係しない論文も含む。ただし、短報は1篇につき論文0.5篇相当とする。また、単著、分担執筆または共著による公刊された単行本についても論文として認める。）を有していること。
 - ① 国際誌または日本学術会議協力学術研究団体の学術（学会）誌であり、査読付きであること。（人文社会科学系の分野に関するものは、これらと同等な学術を含む。）
 - ② 論文のうち3篇以上が筆頭著者であること。

(学位論文の提出期日)

第3条 前条第1項により3年次末までに学位の授与を受けようとする者は、それより3か月前までに指導教員を通じて、学位論文審査に要する提出物を本研究科長に提出しなければならない。

2 前条第2項により2年次末または3年次前期末までに学位の授与を受けようとする者は、それより5か月前までに所定の書類（様式1から3）に優れた研究業績を添え、指導教員を通じて本研究科長に申請する。本研究科長は、速やかに早期修了審査委員会（申請者の指導教員を除く本研究科博士課程の指導教員有資格者2名及び獣医学研究科担当教員のうち、研究科長を含む2名の計5名で構成）を設置し、提出された所定の書類により審査を行う。なお、審査において必要と認めた場合、申請者等からヒアリングをすることができる。早期修了に該当すると認められた場合は、学位授与日より3か月前までに指導教員を通じて、学位論文審査に要する提出物を本研究科長に提出しなければならない。

(学位論文審査に要する提出物)

第4条 学位論文審査に要する提出物は以下のとおりとする。なお、提出物については、紙媒体1部及び電子データとする。

- (1) 学位論文審査申請書
- (2) 学位論文
- (3) 学位論文要旨
- (4) 論文目録
- (5) 参考論文

レフェリー制度のある学術雑誌に公表済みあるいは掲載を許可されたもので、申請者が筆頭著者の原著論文1篇以上（短報では2篇以上）とする。なお、申請者が筆頭著者でない論文の内容を学位論文に使用する場合には、共同研究者の承諾書（様式4-1あるいは様式4-2）を添付するものとする。

(学位論文及び資料)

第5条 学位論文は単著とし、1篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型又は標本等の資料を提出させることがある。

(審査委員)

第6条 本研究科委員会は、学位規程第7条第1項及び第2項に定めるもののうちから主査1名及び副査2名以上の審査委員を選定する。

(予備発表)

第7条 学位論文審査を申請しようとする者のすべてに予備発表を適用する。

2 予備発表の実施にあたっては、指導教員（主査）から本研究科長に予備発表実施計画書を提出する。

3 本研究科長は、本研究科構成員のほか、全学教員、学外関係者等に予備発表への参集を呼びかける。

4 予備発表を実施する時期については、審査申請の2か月前までを目安とする。

5 所要時間は、発表に30～40分間、議論に30～40分間を目安とする。

6 予備発表終了後、指導教員（主査）は、速やかに予備発表実施報告書を本研究科長へ提出し、学位論文審査申請の可否を判断する。

(学位論文の審査及び試験)

第8条 審査委員は、学位論文を審査し、必要に応じて合同または単独で論文提出者に学位論文について質疑を行う。

2 審査委員は、論文提出者に対して学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について試験を行う。

(審査委員の報告)

第9条 審査委員は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、その結果を次の書類により本研究科委員会に報告しなければならない。

(1) 学位論文の審査及び最終試験の結果について

(2) 学位論文審査及び最終試験結果報告書

(研究科委員会の審議)

第10条 本研究科委員会は、審査委員の報告に基づいて審議し、学位論文の審査及び試験の合否を議決する。

(改 廃)

第11条 この要領の改廃は、本研究科委員会の議を経て、酪農学園大学大学院委員会で行う。

附 則

この要領は、1994（平成6）年4月1日から制定施行する。

附 則

この要領は、2003（平成15）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2010（平成22）年4月1日から施行する。

2 2009（平成21）年以前の入学者については、なお従前の要領を適用する。

附 則

この要領は、2013（平成25）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2020年9月14日から施行し、2020年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、2023年4月1日から施行する。

様式1

年 月 日

酪農学研究科博士課程 早期修了申請書

酪農学研究科長 殿

酪農学研究科 _____
 専攻 課程 年 _____
 学籍番号 _____
 氏 名 _____ 印
 指導教員 _____ 印

酪農学園大学大学院学則第24条第3項に基づき、下記のとおり関係書類を添え、博士課程修了に係る早期修了を申請いたします。

記

1. 早期修了に関する推薦書
2. 研究実績調書
3. 「優れた研究業績」に該当する論文

以上

様式2

年 月 日

早期修了に関する推薦書

酪農学研究科長 殿

指導教員 _____ 印

下記の者は、優れた研究業績を上げたために学期間の短縮に該当する者と認め、ここに推薦します。

記

1. 被推薦者
 - ① 所属 _____ 専攻 _____ 課程 _____
 - ② 学籍番号 _____
 - ③ 氏 名 _____
 - ④ 入 学 _____ 年 _____ 月 _____
 - ⑤ 修了希望時期 _____ 年 _____ 月 _____

2. 推薦理由(不足する場合は、別紙(様式は任意)に記入すること。)

様式3

研究実績調書

酪農学研究科 _____
 専攻 博士課程 年 _____
 学籍番号 _____
 氏 名 _____

学術論文名、著書、学協会、討論会、国際会議等での研究発表題名及び特許・発明等の名称	発表論文誌の名称、巻、頁、発表年 (印刷中または投稿中の場合は、その旨を記入してください。) 発表学協会、討論会、国際会議等の名称及び発表年月日	共著者又は共同発表者氏名 (本人を含め上から発表順に記入してください。)
(その他特記すべき事項)		
上記のとおり相違ありません。		
年 月 日		(申請者) 印
		(指導教員) 印

注(1) 学術論文等は別刷又はその写しを添付し、研究発表の場合は要旨または概要を添付。
 (2) この用紙に書き切れない場合は同様の形式のものを付加してください。

様式4-1

年 月 日

承諾書

酪農学園大学大学院酪農学研究科長 殿

私は、_____氏の学位申請に際して、下記論文が同氏の主要な参考論文として用いられることを承諾いたします。

なお、私は当該論文を自身の学位論文の申請には使用いたしません。

氏 名 :

印(署名)

所属: _____

1. 論文名 :
著者名 :
掲載雑誌名・巻・号・頁・発行年 :
2. 論文名 :
著者名 :
掲載雑誌名・巻・号・頁・発行年 :
3. 論文名 :
著者名 :
掲載雑誌名・巻・号・頁・発行年 :

(注) 博士の学位をお持ちの方は、文中「なお、私は当該論文を自身の学位論文の申請には使用いたしません。」の文章は削除してください。

(注) の部分は、最終的に削除してください。

様式4-2

Letter of Agreement

Year: _____ month: _____
day: _____

To: Dean of Rakuno Gakuen University Graduate School of Dairy Science

I agree that an applicant " Mr./Ms. ○ ○ ○ ○ " employs listed publication(s) as main-publication for his/her Ph.D. degree application. I also agree not to use the same paper(s) for any academic degree of my own.

Name (in PRINT): _____

Signature or SEAL: _____

Affiliation: _____

1. Title:
Author:
Name of Journal, Vol (No.), Pages, Year of Publication:
2. Title:
Author:
Name of Journal, Vol (No.), Pages, Year of Publication:
3. Title:
Author:
Name of Journal, Vol (No.), Pages, Year of Publication:

(Note: If the coauthor has already obtained his/her Doctoral degree, the statement, "I also agree not to use the same paper for any academic degree of my own." will be treated as null.)

Please delete all examples and notes before using this form.

論文提出による博士(農学・食品栄養科学)の学位授与に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 酪農学園大学大学院酪農学研究科(以下「研究科」という。)における論文提出による博士(農学・食品栄養科学)の学位授与に関する取扱いについては、酪農学園大学学位規程(昭和50年4月1日制定。以下「学位規程」という。)に定めるもののほか、本要領の定めるところによる。

(学位授与申請資格)

第2条 本研究科に博士(農学・食品栄養科学)の学位の授与を申請することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者は研究歴5年以上
- (2) 短期大学又は専門学校を卒業した者は研究歴7年以上
- (3) 修士課程を修了した者は研究歴3年以上
- (4) 外国の大学を卒業した者は研究歴5年以上
- (5) その他、本研究科委員会の議を経て認められた者

(学位授与申請の手続)

第3条 学位の授与を申請するときは、本研究科の委員を介して、次の各号に定める書類に論文審査手数料を添え、本研究科長を経て学長に提出しなければならない。なお、提出物は紙媒体1部及び電子データとし、提出期日は学位授与式のそれぞれ3か月前までとする。

- (1) 学位論文審査申請書
- (2) 学位論文
- (3) 学位論文要旨
- (4) 参考論文

参考論文のうち5篇以上は、レフェリーのある国際誌、または日本学術会議協力学術研究団体の学術(学会)誌(人文社会科学系の分野に関するものは、これらと同等な学術誌を含む。)に掲載された論文の著者(共著を含む。)であること。なお、上記の論文のうち3篇以上については、博士論文の全部又は一部が含まれた論文の筆頭著者であることを要する。ただし、短報については0.5篇としてカウントする。また、単著、分担執筆又は共著による公刊された単行本についても論文として認める。申請者が筆頭著者でない論文の内容を学位論文に使用する場合には、共同研究者の承諾書(様式1-1あるいは様式1-2)を添付するものとする。

- (5) 論文目録
- (6) 履歴書
- (7) 研究歴証明書
- (8) 最終学校卒業(修了)証明書
- (9) 郵便振替払込受付証明書

(論文審査手数料)

第4条 論文審査手数料は、本研究科委員会並びに大学院委員会の議を経て、別に学長が定める。

(予備発表)

第5条 学位論文を提出しようとする者は原則として予備発表を適用する。

- 2 予備発表の実施にあたっては、学位論文を提出しようとする者の指導教授(主査)から研究科長に申し出る。
- 3 研究科長は、研究科構成員のほか、全学教員、学外関係者等に予備発表への参集を呼びかける。
- 4 予備発表を実施する時期については、審査申請の2か月前までを目安とする。
- 5 所要時間は、発表に30~40分間、議論に30~40分間を目安とする。

(学位論文の審査及び学力試験)

第6条 学位論文の審査及び学力試験は、申請者が専攻学術の分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを確認するために行う。

2 学位論文の審査及び学力試験を行うために、本研究科委員会内に委員3名以上からなる審査委員会を設ける。

3 審査委員会は、申請者が専攻学術及び外国語について、本研究科博士課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学力があることを確認するため、口述又は筆答による学力試験を行う。

4 学位論文の審査及び学力試験は、学位論文が提出された日から1年以内に終了する。

(審査委員会の報告)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査及び学力試験を終了したときは、ただちに次の各号に定める事項を、所定の様式によって本研究科委員会に報告しなければならない。

- (1) 学位論文審査の概要及び審査結果
- (2) 学力試験の成績と結果
- (3) 学位授与の可否についての審査委員会の判定

(学位の授与月日)

第8条 学位の授与月日は、次のとおりとする。

6月30日、9月30日、12月25日、3月25日

(改廃)

第9条 この要領の改廃は、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で行う。

附 則

この要領は、1994（平成6）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2003（平成15）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2005（平成17）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2010（平成22）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2016（平成28）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2020年9月14日から施行し、2020年4月1日から適用する。

論文提出による博士（農学・食品栄養科学）の学位授与に係る論文審査手数料について

1. 酪農学園大学学位規程第4条第2項に基づき、博士（農学・食品栄養科学）の学位の授与を申請する場合の論文審査手数料は、200,000円とする。
2. 納付された論文審査手数料は、論文審査の結果の可否にかかわらず返還しない。

制定日 1994（平成6）年4月1日

改正日 2010（平成22）年4月1日

課程修了認定のための修士(農学・食品栄養科学)の学位論文に関する取扱要領

(趣 旨)

第1条 酪農学園大学大学院酪農学研究科（以下「本研究科」という。）の課程修了認定のための学位論文の取扱いについては、酪農学園大学大学院学則（以下「学則」という。）及び酪農学園大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この要領による。

(学位論文の提出資格)

第2条 学則第24条第1項により修了を認定される者。

2 学則第24条第2項により修了を認定される者。なお、学則第24条第2項に規定する優れた研究業績とは、在籍中に筆頭著者として査読付きの学術論文に投稿し、アクセプトされた和文あるいは英文論文が1編以上とする。

(学位論文の提出期日)

第3条 前条第1項により2年次末までに学位の授与を受けようとする者は、それより3か月前までに指導教員を通じて、学位論文審査に要する提出物を本研究科長に提出しなければならない。

2 前条第2項により1年次末または2年次前学期末までに学位の授与を受けようとする者は、それより5か月前までに所定の書類（様式1、2）に優れた研究業績を添え、指導教員を通じて本研究科長に申請する。本研究科長は、速やかに早期修了審査委員会（申請者の指導教員を除く本研究科修士課程の指導教員有資格者2名及び獣医学研究科担当教員のうち、研究科長を含む2名の計5名で構成）を設置し、提出された所定の書類により審査を行う。なお、審査において必要と認められた場合、申請者等からヒアリングをすることができる。早期修了に該当すると認められた場合は、学位授与日より3か月前までに指導教員を通じて、学位論文審査に要する提出物を本研究科長に提出しなければならない。

(学位論文審査に要する提出物)

第4条 学位論文審査に要する提出物は以下のとおりとする。なお、提出物については、紙媒体1部及び電子データとする。

- (1) 学位論文審査申請書
- (2) 学位論文
- (3) 学位論文要旨

(学位論文及び資料)

第5条 学位論文は単著とし、1篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

(審査委員)

第6条 本研究科委員会は、学位規程第7条第1項及び第2項に定めるもののうちから主査1名及び副査2名以上の審査委員を選定する。

(中間発表会)

第7条 学位論文審査を申請しようとする者のすべてに中間発表会の実施を適用する。

- 2 中間発表会の実施にあたっては、指導教員（主査）から本研究科長に申し出る。
- 3 本研究科長は、本研究科構成員のほか、全学教員、学外関係者等に中間発表会への参集を呼びかける。
- 4 中間発表会を実施する時期については、審査申請の2週間前までを目安とする。
- 5 所要時間は、発表に30～40分間、議論に30～40分間を目安とする。
- 6 中間発表会終了後、指導教員（主査）は、速やかに中間発表会実施報告書を本研究科長へ提出するとともに、学位論文審査申請の可否を判断する。

(学位論文の審査及び試験)

第8条 審査委員は、学位論文を審査し、必要に応じて合同または単独で論文提出者に学位論文について質疑を行う。

(審査委員の報告)

第9条 審査委員は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、その結果を次の書類により本研究科委員会に報告しなければならない。

- (1) 学位論文の審査及び最終試験の結果について
- (2) 学位論文審査及び最終試験結果報告書

(研究科委員会の審議)

第10条 本研究科委員会は、審査委員の報告に基づいて審議し、学位論文の審査及び試験の可否を議決する。

(改 廃)

第11条 この要領の改廃は、本研究科委員会の議を経て、酪農学園大学大学院委員会で行う。

附 則

この要領は、2020年9月14日から施行し、2020年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、2023年4月1日から施行する。

様式1

年 月 日

酪農学研究科修士課程 早期修了申請書

酪農学研究科長 殿

酪農学研究科 _____
 _____ 専攻 課程 年
 学籍番号 _____
 氏 名 _____ 印
 指導教員 _____ 印

酪農学園大学大学院学則第24条第2項に基づき、下記のとおり関係書類を添え、修士課程修了に係る早期修了を申請いたします。

記

1. 早期修了に関する推薦書
 2. 「優れた研究業績」に該当する論文

以上

様式2

早期修了に関する推薦書

年 月 日

酪農学研究科長 殿

指導教員 _____ 印

下記の者は、優れた研究業績を上げたため在学期間の短縮に該当する者と認め、ここに推薦します。

記

1. 被推薦者
 ① 所 属 _____ 専攻 _____ 課程 _____
 ② 学籍番号 _____
 ③ 氏 名 _____
 ④ 入 学 _____年__月__
 ⑤ 修了希望時期 _____年__月__

2. 推薦理由(不足する場合は、別紙(様式は任意)に記入すること。)

審査委員の選出方法について

1. 選出方法（基準）

①博士課程及び論文提出による博士の学位授与

- ア. 学位論文審査委員（3名以上）のうち、3名は酪農学研究科博士課程研究指導教員資格を有する者とする。
- イ. 主査は指導教員とする。
- ウ. そのほか、関連規程を遵守する。

②修士課程

- ア. 学位論文審査委員（3名以上）のうち、3名は酪農学研究科修士課程研究指導教員資格を有する者とする。
- イ. 主査は指導教員とする。
- ウ. そのほか、関連規程を遵守する。

2. 上記1の基準を設ける理由

学位授与の最終審査となる論文審査を行う委員については、酪農学研究科委員会委員であるとともに、博士課程、修士課程それぞれの研究指導資格を有する教員が複数名で審査することが望ましいと判断したため。

3. 上記1の基準を適用する時期

2024年4月以降に選出される学位論文審査委員から適用する。

2023年7月18日 酪農学研究科委員会

博士（農学・食品栄養科学）の学位論文作成の手引き

学位論文は原則として、以下の要領に基づいて作成し、研究科長に提出する。

1. 学位論文の体裁

- (1) 用紙は、A 4 の上質紙を縦方向で片面印刷とする。
- (2) 論文の記述は和文、または英文とし、論文は次の構成で作成する。
 - 人文・社会学系：①表紙 ②目次 ③本文 ④要約 ⑤謝辞 ⑥引用文献
 - 自然科学系：①表紙 ②目次 ③本文（緒言、材料と方法、結果、考察） ④要約 ⑤謝辞 ⑥引用文献
 - ・要約（表題含む）は、和文の場合は「英文」、英文の場合は「和文」で作成。
 - ・英文以外の外国語要約は1か国に限り併記を認める。

2. 表紙、背表紙の書き方

- (1) 表紙、背表紙に、別項1の内容を記載する。
- (2) 内表紙に、別項1の内容を記載する。

3. 学位論文要旨の作成について

- (1) 言語：日本語
- (2) 用紙：A 4 上質紙（片面印刷）
- (3) 余白：左3センチ、右2.5センチ、上2.5センチ
下3センチ
- (4) フォント：MS明朝 10.5ポイント
（但し、図表は問わない）
- (5) 行数：1ページ 40行以内
- (6) 枚数：2枚（文章1枚、図表1枚）
- (7) 右図のとおり【目的】【方法】【結果】毎にまとめる

論文題目
氏名（指導教員の研究指導分野）
【目的】
【方法】
【結果】

4. 学位論文の作成について

- (1) 本文は別項に定めた枠内に記述する。
 - ・余白：左3センチ、右2.5センチ、上2.5センチ、下3センチ
 - ・フォント：MS明朝 10.5ポイント
 - ・行数・文字数：1ページ 30～35行、1行 35～40文字で印刷
- (2) 句読点は1字分とする。改行は行頭1字をあけて書く。
- (3) 英文の場合、別項2に定めた枠内に、フォントはCenturyまたはTimes New Romanで12ポイントとする。
- (4) 頁は、本文より最終頁まで別項2に定めた下段中央に算用数字で記入する。
- (5) 図、表、写真は明瞭な原図を用い、表題、説明文を含め本文枠内に収め、本文に直近の頁に挿入する。
- (6) 本文、脚注、専門用語、単位、略語の表記、引用文献等の記載は、論文作成者の研究分野における学会の定めるところに従うものとする。

5. 論文発表会

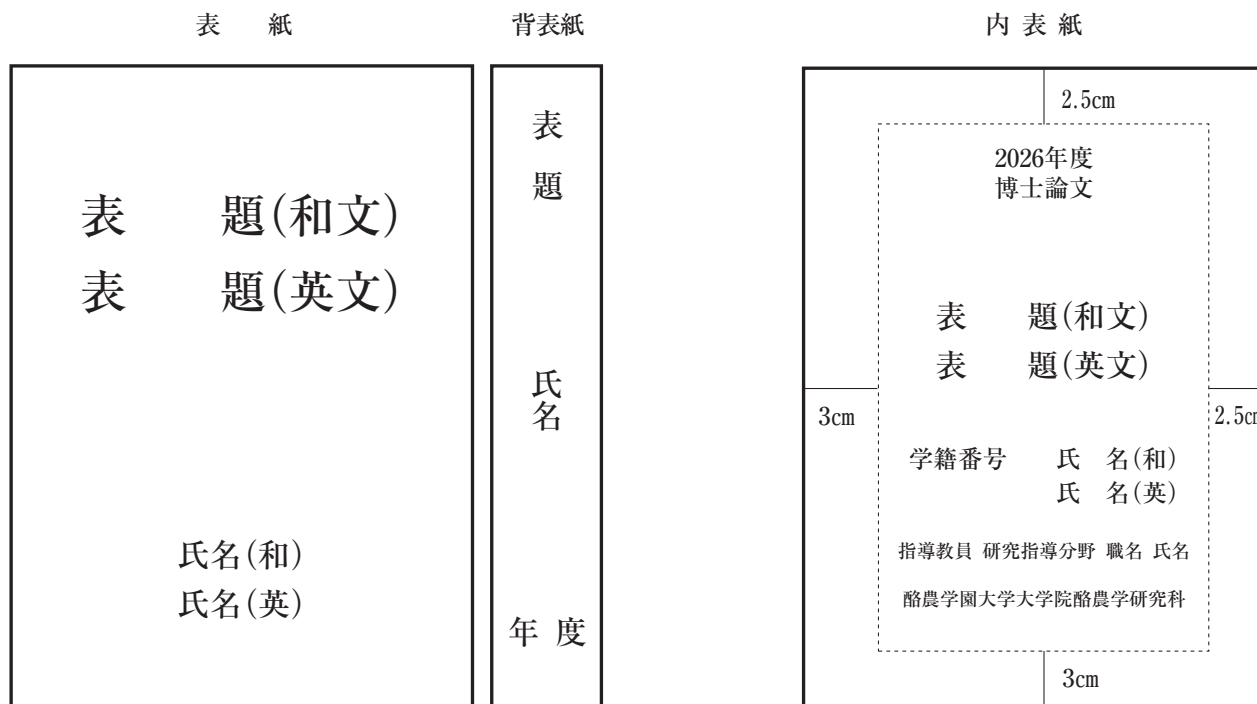
学位論文は、前期修了予定は9月上旬、年度末修了予定は2月上旬に行われる論文発表会において発表する。

別項の記載

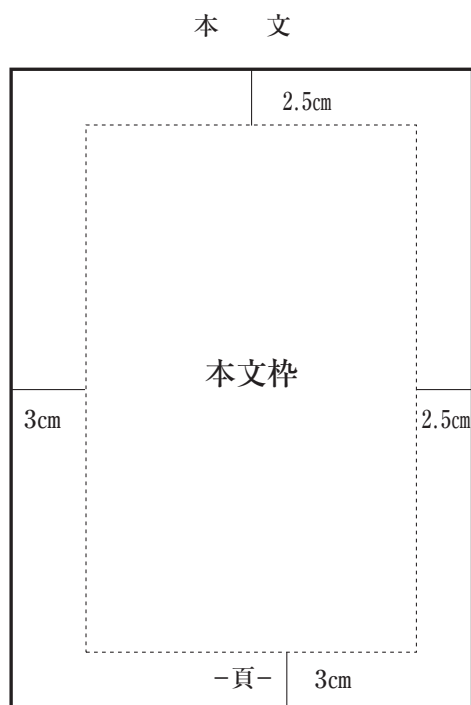
1. 表紙および背表紙の記載
2. 本文枠および頁位置

別項

1. 表紙および背表紙の記載



2. 本文枠および頁位置



【食生産利用科学・食品栄養科学専攻博士課程】

1. 評価項目

学位申請論文の審査には、審査委員会委員が次の6項目について別表の評価基準に基づいて評価する。

(1) テーマのたて方

独創的、具体的で明確なテーマが設定されていて、それについての適切な仮説や調査項目が分かりやすく整理されて示されていること。

(2) 研究の背景

信頼できる複数の情報源から、これまで明らかになった知見や課題を整理し、自分が明らかにしようとしている研究目的に関連付けて活用していること。

(3) 研究の方法

複数の研究方法や分析の視点から、目的とテーマにふさわしいいくつかの研究方法を用い、明確な分析の視点を示していること。

(4) 研究の結果

実験データや調査などについて整理と解析が十分になされ、焦点に沿って研究した内容を組織的にまとめ、類似点・相違点・重要な型（パターン化）の発見など様々な視点から検討していること。

(5) 考察と結論

研究から明らかになったことについて整理し、専門基礎知識（自分の専門分野の概念や枠組み）を効果的に用いて、独自の考察を展開し、論理的に説明できていること。

(6) 参考論文

適切に引用していること。

2. 評価方法及び判定

(1) 各審査委員が、別表の評価基準に基づいて各評価項目を5点、3点、1点で評価する。

(2) 博士の学位では、全ての審査委員が15点以上（30点満点）をつけたことをもって、予備審査終了とする。その後、研究科内での回覧並びに学位論文発表会を経て、本審査となり、全ての審査委員が20点以上（30点満点）をつけたことをもって、本審査を終了とし、研究科委員会に報告する。

3. 審査における必須要件及び最終判定

次の2つの要件を満たし、当該分野に関する十分に広範な知識を有し、自立して研究を行う能力と研究成果を外部に発表できる能力を備えているかどうかの評価を行い、研究科委員会において博士の学位授与の最終的な合否判定を決定する。

(1) 研究成果の全部又は一部を、1篇以上（短報では2篇以上）で、レフェリー制度のある学術誌にすでに掲載を許可され、その筆頭著者であること。

(2) 学位論文発表会で、口頭での発表と質疑応答が論理的かつ明瞭に行われ、審査委員を納得させたこと。

〔別表〕

学位論文評価基準（食生産利用科学・食品栄養科学専攻博士課程）

点数・評価項目	5	3	1
テーマのたて方	独創的で、明確なテーマがされており、それについての適切な仮説や調査項目が分かりやすく整理されて示されている。	実現可能なテーマが設定されており、それについての適切な仮説や調査項目が示されている。	実現可能なテーマが設定されているが、仮説や調査項目がわかりにくい。
研究の背景	信頼できるさまざまな情報源から、これまで明らかにされた先行研究の知見や課題を整理し、自分が明らかにしようとしている内容に関連付けて活用している。	複数の情報源から、これまでに明らかにされた先行研究の知見を示し、整理しているが、自分の研究のテーマとの関連性を十分に示していない。	限られた情報源から、これまでに明らかにされた先行研究の知見を何かしら紹介しているが、自分との研究テーマとの関係が乏しい。
研究の方法	研究の目的とテーマにふさわしい複数の研究方法を用い、明確な分析の視点を示している。	研究の目的とテーマに沿った研究方法を用い、分析の視点を示している。	研究の目的とテーマに関連した研究方法を用いているが、分析の視点が明確になっていない。
研究の結果	実験や調査で得られたデータを図や表を有効利用して組織的にまとめ、類似点・相違点・重要な型（パターン化）の発見など様々な観点から解析している。	実験や調査で得られたデータを図や表を利用してまとめ、類似点・相違点・パターン化など何らかの法則性を示している。	実験や調査で得られたデータを列挙しているのみであり、関連付けてまとめることができていない。
考察と結論	研究から明らかになったことについて整理し、専門基礎知識を効果的に用いて、独自の考察を展開し、仮説との整合性など、論理的に説明できている。	研究から明らかになったことについて記述し、専門基礎知識をある程度用いて説明できているが、独自の考察がやや不十分である。	研究から明らかになったことについての記述はできているが、独自の考察が十分にできておらず、論理的な整理がついていない。
参考論文	研究内容との関連性や研究着手の経緯、研究方法、考察の展開において、適切な参考図書や参考文献が必要な数だけ引用されている。	研究の背景における先行研究や研究方法における適切な参考図書や参考文献が必要な数だけ引用されているが、考察の展開において十分には引用されていない。	適切な参考文献が十分には引用されていない。

【酪農学・食品栄養科学専攻修士課程】

1. 評価項目

学位申請論文の審査には、審査委員会委員が次の6項目について別表の評価基準に基づいて評価する。

- (1) テーマのたて方
実現可能なテーマが設定されており、それについての適切な仮説や調査項目が示されていること。
- (2) 研究の背景
複数の情報源から、これまで明らかになった知見を示し、整理し、自分が明らかにしようとしている研究目的に関連付けていること。
- (3) 研究の方法
目的とテーマに沿った研究方法を用い、分析の視点を示していること。
- (4) 研究の結果
研究で得られた情報をまとめ、類似点・相違点・パターンなど何らかの法則性を検討していること。
- (5) 考察と結論
研究から明らかになったことについて記述し、基礎知識を用いて論理的に説明できていること。
- (6) 引用文献
適切に引用していること。

2. 評価方法及び判定

- (1) 各審査委員が、別表の評価基準に基づいて各評価項目を5点、3点、1点で評価する。
- (2) 論文審査では、全ての審査委員が20点以上（30点満点）をつけたことをもって、本審査を終了とし、研究科委員会に報告する。

3. 審査における最終判定

次の2つの要件を考慮し、当該分野に関する専門的知識と実践的能力を身に付け、問題把握・解決能力を備えているかどうかの評価を行い、研究科委員会において修士の学位授与の最終的な合否判定を決定する。

- (1) 学位論文発表会で、口頭での発表と質疑応答が論理的にわかりやすく行われたこと。
- (2) 研究成果の全部または一部を、関連する学会等（特許も含む）で発表していること。

〔別表〕

学位論文評価基準（酪農学・食品栄養科学専攻修士課程）

点数・評価項目	5	3	1
テーマのたて方	明確で実現可能なテーマが設定されており、それについての適切な仮説や調査項目が分かりやすく示されている。	実現可能なテーマが設定されており、一般的かつ適切な仮説や調査項目が示されている。	曖昧なテーマが設定されており、仮説や調査項目がわかりにくい。
研究の背景	複数の情報源から、これまでに明らかにされた先行研究の知見を整理して示し、自分が明らかにしようとしている内容と関連付けている。	複数の情報源から、これまでに明らかにされた先行研究の知見を整理して示している。	限られた情報源から、これまでに明らかになった先行研究の知見を列挙して示している。
研究の方法	研究の目的とテーマにふさわしい複数の研究方法を用い、明確な分析の視点を示している。	研究の目的とテーマに沿った研究方法を用い、分析の視点を示している。	研究の目的とテーマに関連した研究方法を用いているが、分析の視点が明確になっていない。
研究の結果	実験や調査で得られた実験データを図や表を有効利用して組織的にまとめ、類似点・相違点・重要な型（パターン化）の発見など様々な視点から解析している。	実験や調査で得られたデータを図や表を利用してまとめ、類似点・相違点・パターン化など何らかの法則性を示している。	実験や調査で得られたデータを列挙しているのみであり、類似点・相違点・パターン化など何らかの法則性を検討することが十分になされていない。
考察と結論	研究から明らかになったことについて整理し、専門基礎知識を効果的に用いて、論理的に説明できている。	研究から明らかになったことについて記述し、専門基礎知識をある程度用いて論理的に説明できている。	研究から明らかになったことについての記述はできているが、専門基礎知識を用いて、論理的に説明ができていない。
引用文献	研究内容との関連性や研究着手の経緯、研究方法、考察の展開において、適切な参考図書や参考文献が引用されている。	研究の背景における先行研究や研究方法における適切な参考図書や参考文献が引用されているが、考察の展開において十分には引用されていない。	適切な参考文献が十分には引用されていない。

附 則

この基準は、2020（令和2）年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2026年4月1日から施行する。

学生生活上の留意事項

学生生活について

I 学生証

- 1 学生証は、本学大学院学生としての身分を証明するものです。学生証は常に携帯してください。また、次の場合には必ず携帯していなければなりません。
 - ① 試験を受ける時
 - ② 図書館で図書の閲覧および館外に帯出をする時
 - ③ 通学定期または学割で乗車券を購入する時
- 2 学生証は入学時に交付します。学生証の紛失・破損や有効期限を超えた場合は、再交付の手続きを行ってください。
学生証の再発行には、2,000円の料金がかかります。
- 3 学生証は、修了・退学・その他本学大学院学生の身分を失った時は、直ちに学生支援課へ返還してください。
- 4 学籍番号は、8桁の数字で学生証に記載されています。この番号は修了(退学)後も変更ありません。

2 2 6	4 1 0	0 1
入学年度の省略	課 程	個人番号

課 程	3 1 0 - 酪農学専攻修士課程	3 4 1 - 食品栄養科学専攻博士課程
	3 3 0 - 食生産利用科学専攻博士課程	4 1 0 - 獣医学専攻博士課程
	3 4 0 - 食品栄養科学専攻修士課程	4 2 0 - 獣医保健看護学専攻修士課程

II 諸 手 続

手続きには、大学からの通知により一定期間内に行うものと、学生が事由発生の都度行うもの等があります。手続きを怠ったり時期を失したりすると不利となるばかりでなく、支障を来す場合があるので、十分注意してください。

大学からの通知によって行う手続

提出書類	摘 要	担 当
学位論文申請書	修了年次に行う論文申請	研 究 科 長

学生が事由発生都度行う手続

提出書類	摘 要	担 当 課
休 学 願	病気その他の理由により2か月を超えて修学できない場合	学 生 支 援 課
退 学 願	病気その他の理由により退学する場合	学 生 支 援 課
復 学 願	休学理由が解消、または休学期間が満了の場合	学 生 支 援 課
入学誓書に関する変更届	本人・保証人の氏名および保証人住所の変更等	教 務 課

各種証明書

種 類	手 数 料	担 当 課
学生生徒旅客運賃割引証	—	学 生 支 援 課
通学証明書	—	学 生 支 援 課
成績証明書	200円	教 務 課
教育職員免許状授与見込証明書	100円	教 務 課
学力に関する証明書（教職課程）	200円	教 務 課
修了証明書	200円	教 務 課
修了見込証明書	100円	教 務 課
在学証明書	100円	教 務 課
英文証明書	1,000円	教 務 課
推 薦 書	200円	キ ャ リ ア 支 援 課
人物に関する調書	200円	キ ャ リ ア 支 援 課
健康診断書	200円	医 務 室

証明書の発行申請は各担当課の窓口で行えるほか、遠隔地からも発行申請ができる「証明書発行サービス」もあります。

利用方法等の詳細については、酪農学園大学HP「各種証明書」(<https://www.rakuno.ac.jp/life/support/certificate.html>)をご確認ください。

※証明書の種類によっては発行に日数を要します。

Ⅲ 授業料等の納付期限

- 1 授業料等は、次のいずれかの方法で期限までに必ず納入してください。

納 付 方 法	納 付 受 付 期 限
年 額 を 全 額 一 括 納 付	4月1日～4月30日
前 学 期 ・ 後 学 期 分 括 納 付	前 学 期 4 月 1 日 ～ 4 月 30 日
	後 学 期 9 月 1 日 ～ 10 月 15 日

- 2 期限までに納付されない場合は、授業料等未納による除籍となり学籍を失います。
- 3 特別な事情で期限までに納付出来ない場合は、納付受付期限までに財務課にご相談ください。
- 4 学費負担者が死亡又は生別・失職・病気又は事故等で著しく収入が減少した場合「酪農学園大学授業料免除規程」による免除制度があります。事由が発生しましたら、ただちに学生支援課に相談していただき、納付期限までに申請してください。

Ⅳ 奨学金等

- 1 日本学生支援機構

日本学生支援機構が、人物・学業ともに優れ、経済的理由により修学に困難がある者に対し、学資の貸与等を行う制度です。

学生支援課で年度初めに募集をします。

- ① 第一種奨学金（無利子）

貸与月額…修士課程50,000円・88,000円からの選択制です。

博士課程80,000円・122,000円からの選択制です。

- ② 第二種奨学金（有利子）

貸与月額…50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円からの選択制です。

・大学在学中に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた学生

スカラネットパーソナルで在学猶予願を提出（入力）してください。「在学猶予願」を提出することにより、大学院在学中の返還が猶予されます。

・特に優れた業績による返還免除

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者として、日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。詳しくは、日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

2 民間団体等の奨学金

民間団体等で育英事業を行っているところがあります。募集は、大学を通すものと通さないものがあります。本学に募集がある場合は、その都度掲示しますので、希望者は学生支援課へ申し出てください。なお、本学を通さないで奨学金の支給が決定した場合は、報告願います。

3 ティーチングアシスタント

この制度は、「酪農学園大学大学院ティーチング・アシスタント規程」により、優秀な大学院生をティーチングアシスタントとして採用し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、大学教育の充実および指導者としてのトレーニングの機会提供を図り、有為な人材の育成を目的として行うことにあります。ティーチングアシスタントに関する事務は、教務課と総務課で行います。

① 手当…1 時限1,250円

② 申請…毎年4月中旬までに指導教員が雇用に係る申請書を教務課へ提出

※申請には、健康診断書が必要です。4月の定期健康診断を必ず受けてください。

4 リサーチ・アシスタント

この制度は、「酪農学園大学大学院リサーチ・アシスタント規程」により、優秀な博士課程学生をリサーチ・アシスタントとして任用し、本学及び本学大学院が実施する外部資金による研究プロジェクト等において研究補助業務に従事することで、若手研究者としての能力育成を図ることを目的とするものです。

任用に関する申請、選考等については、指導教員または研究支援課にお問い合わせください。

5 日本学術振興会特別研究員制度

この制度は、優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を特別研究員として採用し、研究奨励金を支給するものです。

特別研究員の募集については、2月頃研究支援課より各教員宛に通知されます（5月申請、採用された場合は翌年度より開始）。

① 対象…博士課程在学者（DC1・DC2）

博士の学位を取得後5年未満の者（PD）

② 研究奨励金…DC1・DC2－月額227,000円・PD－月額362,000円

V 医務室

大学院生の皆さんが充実したキャンパスライフを送るため、医務室には保健師（看護師）が常駐しております。日常の健康を保持、増進させるため、様々な面からサポートしています。予約制により学校医の相談も行っています。

<医務室の主な業務>

定期健康診断、健康診断書の発行、ケガや急病の応急処置、病院の紹介、健康相談、病気の相談など

<定期健康診断>

4月に定期健康診断を実施し、病気の早期発見と予防に努め、適切な治療を受けられるようアドバイ

スをしています。4月の定期健康診断を受けた者のみ健康診断書を発行できます。
＜開室時間＞

平日 8:30～17:00

※学校医による相談は予約制です。希望される方は医務室にご相談ください。

電話 011-386-1024

※緊急時の対応のため電話番号の登録をお願いします。

VI 学生相談室

学生相談室は、大学院生の皆さんに充実したキャンパスライフを送っていただくためのサポートをしています。人が生きていく中には、様々なトラブルがあります。学生相談室は、困難に遭遇したときに、皆さん自身の力がよりよく発揮できる方法を共に考えていく場でもあります。

学生相談室には、カウンセラーが常駐しており、月に一度、医師による相談を行っています。

＜主な相談内容＞

- *心身の健康に関すること — 落ち込みがち、疲れやすい、眠れない、孤独感、ちょっと心理テストをしてみたい……
- *性格に関すること — 人前で緊張する、マイナス思考になりがち……
- *対人関係に関すること — 友達との関係が上手くいかない、恋愛に関する相談……
- *学業に関すること — 履修相談、退学・休学……
- *日常生活に関すること — 日常生活で生じるトラブル、経済上の問題……

相談の方法

学生相談室の場所 学生サービスセンター 1F

学生相談室の利用方法

☆QRコードで面接予約をする

「相談申込フォーム」から面接予約をしてください(本学アカウント所有者のみ使用できます)。

☆E-mailで面接予約する

rg-caun@rakuno.ac.jpへ「面接を希望します」とメールを送ってください。

お名前、学籍番号、簡単な相談内容もご記入ください。



☆電話で面接予約をする

011-388-4124 (学生相談室直通)に電話し、面接を予約してください。

☆直接、学生相談室へ

予約優先でお話をうかがっておりますので、ゆっくり相談したいという方は、予約をして来室することをおすすめします。

相談受付時間

月～金 8:30～17:00

*土曜・日曜・祝日・学園の定めた休日はお休みです。

Ⅶ メンター制度

本制度は、大学院博士課程の学生（メンティ）一人ひとりが抱えるキャリアパスに関する不安や悩みに対し、大学として適切に相談できる体制を構築し、担当教員（メンター）がキャリアパスに関する支援を行うことを目的としています。キャリアパスに関して不安や悩みなどがありましたら、担当教員（メンター）へご相談ください。

1 支援内容

- (1) キャリア相談（進路選択・業界理解）
- (2) スキル育成（論文執筆、プレゼン、資金獲得など）
- (3) メンタルサポート
- (4) 人間関係・ネットワーク形成支援

2 支援対象（メンティ）

大学院博士課程の学生

3 支援者（メンター）

主指導教員及び副指導教員

Ⅷ その他

1 医療互助会

学生の相互扶助精神に基づき、「酪農学園医療互助会会則」により、本学に在学する学生の疾病・負傷・死亡について、医療給付などを行い、健康の維持・増進を図ることを目的としています。

医療互助会の申請、給付金の受け取り（受領時は、学生証を持参）は、**学生支援課**が行っています。

2 自動車通学の禁止

本学では、「構内交通規制に関する規程」により、学生・大学院生による学内への車輛乗り入れを禁止しております。

ただし、止むを得ない事情により車輛を用いて通学しなければならない場合は、本学が許可するもの限り、特例として所定の手続きを経て乗り入れを許可する場合があります。

窓口は、**学生支援課**が行っています。

3 学生生活援護会

本会は建学の精神に則る学生生活の充実と学風の発展を計るため「学生生活援護会規程」により、学生生活および諸活動を援護することを目的としています。

学生の体育・文化等における課外活動への奨励援助や教育研究活動のための学生教育研究災害傷害保険や学生・子ども総合保険（賠償保険）への加入を行っています。

本会の事務局は、**学生支援課**が行っています。

窓 口 受 付 時 間

学生支援課

平日 8:30~17:00

教務課

平日 8:30~17:00（証明書発行は16:45までとする。）

キャリア支援課

平日 8:30~17:00

医務室

平日 8:30~17:00

学生相談室

平日 8:30~17:00

附属図書館の利用について

本学図書館は、本学構成員の研究ならびに教育に必要な図書を収集保存し、利用に供しています。利用にあたっては「酪農学園大学附属図書館利用規程」および下記によりお願いいたします。「図書館ホームページ」(<http://library-2.rakuno.ac.jp/>)

《開 館》

月 ～ 金	8：40～20：00(但し、春、夏、冬季休業中は8：40～17：00)
土	8：40～17：00(補講日、試験日などに開館)

休館 日曜・国民の祝祭日・本学規定の休日、春、夏、冬季休業中の土曜
臨時の休館は、その都度掲示等でお知らせします。

《施設・設備》

3階 インフォメーションフロア

辞典、百科辞典、年鑑・白書などの参考図書を中心に美術書、地図、法令集などが配架されています。
新聞閲覧コーナーでは主要新聞が2ヶ月分閲覧できます。
(それ以前の新聞は別棟書庫に2年間保存されます。)

4階 図書フロア

一般図書、新書、文庫本が分野毎請求記号順に配架されています。

5階 雑誌フロア

和雑誌(50音順)、洋雑誌(ABC順)、卒業論文などが配架されています。
製本用具をそろえた「製本室」が利用できます。(6階カウンターで申し込みが必要です。)

6階 マルチメディアフロア

AVブースではビデオテープ・DVDが鑑賞できます。
ラーニングコモンズエリアではテーブル・ソファ・ホワイトボードが4セット設置されており、複数人でアクティブラーニングを行えます。(会話も可)
6階カウンターで申し込むことにより、グループ学習室(学習会等利用)、大判プリンタの利用ができます。

7階 オープンPCフロア

パソコンを使用した自習ができます。Word・Excelなどの各種ソフトの他、メール利用・インターネットによる情報検索もでき、各種ガイダンスも行います。なお施設内のパソコンは全て学術研究情報の閲覧・収集のために設置されておりますので、それ以外での利用はご遠慮ください。

その他

- ・図書館ホームページより、電子ジャーナル・電子ブック、CLOVER学術研究コレクション、文献データベースが利用できます。
- ・無線LANサービス
無線LANによるPCの持込利用が可能な環境となっています。
- ・ノートPC貸出サービス
本学学生を対象に自習を目的として、最長2週間ノートPCを貸出しています。
(利用の詳細は7FオープンPCフロアでお尋ねください。)

《館内閲覧》

書架より自由に取り出して利用できます。

利用後は直接書架に戻さず、近くの返本台に戻してください。

《館外貸出》

貸出手続

借り出したい図書と学生証をカウンター（3階・6階）に呈示してください。

未製本雑誌の貸出は、未製本雑誌貸出用紙に記入してください。

貸出できない図書

赤色ラベル貼付の禁帯出図書、卒業論文、修士論文、博士論文は館外貸出はできません。

貸出冊数と期間

冊数は、図書・雑誌・録音資料は合わせて計30冊まで、映像資料（ビデオ等）は計5点まで貸出を受けられます。

期間は、図書1か月、雑誌1週間、視聴覚資料（語学CD2週間・ビデオテープ1週間）、新着雑誌（当年1月から12月に発行）は翌日までとなっています。

返却

期限内に資料を3階・6階カウンターへお持ちください。延滞すると返却日当日の貸出はできません。

閉館後の返却は、中央館2階玄関横の返却ポストに入れてください。

紛失、破損の場合、同一資料または相当額をもって弁償していただきます。

《相互利用》

求める資料が図書館にない場合、下記の方法もありますので3階・6階カウンターにて申し込んでください。

- ・他の図書館から借りたり（現物借受）、一部をコピーして利用する事ができます。
- ・他大学図書館を訪問して利用することが可能です。但し、相手館により当館が発行する紹介状が必要な場合もあります。
- ・大学図書館相互利用サービス

道内の提携大学間で実施されている制度で、学生証のみで閲覧・貸出が可能となります。（詳細は各カウンターへ）

《文献複写（コピー）》

資料をより活用するため文献のコピーができます。（図書館所蔵の資料のみ）

- ・3階 モノクロコピー機（コイン式）
- ・5階 カラーコピー機（コイン式）

但し、コピーできるものは図書館所蔵資料に限ります。コピー申込書を提出のうえ、利用してください。

学則および諸規程等

酪農学園大学 大学院学則

第1章 総 則

第1節 目 的 (目 的)

- 第1条 酪農学園大学大学院(以下「大学院」という。)は、酪農学並びに獣医学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 酪農学研究科は、酪農学園創立の基本精神に基づいて、酪農学とその関連科学領域に関する精深かつ不断の研究を進め、その成果を広く社会に還元することで人類の福祉と自然環境の保全並びに産業と文化の進展に貢献することを目的とする。
- (1) 酪農学専攻修士課程は、多様化・高度化する酪農学とその関連科学の教育と研究を通して生命・自然を尊ぶ豊かな人間性をはぐくみ、酪農のかかえる総合的、循環的・エネルギー給源的諸問題に対応し得る高等教育研究を展開し、国際的視野にたつて次世代の酪農学の教育と研究を担う人材を養成する。
- (2) 食生産利用科学専攻博士課程は、自然環境の保全に配慮しつつ安全・安心な食料を質・量ともに確保する具体的な方策と学理について、学問分野を横断的かつ先進的に研究することにより、社会の多様な方面で、高度な専門性を全体の調和のなかで柔軟に活かして活躍する研究者・指導者を養成する。
- (3) 食品栄養科学専攻修士課程は「食」と「人の健康」をつなぐ各分野での深い学識と幅広い経験を体得し、国際的視野に立ち、高い目的意識と強い使命感を持った指導的役割を担える人材を養成する。同専攻博士課程は、それぞれの専門分野における教育・研究を通じて、酪農学園大学ならではの利点を生かし、農業・食品・人の健康という複数の領域の横断的な思考により、環境にも配慮した、人の健康向上に貢献する高度な知識と技術を備えた研究者・指導者を養成する。
- 3 獣医学研究科は、酪農学園創立の基本精神に基づいて、獣医学とその関連科学を創造的に研究・発展させ、その成果を人類の福祉及び動物・人・環境の調和と共存に寄与させることを目的とする。
- (1) 獣医学専攻博士課程は、多様化・高度化する獣医学とその関連科学の教育と研究を通して生命・自然を尊ぶ豊かな人間性をはぐくみ、人類と動物の福祉及び動物・人・環境の調和と共存に貢献し、国際的視野にたつて次世代の獣医学の教育と研究を担う人材を養成する。
- (2) 獣医保健看護学専攻修士課程は、臨床とその基盤となる諸科学の教育を通して、創造的かつ実践的な動物看護師となりうる人材並びに幅広く深い教養と専

門知識・技術及び総合的な判断力を涵養し、健全で人間性豊かな生命観と社会的使命感を持った人材を養成する。

(課 程)

- 第1条の2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。
- 2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(自己点検及び評価)

- 第1条の3 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前二条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
- 2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

第2節 組 織

(研究科及び収容定員)

- 第2条 大学院に、酪農学研究科及び獣医学研究科を置く。
- 2 前項の研究科の収容定員は、次のとおりとする
- 酪農学研究科
- 酪農学専攻 修士課程
入学定員 12名 収容定員 24名
食生産利用科学専攻 博士課程
入学定員 2名 収容定員 6名
食品栄養科学専攻 修士課程
入学定員 6名 収容定員 12名
食品栄養科学専攻 博士課程
入学定員 2名 収容定員 6名
- 獣医学研究科
- 獣医学専攻 博士課程
入学定員 3名 収容定員 12名
獣医保健看護学専攻 修士課程
入学定員 3名 収容定員 6名

第3節 教員組織

(教員組織)

- 第3条 大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教の中からこれに充てる。
- 2 前項の教員の資格については、次の各号の一による。
- (1) 博士の学位を有し、研究の指導並びに教育上の能力及び識見を有する者
- (2) 研究業績を有し、前号に準ずると認められた者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められた者

第4節 運営組織

(研究科委員会)

- 第4条 研究科に、研究科委員会を置く。
- 2 研究科委員会は、研究科長、研究科の指導教授及び授業担当の教授をもって構成する。
- 3 研究科委員会は、次の事項に関して審議し、学長に意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 研究科委員会は、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項

について審議し、及び学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- 5 研究科委員会に関する規程は、別に定める。
- (大学院委員会)

- 第5条 大学院に、大学院委員会を置く。
- 2 大学院委員会は、学長、各研究科長及び大学院委員会に関する規程で定める者をもって構成する。
- 3 大学院委員会は、次の事項に関して審議し、学長に意見を述べるものとする。
- (1) 大学院学則その他の重要な規則、規程の制定又は改廃に関する事項
- (2) 研究科、その他関係機関との連絡調整に関する事項
- (3) 大学院の組織及び運営に関する事項
- (4) 学生の入学・退学・賞罰等に関する事項
- (5) 論文の審査、試験及び試問に関する事項
- (6) 教員の資格審査に関する事項
- (7) 学長が必要と認めた事項
- 4 大学院委員会に関する規程は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

- 第6条 学年、学期及び休業日は、酪農学園大学学則(以下「大学学則」という。)の規定を準用する。

第2章 大学院通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

- 第7条 酪農学研究科修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 2 酪農学研究科博士課程の標準修業年限は、3年とする。
- 3 獣医学研究科修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 4 獣医学研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- (在学年限)
- 第8条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。

第2節 入 学

(入学の時期)

- 第9条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合に限り、入学の時期を後学期の始めとすることができる。

(修士課程の入学資格)

- 第10条 修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育(日本において、外国の大学が行う通信教育を履修する場合も含む)における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の大学等において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の定めるところにより、大学卒業と同等以上の学力があると認められた者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 当該研究科において、個別の入学資格審査により大学卒業と同等

等以上の学力があると認められた者で、入学時まで22歳に達する者

(博士課程の入学資格)

第11条 博士課程（獣医学専攻を除く）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位もしくは専門職学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者（日本において、外国の大学が行う通信教育を履修する場合も含む）

(3) 日本において、文部科学大臣が指定した外国大学（大学院相当）日本校の課程を修了し、修士又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 文部科学大臣の定めるところにより、大学卒業と同等以上の学力があると認められた者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時まで24歳に達する者

2 博士課程（獣医学専攻）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修業年限6年の獣医学、医学、歯学又は薬学を履修する課程を卒業した者

(2) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(3) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 外国において、学校教育（日本において、外国の大学が行う通信教育を履修する場合も含む）における18年の課程を修了した者

(5) 外国の大学等において、修業年限が5年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者

(7) 文部科学大臣の定めるところにより、大学卒業と同等以上の学力があると認められた者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学における修業年限6年の獣医学、医学、歯学又は薬学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時まで24歳に達する者

(入学の出願)

第12条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第13条 前条に規定する入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。ただし、酪農学園大学大学院修了および酪農学園大学学群・学部卒業者については、入学金は徴収しない。

2 学長は、前項に定める入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学及び再入学)

第15条 次の各号の一に該当する者で、大学

院への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 他大学院に在学する学生

(2) 大学院を退学した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに修業年限については、当該研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

第3節 教育方法及び履修方法等
(教育方法)

第16条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 各研究科における授業科目並びに単位数は、別表による。

3 授業科目の単位計算方法については、大学学則の規定を準用する。

4 前項の規定にかかわらず、授業科目の講義、演習、実験又は実習のうち、二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、大学学則第22条に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

5 前項の授業を、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

6 大学院委員会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所（外国を含む）で行うことができる。

(履修方法等)

第17条 授業科目の内容及び研究指導の内容及びこれらの履修方法は、各研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(単位の授与)

第18条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(修得すべき単位数)

第19条 各研究科において修得すべき単位数は、次のとおりとする。

(1) 酪農学研究科酪農学専攻修士課程及び食品栄養科学専攻修士課程においては、30単位以上

(2) 酪農学研究科食生産利用科学専攻博士課程においては、11単位以上

(3) 酪農学研究科食品栄養科学専攻修士課程においては、6単位以上

(4) 獣医学研究科獣医保健看護学専攻修士課程においては、30単位以上

(5) 獣医学研究科獣医学専攻博士課程においては、30単位以上

(他大学の大学院等における授業科目の履修及び研究指導等)

第20条 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院等との協議に基づき、学生は他大学の大学院において授業科目を履修することができること又は研究所等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位数は、当該研究科委員会の議に基づき、10単位を超えない範囲で修了の要件となる単位

として認めることができる。

(教育職員免許状の授与の所要資格取得)

第21条 高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で当該免許状に係る中学校教諭又は高等学校教諭の専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 大学院の研究科において当該所要資格を取得できる中学校教諭又は高等学校教諭の専修免許状の免許状の種類の、次のとおりとする。

酪農学研究科
酪農学専攻 修士課程
中学校教諭専修免許状
理科、社会
高等学校教諭専修免許状
理科、農業、公民
食品栄養科学専攻 修士課程
中学校教諭専修免許状
理科
高等学校教諭専修免許状
理科、農業

(成績)

第22条 授業科目の試験の成績は、百分法をもってし、60点以上を合格とする。その成績は、優・良・可・不可の4種の評語をもって表し、不可を不合格とする。

第4節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学、復学、転学、留学、退学及び除籍)

第23条 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍は、大学学則を準用するほか、必要な事項は各研究科において別に定める。

2 第20条の規定は、外国の大学の大学院に留学する場合に準用する。

第5節 課程の修了要件及び学位了)

第24条 第7条に規定する修業年限（第15条第1項の規定により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数）以上在学し、第16条及び第19条に定める授業科目及び単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文（修士課程にあっては、その目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果）の審査及び最終試験に合格した者については、大学院委員会の議を経て学長が修了を認定する。

2 第7条第1項及び第3項に規定する標準修業年限については、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 第7条第2項に規定する標準修業年限については、優れた研究業績を上げた者については、大学院に2年以上在学すれば足りるものとする。

4 第7条第4項に規定する標準修業年限については、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文の審査)

第25条 学位論文の審査については、各研究科において別に定める。

2 研究科は、必要があるときには、学位論文の審査について他大学の大学院等の教員等の協力を求めることができる。

(最終試験)

第26条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の審査に合格した者について行う。

2 最終試験について必要な事項は、各

研究科において別に定める。
(学位の授与)
第27条 第24条の規定により修了した者には、次の区分に従い学位を授与する。
酪農学研究科
酪農学専攻 修士課程
修士(農学)の学位
食生産利用科学専攻 博士課程
博士(農学)の学位
食品栄養科学専攻 修士課程
修士(食品栄養科学)の学位
食品栄養科学専攻 博士課程
博士(食品栄養科学)の学位
獣医学研究科
獣医学専攻 博士課程
博士(獣医学)の学位
獣医保健看護学専攻 修士課程
修士(獣医保健看護学)の学位
2 学位の授与に関する事項は、酪農学園大学学位規程(以下「学位規程」という。)の定めるところによる。

第6節 賞 罰
(賞罰)

第28条 賞罰については、大学学則の規定を準用する。

第7節 委託生、科目等履修生、特別科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(委託生、科目等履修生、特別科目等履修生、研究生及び外国人留学生)

第29条 各研究科に委託生、科目等履修生、特別科目等履修生、研究生及び外国人留学生を入学させることができる。
2 前項の学生には、大学学則の規定を準用するほか、必要な事項は研究科において別に定める。

第8節 授業料等
(入学検定料、入学金及び授業料等)

第30条 入学検定料、入学金及び授業料等の額は、次のとおりとする。

酪農学研究科	
酪農学専攻 修士課程	
入学検定料	30,000円
入 学 金	140,000円
授 業 料	595,000円
実験実習料	110,000円
食生産利用科学専攻 博士課程	
入学検定料	30,000円
入 学 金	140,000円
授業料(1~2年次)	595,000円
(3年次)	520,000円
実験実習料	120,000円
食品栄養科学専攻 修士課程	
入学検定料	30,000円
入 学 金	140,000円
授 業 料	595,000円
実験実習料	110,000円
食品栄養科学専攻 博士課程	
入学検定料	30,000円
入 学 金	140,000円
授業料(1~2年次)	595,000円
(3年次)	520,000円
実験実習料	120,000円
獣医学研究科	
獣医学専攻 博士課程	
入学検定料	30,000円
入 学 金	140,000円
授業料(1~2年次)	595,000円
(3~4年次)	520,000円
実験実習料	120,000円
獣医保健看護学専攻 修士課程	
入学検定料	30,000円
入 学 金	140,000円
授 業 料	595,000円
実験実習料	110,000円

2 前項に定める授業料等は毎年度納付するものとする。ただし、入学検定

料は入学出願時に、入学金は入学手続き時に納付するものとする。

(その他の費用)
第31条 その他学生の負担すべき額は、別に定める。

(授業料等の納付)
第32条 授業料等は、年額を2期に分けて、毎学期開始後2週間以内に納付しなければならない。

(納付した入学検定料、入学金及び授業料等の返付)
第33条 納付した入学検定料、入学金及び授業料等は、原則として返付しない。ただし、特段の事情がある場合の返付については、別に定める。

第9節 雑 則
(雑 則)

第34条 大学院に関し必要な事項は、この学則のほか学位規程及び研究科規程に定める。
2 この学則により大学学則を準用する場合は、「教授会」を「研究科委員会」又は「大学院委員会」と読み替えるものとする。

第10節 改 廃
(改 廃)

第35条 この学則の改廃は、理事会が決定する。

附 則
この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則
1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
2 昭和63年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則
1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
2 平成元年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則
1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
2 平成2年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則
1 この学則は、平成3年12月12日から施行し、平成3年7月1日から適用する。
ただし、学則第31条の規定による授業料の額は、平成4年4月1日から適用する。
2 学則第17条第2項の規定は、平成4年度入学者から適用し、平成3年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則
この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則
1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
2 学則第17条第2項の規定は、平成6年度入学者から適用し、平成5年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則
1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
2 学則第17条第2項の規定は、平成7年度入学者から適用し、平成6年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則
この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則
1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
2 学則第17条第2項及び第22条第2項の規定は、平成9年度入学者から適用し、平成8年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則
この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則
1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
2 学則第17条第2項(別表)及び第22条第2項の規定は、平成12年度入学者から適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則
この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
2 学則第17条第2項(別表)の規定は、平成15年度入学者から適用し、平成14年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則
1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
2 学則第17条第2項(別表)の規定は、平成18年度入学者から適用し、平成17年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則
この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
1 この学則は、2009(平成21)年4月1日から施行する。
2 学則第17条第2項(別表)の規定は、2009(平成21)年度入学者から適用し、2008(平成20)年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則
1 この学則は、2010(平成22)年4月1日から施行する。
2 学則第17条第2項(別表)の規定は、2010(平成22)年度入学者から適用し、2009(平成21)年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則
1 この学則は、2011(平成23)年4月1日から施行する。
2 学則第17条第2項(別表)の規定は、2011(平成23)年度入学者から適用し、2010(平成22)年度以前の入学者については、なお従前の学則による。ただし、第17条の規定については、2010(平成22)年度以前の入学者にも適用する。

附 則
この学則は、2014（平成26）年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、2017（平成29）年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、2023年4月1日から施行する。

附 則（2025年3月25日改正規則2024-008号）

- 1 この学則は、2026年4月1日から施行する。
- 2 学則第1条第2項、第2条第2項、第16条第2項（別表）、第19条、第21条第2項、第27条第1項、第30条第1項の規定は、2026年度入学生から適用し、2025年度以前の入学生については、なお従前の学則による。

別表 酪農学研究科酪農学専攻（修士課程）

専 門 教 育 科 目			
授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	単 位 数 合 計
作 物 生 産 科 学			
土 壤 植 物 栄 養 学 特 論		2	2
土 壤 植 物 栄 養 学 特 別 演 習		2	2
土 壤 植 物 栄 養 学 特 別 実 験		1	1
病 理 ・ 害 虫 学 特 論		2	2
病 理 ・ 害 虫 学 特 別 演 習		2	2
病 理 ・ 害 虫 学 特 別 実 験		1	1
飼 料 作 物 学 特 論		2	2
飼 料 作 物 学 特 別 演 習		2	2
飼 料 作 物 学 特 別 実 験		1	1
植 物 遺 伝 学 特 論		2	2
植 物 遺 伝 学 特 別 演 習		2	2
植 物 遺 伝 学 特 別 実 験		1	1
酪 農 機 械 学 特 論		2	2
酪 農 機 械 学 特 別 演 習		2	2
酪 農 機 械 学 特 別 実 験		1	1
家 畜 生 産 科 学			
家 畜 繁 殖 学 特 論		2	2
家 畜 繁 殖 学 特 別 演 習		2	2
家 畜 繁 殖 学 特 別 実 験		1	1
遺 伝 ・ 育 種 学 特 論		2	2
遺 伝 ・ 育 種 学 特 別 演 習		2	2
遺 伝 ・ 育 種 学 特 別 実 験		1	1
家 畜 栄 養 学 特 論		2	2
家 畜 栄 養 学 特 別 演 習		2	2
家 畜 栄 養 学 特 別 実 験		1	1
家 畜 管 理 学 特 論		2	2
家 畜 管 理 学 特 別 演 習		2	2
家 畜 管 理 学 特 別 実 験		1	1
酪 農 生 物 化 学 特 論		2	2
酪 農 生 物 化 学 特 別 演 習		2	2
酪 農 生 物 化 学 特 別 実 験		1	1
酪 農 情 報 学			
酪 農 経 営 情 報 学 特 論		2	2
酪 農 経 営 情 報 学 特 別 演 習		2	2
農 業 経 営 学 特 論		2	2
農 業 経 営 学 特 別 演 習		2	2
酪 農 政 策 学 特 論		2	2
酪 農 政 策 学 特 別 演 習		2	2
農 業 市 場 学 特 論		2	2
農 業 市 場 学 特 別 演 習		2	2
環 境 共 生 学			
野 生 動 物 学 特 論		2	2
野 生 動 物 学 特 別 演 習		2	2
野 生 動 物 学 特 別 実 験 ・ 実 習		1	1
国 際 環 境 情 報 学 特 論		2	2
国 際 環 境 情 報 学 特 別 演 習		2	2
国 際 環 境 情 報 学 特 別 実 験 ・ 実 習		1	1
地 球 環 境 保 全 学 特 論		2	2
地 球 環 境 保 全 学 特 別 演 習		2	2
地 球 環 境 保 全 学 特 別 実 験 ・ 実 習		1	1
(環 境 共 生 学 共 通 科 目)			
環 境 共 生 学 特 論 I		2	2
環 境 共 生 学 特 論 II		2	2
特 別 研 究 論 文	10		10
計	10	85	95
備 考	履修基準 修士課程の修了に必要な単位数は、30単位以上とする。		
	(1) 必修科目 大講座学科目の授業科目 8単位 特別研究 10単位 論文 (2) 選択科目 必修科目以外の授業科目12単位以上。ただし、演習・実験はその特論と合わせて履修すること。		

学則および
諸規程等

別表 酪農学研究科食品栄養科学専攻（修士課程）

専門教育科目			
授業科目	必修 単位数	選択 単位数	単位数 合計
加工特性分野			
食品加工特性学特論		2	2
食品物性学特論		2	2
食品加工特性学演習		2	2
食品物性学演習		2	2
食品加工特性学特別実験		2	2
栄養機能分野			
食品栄養機能化学特論		2	2
食品機能生化学特論		2	2
食品栄養機能化学演習		2	2
食品機能生化学演習		2	2
食品栄養機能化学特別実験		2	2
健康栄養分野			
健康栄養学特論		2	2
臨床栄養学特論		2	2
健康栄養学演習		2	2
臨床栄養学演習		2	2
健康・臨床栄養学特別実験		2	2
食環境管理分野			
食品微生物管理学特論		2	2
食品環境汚染学特論		2	2
食品微生物管理学演習		2	2
食品環境汚染学演習		2	2
食品環境管理学特別実験		2	2
共通分野			
総合研究	4		4
特別研究	10		10
論文			
計	14	40	54
備考	履修基準 修士課程の修了に必要な単位数は、30単位以上とする。		
	(1) 必修科目 所属する分野の授業科目 10単位 総合研究 4単位 特別研究 10単位 論文 (2) 選択科目 必修科目以外の授業科目 6単位以上。ただし、演習、実験はその特論と合わせて履修すること。		

別表 酪農学研究科食生産利用科学専攻（博士課程）

専門教育科目			
授業科目	必修 単位数	選択 単位数	単位数 合計
植物資源生産学Ⅰ		2	2
植物資源生産学Ⅱ		2	2
動物資源生産学Ⅰ		2	2
動物資源生産学Ⅱ		2	2
食資源開発利用学Ⅰ		2	2
食資源開発利用学Ⅱ		2	2
応用食品化学Ⅰ		2	2
応用食品化学Ⅱ		2	2
微生物利用学Ⅰ		2	2
微生物利用学Ⅱ		2	2
農業経営政策学Ⅰ		2	2
農業経営政策学Ⅱ		2	2
食料経済学Ⅰ		2	2
食料経済学Ⅱ		2	2
食生産利用科学総合演習Ⅰ	1		1
食生産利用科学総合演習Ⅱ	1		1
食生産利用科学総合演習Ⅲ	1		1
特別研究	4		4
計	7	28	35
備考	履修基準 博士課程の修了に必要な単位数は、必修科目以外に1分野の授業科目4単位を修得し、11単位以上とする。		

別表 酪農学研究科食品栄養科学専攻（博士課程）

専門教育科目			
授業科目	必修 単位数	選択 単位数	単位数 合計
加工特性分野			
食品加工特性学特別講義		1	1
食品物性学特別講義		1	1
食品加工・物性特性学演習		1	1
栄養機能分野			
食品栄養機能化学特別講義		1	1
食品機能生化学特別講義		1	1
食品栄養機能・生化学演習		1	1
健康栄養分野			
健康栄養学特別講義		1	1
臨床栄養学特別講義		1	1
健康・臨床栄養学演習		1	1
食環境管理分野			
食品微生物管理学特別講義		1	1
食品環境汚染学特別講義		1	1
食品環境汚染学演習		1	1
論文			
計		12	12
備考	履修基準 博士課程の修了に必要な単位数は、6単位以上とする。		
	(1) 必修科目 所属する分野の授業科目 3単位 論文 (2) 選択科目 他の分野の特別講義から3単位以上		

別表 獣医学研究科獣医学専攻（博士課程）

専門教育科目				
授業科目		必修 単位数	選択 単位数	単位数 合計
専門 分野	基礎獣医学演習Ⅰ		4	4
	基礎獣医学演習Ⅱ		4	4
	基礎獣医学演習Ⅲ		4	4
	基礎獣医学研究実験		12	12
	臨床獣医学演習Ⅰ		4	4
	臨床獣医学演習Ⅱ		4	4
	臨床獣医学演習Ⅲ		4	4
	臨床獣医学研究実験		12	12
	応用獣医学演習Ⅰ		4	4
	応用獣医学演習Ⅱ		4	4
	応用獣医学演習Ⅲ		4	4
	応用獣医学研究実験		12	12
形態機能学特殊講義		2	2	
臨床獣医学特殊講義		2	2	
応用獣医学特殊講義		2	2	
予防獣医学特殊講義		2	2	
国際獣医情報学特殊講義		2	2	
計			82	82
備考	履修基準 専門分野は、1分野の授業科目24単位を必修とする。 特殊講義より3科目6単位以上修得すること。			

別表 獣医学研究科獣医保健看護学専攻（修士課程）

専門教育科目				
授業科目		必修 単位数	選択 単位数	単位数 合計
基礎・応用獣医保健看護学				
動物形態・機能学特論			2	2
動物感染症学特論			2	2
動物病理学特論			2	2
基礎・応用獣医保健看護学特論			2	2
公衆衛生学特論			2	2
動物栄養学特論			2	2
基礎・応用獣医保健看護学演習Ⅰ			2	2
基礎・応用獣医保健看護学演習Ⅱ			2	2
基礎・応用獣医保健看護学特別研究			10	10
臨床獣医保健看護学				
生産動物医療学特論			2	2
動物衛生学特論			2	2
伴侶動物医療学特論			2	2
動物行動学特論			2	2
動物看護学特論			2	2
動物理学療法特論			2	2
臨床獣医保健看護学特論			2	2
臨床獣医保健看護学演習Ⅰ			2	2
臨床獣医保健看護学演習Ⅱ			2	2
臨床獣医保健看護学特別研究			10	10
共通				
生命倫理と研究倫理論		2		2
計		2	54	56
備考	履修基準 修士課程の修了に必要な単位数は、30単位以上とする。 (1) 必修科目 指導教員の担当する特論 2単位 所属分野の演習 4単位 所属分野の特別研究 10単位 生命倫理と研究倫理論 2単位 論文 (2) 選択科目 演習及び特別研究を除く、その他の科目から12単位以上			

酪農学園大学 学則

第1章 総 則

第1節 目的及び名称 (目的及び名称)

- 第1条 酪農学園大学(以下「本学」という。)は、キリスト教の精神によって人間教育を行い、酪農の科学と実際並びに高度の学術を教育・研究し、もって神を愛し、人を愛し、土を愛する三愛の精神に徹する有為な社会人及び指導者を養成することを目的とする。
- 2 農食環境学群は、酪農学園創立の基本精神に基づき、生物資源の循環・再生、食料の生産・加工及び流通・消費並びに食と健康、さらに農業を含めた環境に関する専門分野において、それらが有機的に関連するよう体系づけられた学群であり、農学とその関連科学の教育・研究によりフードシステムの持続的発展と自然環境の保全並びに農食文化の進展に貢献することを目的とする。
- (1) 循環農学類は、農業を基礎科学的かつ実践的に探究し、社会における農業の意義を正しく理解し、安全な食料の持続的供給を可能とする資源循環型農業を実現するための幅広い知識と技術を修得した人材を養成する。
- (2) 食と健康学類は、本学の基本理念である実学教育を通して、食の生産、加工・製造、流通ならびに健康に関する幅広い知識と技術を修得するとともに、食と健康に関する総合的な判断力を培い、社会に貢献できる人材を養成する。
- (3) 環境共生学類は、環境に関する基礎科学の学びと実践的な学びを通して、現象を客観的に解析する技術や知識を修得するとともに、問題解決に向けた総合的な判断力を培い、自然と人が調和・共生する社会の形成に貢献できる人材を養成する。
- (4) 農環境情報学類は、地域社会、特に農業分野における労働力不足や環境への配慮といった課題解決のため、農学・環境学・情報科学といった分野を融合した学びにより、データサイエンス・DX(デジタルトランスフォーメーション)を活用し、資源の効率的な管理と利用を促進できる人材を養成する。
- 3 獣医学群は酪農学園創立の基本精神に基づき、獣医学、獣医保健看護学とその関連科学の総合的な教育・研究により、生命・自然を尊ぶ豊かな人間性を育み、人類と動物の福祉及び動物・人・環境の調和と共存に具体的に貢献するための学群であり、専門知識・技術及び総合的な判断力を有する人材を養成し、国際的視野に立って動物と人の健康保持と食料の安定供給及び環境保全に寄与することを目的とする。
- (1) 獣医学類は、獣医学及びその関連分野における高度な知識と技術を修得し、実践的な産業動物、伴侶動物、公衆衛生関連獣医師

を育成し、わが国の獣医療や食の安全及び動物の福祉ならびに生命科学における先端的な研究を推進できる人材を養成する。

- (2) 獣医保健看護学類は、獣医学に関する基礎知識と動物看護学に関する専門知識を修得させ、動物栄養、動物行動及び動物物理学療法に関する高度な教育を行い、幅広い獣医保健看護領域の業務を担える人材を養成する。

(自己点検及び評価)

- 第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
- 2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

第2節 組 織

(学群、学系及び収容定員)

- 第2条 本学に、学校教育法(昭和22年法律第26号)第85条に定める組織として学群を置く。又、教育研究上の必要に応じて学系を組織する。

- 2 前項の学群は、教育上の目的及び機能に応じて組織するものとし、学群には教育上の目的及び機能に応じて、学類を置く。その種類及び定員は、次のとおりとする。

農食環境学群	
循環農学類	入学定員200名 収容定員800名
食と健康学類	入学定員140名 収容定員560名
〔内、管理栄養士コース〕	
	入学定員 40名 収容定員160名)
環境共生学類	入学定員100名 収容定員400名
農環境情報学類	入学定員 80名 収容定員320名
獣医学群	
獣医学類	入学定員120名 収容定員720名
獣医保健看護学類	入学定員 60名 収容定員240名

- 3 学群に関する規則は、別に定める。
- 4 第1項の学系は、研究上の目的に応じ、かつ、研究成果を教育展開に有機的に融合させるため必要に応じて組織するものとし、その種類、その他必要な事項は別に定める。

(大学院)

- 第3条 本学に、大学院を置く。
- 2 前項の大学院に置く研究科は、酪農学研究科及び獣医学研究科とする。
- 3 大学院に関する規則は、別に定める。

(附属教育研究施設)

- 第4条 本学に、附属図書館、フィールド教育研究センター、附属家畜病院及びその他の教育研究施設を置く。

(事務組織)

- 第5条 本学の事務を処理するため、必要に応じ事務組織を置く。
- 2 事務組織に関する規程は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員組織)

- 第6条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。
- 2 前項に規定するもののほか、副学長、学群長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

第4節 教授会及び評議会 (教授会)

- 第7条 本学の学群に教授会を置く。
- 2 教授会は、学群常勤の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。
- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり審議し、学長に意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 教授会は、学長及び学群長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学群長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 教授会に関する規程は、別に定める。

(評議会)

- 第8条 本学に評議会を置く。
- 2 評議会は、学長、学群長、大学院研究科長、学類長及び教育職にある役職者をもって構成する。

- 3 評議会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり審議し、学長に意見を述べるものとする。
- (1) 学群、学類の設置、廃止又は変更に関する事項
- (2) 学則その他の重要な規則、規程の制定又は改廃に関する事項
- (3) 教育・研究・事業計画等に関する事項
- (4) 教員の資格審査に関する事項
- (5) 教学の基本方針及び学群教育の調整に関する事項
- (6) 全学的機関及び学群間の調整に関する事項
- (7) 学生の厚生補導又は賞罰の基準及びその運用等に関する事項
- (8) 学長が必要と認めた事項
- 4 評議会に関する規程は、別に定める。

第5節 学年、学期、授業期間及び休業日 (学 年)

- 第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

- 第10条 学年は、次の2学期に分ける。
- 前学期 4月1日から9月30日まで
- 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長が必要と認めるときは、前項の学期期間を変更することができる。

(授業期間)

- 第11条 1年間の授業を行う期間は、定期試験その他学校行事を含め、35週にわたることを原則とする。

(休 業 日)

- 第12条 休業日は、次のとおりとする。
- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 本学の開学記念日 7月11日
- (4) 春季休業3月1日から4月10日まで
- (5) 夏季休業8月7日から9月6日まで
- (6) 冬季休業12月21日から翌年1月14日まで
- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。
- 4 学長は、休業日に授業を課すことができる。

第2章 学群通則

第1節 修業年限及び在学年限 (修業年限)

第13条 学群の修業年限は、4年とする。ただし、獣医学群獣医学類の修業年限は、6年とする。

(在学年限)

第14条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。なお、第20条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた修業年限の2倍を超えて在学することができない。

- 2 獣医学群においては、同一学年の在学年数を3年以内とし、3年を超えて同一学年に在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。但し、教育上支障がないときは、後学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格し、18歳に達した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第17条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第18条 前条に規定する入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金等を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項に定める入学手続を完

了した者に入学を許可する。

(編入学、転入学及び再入学)

第20条 本学に他大学等から編入学、転入学を志願する者、又は本学を正当な理由で退学あるいは授業料等の未納により除籍となった者で成業の見込みがあり再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに修業年限については、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 編入学、転入学及び再入学に関する規程は、別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成)

第21条 本学の教育課程は、別表第1-1、別表第1-2-1、別表第1-2-2、別表第1-3、別表第1-4、別表第1-5、別表第1-6のとおりとする。

(授業の方法)

第21条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業を、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。
- 4 学長が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所（外国を含む）で行うことができる。

(単位計算方法)

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする
- (2) 実験、実習及び体育実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の学修の結果を評価して単位を授与することが適当と認められる授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第23条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(卒業に要する修得単位数)

第24条 本学を卒業するためには、別表第2に定めるところにより、単位を修得しなければならない。

(他学群他学類の授業の履修)

第25条 学生は、他学群又は同一学群の他学類に配当された授業科目を履修し、単位を修得することができる。

- 2 前項で修得した他学群他学類の単位は、卒業必要単位数に算入することができる。
- 3 他学群他学類の授業科目の履修に関する規程は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第26条 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。
- 3 前二項の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。この場合は、本学において修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び次条第2項並びに第26条の3第3項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 他の大学等の授業科目の履修に関する規程は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第26条の2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項及び次条第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条の3 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、第26条第2項及び前条第3項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(教育職員免許状の授与の所要資格取得)

第27条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数を修得するとともに、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める科目の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において取得できる教育職員免許状の免許教科の種類は、次のとおりとする。

- 農食環境学群
 - 循環農学類
 - 中学校教諭1種免許状 理科
 - 高等学校教諭1種免許状 理科、農業
 - 食と健康学類
 - 中学校教諭1種免許状 理科、社会
 - 高等学校教諭1種免許状 理科、公民、農業
 - 環境共生学類
 - 中学校教諭1種免許状 理科
 - 高等学校教諭1種免許状 理科
 - 環境情報学類

<p>中学校教諭 1 種免許状 社会 高等学校教諭 1 種免許状 公民、農業</p> <p>3 教育職員免許状の資格取得に関する規程は、別に定める。</p> <p>(獣医師国家試験受験資格の取得) 第27条の2 獣医師国家試験受験資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数を修得するとともに、獣医師法(昭和24年法律第186号)及び獣医師法施行規則(昭和24年農林省令第93号)に定める科目の単位を修得しなければならない。</p> <p>(食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格取得) 第27条の3 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数を修得するとともに、別表第3に定める科目の単位を修得しなければならない。</p> <p>(栄養士免許の授与の所要資格及び管理栄養士国家試験受験資格の取得) 第27条の4 栄養士の免許授与の所要資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数を修得するとともに、別表第4-1に定める科目の単位を修得しなければならない。</p> <p>2 管理栄養士国家試験受験資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数を修得するとともに、別表第4-2に定める科目の単位を修得しなければならない。</p> <p>(成 績) 第28条 授業科目の試験の成績は、百点法をもってし、60点以上を合格とする。その成績は、S・A・B・C・Dの5種の評語をもって表し、Dを不合格とする。</p> <p>2 履修規程に別に定めた授業科目は前項によらず、Pを合格、Fを不合格とすることができる。</p> <p>(そ の 他) 第29条 この節に定めるもののほか、授業科目の種類・単位数及び履修方法等については、履修規程その他別に定める。</p> <p>第4節 休学、復学、転学群転学類、転学、留学、退学及び除籍</p> <p>(休 学) 第30条 疾病その他特別の理由により2か月を超えて修学できない者は、学群長に願い出て、学長の許可を得て休学することができる。</p> <p>2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、休学を命ずることができる。</p> <p>3 疾病のため休学しようとする者は、休学願に医師の診断書を添付することとする。</p> <p>(休学期間) 第31条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合は、休学期間の延長を認めることができる。</p> <p>2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。</p> <p>3 休学期間は、第14条に規定する在学年限に算入しない。</p> <p>(復 学) 第32条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学群長に願い出て、学長の許可を得て復学することができる。</p> <p>(転学群転学類) 第33条 本学の学生が所属する学群学類から他の学群学類へ移ろうとする者又は同一学群で所属する学類を変更しようとする者については、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て、学長が転学群転学類を許可することができる。</p>	<p>2 前項の規定により、転学群転学類を許可された者の既に修得した授業科目及び単位の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が決定する。</p> <p>3 転学群転学類に関する規程は、別に定める。</p> <p>(転 学) 第33条の2 他の大学又は短期大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学群長に願い出て、学長の許可を得なければならない。</p> <p>2 本学に学籍を有する者は、他の大学又は短期大学に在籍することができない。</p> <p>(留 学) 第34条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学群長に願い出て、学長の許可を得て留学することができる。</p> <p>2 前項の許可を得て留学した期間は、第13条及び第14条に規定する修業年限及び在学年限に含めることができる。</p> <p>(退 学) 第35条 退学しようとする者は、学群長に願い出て、学長の許可を得なければならない。</p> <p>(除 籍) 第36条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍を決定する。</p> <p>(1) 授業料その他の納付を怠り、督促してもなお納入しない者</p> <p>(2) 第14条第1項及び第2項に定める在学年限を超えた者</p> <p>(3) 第31条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者</p> <p>(4) 1年以上にわたり行方不明者</p> <p>第5節 卒業及び学位</p> <p>(卒 業) 第37条 第13条に規定する修業年限(第20条第1項の規定により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数)以上在学し、第24条及び履修規程に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。</p> <p>2 学長は、卒業を認定した者に対して学位記を授与する。</p> <p>(学位の授与) 第38条 本学を卒業した者には、次の区分に従い学位を授与する。</p> <p>農食環境学群 循環農学類 学士(農学)の学位 食と健康学類 学士(食品学)の学位 環境共生学類 学士(環境学)の学位 農環境情報学類 学士(農学)の学位 獣医学群 獣医学類 学士(獣医学)の学位 獣医保健看護学類 学士(獣医保健看護学)の学位</p> <p>第6節 賞 罰</p> <p>(表 彰) 第39条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。</p> <p>(懲 戒) 第40条 学生で次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が懲戒を決定する。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者</p> <p>(2) 学業を怠り成業の見込みがない</p>	<p>と認められた者</p> <p>(3) 正当な理由なくして出席常でない者</p> <p>(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者</p> <p>2 懲戒はその情状によって、譴責、謹慎、受験停止、停学及び退学の5種とする。</p> <p>第7節 学生寮及び保健施設 (学生寮及び保健施設) 第41条 本学に、学生寮、学生相談室及び医務室を置く。</p> <p>2 前項に関する規程等は、別に定める。</p> <p>第8節 委託生、科目等履修生、特別科目等履修生、研究生及び外国人留学生 (委 託 生) 第42条 公共団体、外国政府及びその他の機関より、本学において特定の授業科目についての学修及び特定の課題についての研究を行うことを目的として当該職員を委託されたときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、委託生として学長が入学を許可することができる。</p> <p>2 委託生は、学期毎に許可する。</p> <p>(科目等履修生) 第43条 本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として学長が入学を許可することができる。</p> <p>2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。</p> <p>(特別科目等履修生) 第44条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別科目等履修生として学長が入学を許可することができる。</p> <p>2 特別科目等履修生に関する規程は、別に定める。</p> <p>(研 究 生) 第45条 本学において特定の事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として学長が入学を許可することができる。</p> <p>2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。</p> <p>3 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。</p> <p>4 研究生に関する規程は、別に定める。</p> <p>(委託生、科目等履修生、特別科目等履修生及び研究生に対する規定の準用) 第46条 委託生、科目等履修生、特別科目等履修生及び研究生には、本節に規定するもののほか、第13条、第14条、第24条、第37条及び第38条を除き、本学則を準用する。</p> <p>(外国人留学生) 第47条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入学し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として学長が入学を許可することができる。</p> <p>2 外国人留学生には、本学則を適用する。</p> <p>3 外国人留学生に関する規程は、別に定める。</p> <p>第9節 授業料等 (入学検定料、入学金及び授業料等) 第48条 入学検定料は、学群・学類にかかわらず次のとおりとする。</p>
--	--	--

- 入学検定料 30,000円
- 2 入学金及び授業料等の年額は、次のとおりとする。
- 農食環境学群
- 循環農学類
- 入学金 200,000円
- 授業料 890,000円
- 実験実習料 100,000円
- 施設設備費 350,000円
- 食と健康学類
- 入学金 200,000円
- 授業料 890,000円
- 実験実習料 100,000円
- 施設設備費 350,000円
- 環境共生学類
- 入学金 200,000円
- 授業料 890,000円
- 実験実習料 100,000円
- 施設設備費 350,000円
- 農環境情報学類
- 入学金 200,000円
- 授業料 890,000円
- 実験実習料 100,000円
- 施設設備費 350,000円
- 獣医学群
- 獣医学類
- 入学金 300,000円
- 授業料 1,710,000円
- 実験実習料 140,000円
- 施設設備費 440,000円
- 獣医保健看護学類
- 入学金 200,000円
- 授業料 920,000円
- 実験実習料 130,000円
- 施設設備費 370,000円
- 3 前項に定める授業料等は毎年度納付するものとする。ただし、入学検定料は入学出願時に、入学金は入学手続き時に納付するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第三者が実施する外部試験の結果を利用する場合の入学検定料については、別に定める。
- (その他の費用)
- 第49条 その他学生の負担すべき額は、別に定める。
- (授業料等の納付)
- 第50条 授業料等は、年額を2期に分けて、毎学期開始後2週間以内に納付しなければならない。
- (復学の場合の授業料等)
- 第51条 学期の中途において復学した者は、当該学期分の授業料等を復学した月に納付しなければならない。
- (退学、除籍及び停学の場合の授業料等)
- 第52条 学期の中途で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料等は、徴収する。
- 2 停学期間中の授業料等は、徴収する。
- (休学の場合の授業料等)
- 第53条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学期間が1学期以上にわたる場合は、その学期分の授業料等を免除する。
- (授業料等及び入学検定料の免除等)
- 第54条 授業料等は、その全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。また、入学検定料についても、その全部又は一部を免除することがある。
- 2 授業料等及び入学検定料の免除及び徴収の猶予に関する必要な事項は、別に定める。
- (委託生、科目等履修生、特別科目等履修生及び研究生の授業料等)
- 第55条 委託生、科目等履修生、特別科目等履修生及び研究生の検定料及び授業料等の額については、別に定める。
- (入学検定料、入学金及び授業料等の返付)
- 第56条 納付した入学検定料、入学金及び授業料等は、原則として返付しない。

ただし、特段の事情がある場合の返付については、別に定める。

第10節 公開講座
(公開講座)

- 第57条 本学は、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開講することがある。
- 2 公開講座の開講については、別に定める。

第11節 名誉教授
(名誉教授)

- 第58条 本学は、学校教育法第106条の規定に基づき酪農学園大学名誉教授の称号を授与することがある。
- 2 名誉教授の称号授与に関する規程は、別に定める。

第12節 改廃
(改廃)

- 第59条 この学則の改廃は、理事会が決定する。

附則

この学則は、昭和35年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和35年9月25日から施行する。

附則

この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

2 昭和58年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附則

1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 昭和62年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附則

1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

2 昭和63年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附則

1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

2 平成元年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附則

1 この学則は、平成3年4月1日から

- 施行する。
- 2 平成2年度以前の入学者については、なお従前の学則による。
- 3 学則第3条の規定にかかわらず学生定員は、平成3年度から平成11年度までの間は、次のとおりとする。

学部・学科	年度	平成3年度～平成11年度 入学定員
酪農学部		人
酪農学科		180
農業経済学科		150
食品科学科		120

- 4 学則第25条の規定は、平成2年度入学者から適用し、平成元年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附則

1 この学則は、平成3年9月19日から施行し、平成3年7月1日から適用する。ただし、学則第46条の規定による授業料の額は、平成4年4月1日から適用する。

2 学則第20条第3項及び第23条の規定は、平成4年度入学者から適用し、平成3年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附則

1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

2 学則第20条第3項及び第25条の規定は、平成5年度入学者から適用し、平成4年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附則

1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

2 学則第3条の規定にかかわらず入学定員は、平成6年度から平成11年度までの間は、次のとおりとする。

学部・学科	年度	平成6年度～平成11年度 入学定員
酪農学部		人
酪農学科		165
農業経済学科		130
食品科学科		105
食品流通学科		80

- 3 学則第20条、第21条、第23条、第25条及び第36条の規定は、平成6年度入学者から適用し、平成5年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附則

1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

2 学則第21条、第24条の規定は、平成7年度入学者から適用し、平成6年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附則

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

2 学則第2条、第15条、第23条、第26条、第39条の規定は、平成8年度入学者から適用し、平成7年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附則

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

2 平成8年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 学則第2条、第23条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第41条の規定は、平成10年度入学者から適用し、平成9年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附則

- この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 学則第23条の規定は、平成11年度入学者から適用し、平成10年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 学則第2条の規定は、平成12年度入学者から適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の学則による。
- 学則第2条第2項の規定にかかわらず、収容定員は次のとおりとする。

学科名	平成12年度	平成13年度	平成14年度
農業経済学科	380名	400名	420名
食品科学科	315名	330名	345名
食品流通学科	220名	240名	260名

- 学則第23条第1項に係る別表第1のうち教職課程に係る科目及び学則第23条第2項に係る別表第2は、平成12年度入学者から適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 学則第2条、第23条、第26条、第31条、第43条の規定は、平成13年度入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 改正後の学則第23条第1項に係る別表第1及び第26条に係る別表第3は、平成14年度入学者から適用し、平成13年度以前の入学者については、なお従前の学則による。ただし、改正後の第29条の2の規定に基づく学芸員の資格取得に係る「博物館各論Ⅰ」、「博物館各論Ⅱ」及び「博物館実習」の授業科目については、平成13年度在学学生から適用する。
- 改正後の学則第29条の3及び第29条の4の規定は、平成13年度以前の入学者にも適用する。
- 改正後の学則第29条の5及び第29条の6の規定は、平成13年度入学者から適用する。

附 則

- この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 学則第23条第1項に規定する別表第1の獣医学部獣医学科専門科目(第三類第二群)中、「獣医病理学実習Ⅰ」及び「獣医病理学実習Ⅱ」の授業科目については、平成13年度以降の入学者から適用する。
- 学則第50条の規定は、平成15年度入学者から適用し、平成14年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 学則第23条第1項に係る別表第1及び第50条の規定は、平成16年度入学者から適用し、平成15年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 学則第2条、第23条、第26条、第29条、第40条及び第50条の規定は、平成17年度入学者から適用し、平成16年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

- 学則第2条第2項の規定にかかわらず、学生定員は平成17年度から平成19年度までの間、次のとおりとする。

学科名	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経営環境学科	—	420名	—	280名	—	140名
地域環境学科	100名	520名	100名	480名	100名	440名

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 学則第23条第1項に係る別表第1、第26条に係る別表第3、及び第29条の4に係る別表第4の規定は、平成18年度入学者から適用し、平成17年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 学則第2条第2項の規定にかかわらず、収容定員は平成19年度から平成21年度までの間、次のとおりとする。

学科名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
酪農学科	630名	640名	650名
農業経済学科	430名	420名	410名

- 学則第23条第1項に係る別表第1、第26条に係る別表第3、及び第29条の4に係る別表第4の規定は、平成19年度入学者から適用し、平成18年度以前の入学者については、なお従前の学則による。ただし、学則第23条第1項に規定する別表第1の獣医学部獣医学科教養科目(第一類第五群)中、「スペイン語入門Ⅰ」及び「スペイン語入門Ⅱ」の授業科目については、平成18年度入学者から適用する。

附 則

- この学則は、2008(平成20)年4月1日から施行する。
- 学則第23条及び第26条の規定は、2008(平成20)年度入学者から適用し、2007(平成19)年度以前の入学者については、なお従前の学則による。
- 学則第40条の規定は、2005(平成17)年度入学者から適用し、2004(平成16)年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- この学則は、2009(平成21)年4月1日から施行する。
- 学則第23条及び第26条の規定は、2009(平成21)年度入学者から適用し、2008(平成20)年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- この学則は、2010(平成22)年4月1日から施行する。
- 学則第23条第2項の規定は、2010(平成22)年度入学者から適用し、2009(平成21)年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- この学則は、2011(平成23)年4月1日から施行する。
- 学則第1条第2項、第1条第3項、第2条、第16条第2項、第23条、第26条、第29条、第29条の3、第30条第2項、第38条第2号、第40条及び第50条の規定は、2011(平成23)年度入学者から適用し、2010(平成22)年度以前の入学者については、なお従前の学則による。ただし、第23条の2の規定については、2010(平成22)年度以前の

入学者にも適用する。

附 則

- この学則は、2015(平成27)年4月1日から施行する。
- 学則第21条、第24条、第27条の3の規定は、2015(平成27)年度入学者から適用し、2014(平成26)年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- この学則は、2016(平成28)年4月1日から施行する。
- 学則第21条の規定は、2015(平成27)年度入学者から適用し、2014(平成26)年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- この学則は、2016(平成28)年8月1日から施行する。

附 則

- この学則は、2018(平成30)年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、2019年(平成31)年4月1日から施行する。
- 学則第21条の規定は、2019(平成31)年度入学者から適用し、2018(平成30)年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

- この学則は、2021(令和3)年4月1日から施行する。

- 学則第21条、第24条、第27条の3の規定は、2021(令和3)年度入学者から適用し、2020(令和2)年度以前の入学生については、なお従前の学則による。

附 則

- この学則は、2021(令和3)年4月1日から施行する。
- 学則第14条第2項の規定は、2021(令和3)年度入学生から適用し、2020(令和2)年度以前入学生については、なお従前の学則による。

附 則

- この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 学則第21条第1項の別表は、2022年度入学生から適用し、2021年度以前の入学生については、なお従前の規定による。

附 則

- この学則は、2024年6月1日から施行する。

附 則

- この学則は、2025年4月1日から施行する。
- 学則第48条第2項の規定は、2025年度入学生から適用し、2024年度以前の入学生については、なお従前の学則による。

(2025年3月25日改正規則2024-007号)

- この学則は、2026年4月1日から施行する。
- 学則第1条第2項、第2条第2項、第21条、第24条、第27条第2項、第38条及び第48条第2項の規定は、2026年度入学生から適用し、2025年度以前の入学生については、なお従前の学則による。

附 則

- (2025年9月29日改正規則2025-001号)
この学則は、2026年4月1日から施行する。

酪農学園大学 学位規程

1975年4月1日
規程 1975-1号
2021年2月16日
改正規程 2020-48号

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、酪農学園大学(以下「本学」という。)大学学則及び大学院学則に定めるもののほか、本学が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。
学士(農学・食品学・環境学・獣医学・獣医保健看護学)の学位
修士(農学・食品栄養科学・獣医保健看護学)の学位
博士(農学・食品栄養科学・獣医学)の学位

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学群を卒業した者に授与する。
2 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与する。
3 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。
4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者にも授与することができる。

(学位の授与申請)

第4条 前条第4項に規定する者が学位の授与を申請するときは、学位論文ならびに参考論文に、学位論文審査申請書、履歴書および論文審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。
2 論文審査手数料の額は、別に定める。
3 一旦提出した書類および論文審査手数料は、返付しない。

(学位論文および資料)

第5条 前条第1項の規定により提出する学位論文は、1篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
2 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型または標本等の資料を提出させることができる。

(審査の付託)

第6条 第4条第1項の規定により学位論文の提出があったときは、学長は、研究科委員会にその審査を付託する。

(審査委員)

第7条 研究科委員会は、当該専攻担当および関連専攻担当の研究科委員から3名以上の審査委員を選定して、学位論文の審査を行う。
2 研究科委員会は、審査に必要なときは、前項の規定にかかわらず当該研究科以外の教員または専門学者を審査委員として加えることができる。
3 審査委員のうち1名を主査とする。
4 審査委員は、学位論文の審査および最終試験を行う。

(論文審査および最終試験)

第8条 課程を修了する者の学位論文の審査および最終試験は、全て在学期間中に終了するものとする。

2 最終試験は、論文の審査終了後、論文を中心として関連のある科目について、口述または筆記によって行うものとする。

3 第4条第1項の規定により提出された学位論文の審査および学力試験は、学位論文が提出された日から1年以内に終了するものとする。

(審査の報告)

第9条 審査委員は、学位論文の審査および試験を終了したときは、直ちにその結果を文書をもって当該研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第10条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、学位論文の審査および試験についての合否を議決する。

2 前項の議決には、研究科委員(長期出張中および休職中のものを除く。)の2分の1以上が出席し、かつ出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(審査結果の報告)

第11条 研究科委員会が前条第1項の議決をしたときは、研究科長は、その氏名、論文審査の要旨、試験の成績および決定の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第12条 学長は、前条の報告に基づき、大学院委員会の議を経て、合格と決定した者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。
2 学位記の授与年月日は、別に定める。

(学位の名称)

第13条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「酪農学園大学」と明記するものとする。

(論文要旨等の公表)

第14条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨および審査結果の要旨を本学が指定するウェブサイトで公表する。

(論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その論文を本学が指定するウェブサイトで公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを本学が指定するウェブサイトで公表する。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 やむを得ない事由がある場合とは、次に掲げる場合である。

(1) 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、本学が指定するウェブサイトで公表することができない内容を含む場合
(2) 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えて本学が指定するウェブサイトで公表することができない内容を含む場合

(3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、本学が指定するウェブサイトでの博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生

じる場合

4 やむを得ない事由が無くなった場合には、博士の学位を授与された者は当該博士論文の全文を、本学が指定するウェブサイトで公表すること。

(博士の学位授与の報告)

第16条 本学は、博士の学位を授与したときは、その日から3か月以内に、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第12条に定める学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(学位の取消)

第17条 本学において学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、または不正の方法によって学位を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科委員会および大学院委員会の議を経て学位の授与を取消し、学位記を返還させ、その旨を公表する。

2 研究科委員会が前項の決定をする場合は、第10条第2項の規定を適用する。

(学位記および書類の様式等)

第18条 学位記の様式、学位論文審査申請書関係書類の様式およびその提出部数は、別に定める。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、評議会または大学院委員会の議を経て学長が決定する。

附則

この規程は、1975(昭和50)年4月1日から施行する。

附則

この規程は、1981(昭和56)年4月1日から施行する。

附則

この規程は、1988(昭和63)年4月1日から施行する。

附則

この規程は、1990(平成2)年4月1日から施行する。

附則

この規程は、1991(平成3)年4月1日から施行する。

附則

この規程は、1991(平成3)年12月12日から施行し、1991(平成3)年7月1日から適用する。

附則

この規程は、1994(平成6)年4月1日から施行する。

附則

この規程は、1995(平成7)年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、1996(平成8)年4月1日から施行する。

2 規程第18条に定める別表第1は、1996(平成8)年度入学生から適用し、1995(平成7)年度以前の入学生については、なお従前の規程による。

附則

この規程は、1998(平成10)年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2001(平成13)年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2002(平成14)年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2003(平成15)年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、2008(平成20)年4月1日から施行する。

2 規程第2条の規定は、2005(平成17)年度入学者から適用し、2004(平成16)年度以前の入学者については、なお従

前の規程による。

附 則

この規程は、2009（平成21）年1月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2010（平成22）年4月1日から施行する。

2 規程第4条の規定は、2010（平成22）年度入学者から適用し、2009（平成21）年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

附 則

1 この規程は、2011（平成23）年4月1日から施行する。

2 規程第2条の規定および第18条に定める別表第1は、2011（平成23）年度入学者から適用し、2010（平成22）年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

附 則

この規程は、2013（平成25）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則

（2020年9月14日改正規程2020-40号）

この規程は、2020年9月14日から施行し、2020年4月1日から適用する。

附 則

（2021年2月16日改正規程2020-48号）

この規程は、2021年2月16日から施行する。

別表

1 学群を卒業した場合の様式

酪農大〇〇第XXXX号

学 位 記

大 学 印

氏 名
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生

本学 〇〇 学群 〇〇〇 学類所定の課程を修めて
本学を卒業したことを認め学士（〇〇〇学）の学位を
授与する

〇〇〇〇年〇月〇〇日

酪農学園大学 学長 〇 〇 〇 〇

学長印

2-1 修士課程を終了した場合の様式

酪修碩〇〇第XXXX号

学 位 記

大 学 印

氏 名
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生

本学大学院 〇〇 学研究科 〇〇〇 専攻の修士課
程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最
終試験に合格したので修士（〇〇）の学位を授与する

〇〇〇〇年〇月〇〇日

酪農学園大学 学長 〇 〇 〇 〇

学長印

2-2 修士課程を終了した場合の様式（英文）

RAKUNO GAKUEN UNIVERSITY
Ebetsu, Hokkaido, Japan

No.

大 学 印

Hereby Confers upon
Name
Date of Birth:

the Degree of
Master of 〇〇〇〇〇〇

in Recognition of
the Fulfillment of Course Requirements and
the Successful Completion of
a Master's Thesis and Final Examination
for a Major in 〇〇〇〇〇〇
at the Graduate School of 〇〇〇〇〇〇〇.

Date

学長印

President

This is an authorized translation of the original certificate in Japanese.

3-1 博士課程を終了した場合の様式

酪博〇第XXXX号

学 位 記

大 学 印

氏 名
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生

本学大学院 〇〇 学研究科 〇〇〇 専攻の博士課
程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最
終試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する

〇〇〇〇年〇月〇〇日

酪農学園大学 学長 〇 〇 〇 〇

学長印

3-2 博士課程を終了した場合の様式（英文）

RAKUNO GAKUEN UNIVERSITY
Ebetsu, Hokkaido, Japan

No.

大 学 印

Hereby Confers upon
Name
Date of Birth:

the Degree of
Doctor of 〇〇〇〇〇〇

in Recognition of
the Fulfillment of Course Requirements and
the Successful Completion of
a Doctoral Dissertation and Final Examination
for a Major in 〇〇〇〇〇〇
at the Graduate School of 〇〇〇〇〇〇〇.

Date

学長印

President

This is an authorized translation of the original certificate in Japanese.

4-1 論文提出による場合の様式

酪論博〇第XXXX号

学 位 記

大 学 印

氏 名
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生

本学に学位論文を提出し所定の審査および試験に
合格したので博士（〇〇）の学位を授与する

〇〇〇〇年〇月〇〇日

酪農学園大学 学長 〇 〇 〇 〇

学長印

4-2 論文提出による場合の様式（英文）

RAKUNO GAKUEN UNIVERSITY
Ebetsu, Hokkaido, Japan

No.

大 学 印

Hereby Confers upon
Name
Date of Birth:

the Degree of
Doctor of 〇〇〇〇〇〇

in Recognition of
the Successful Completion of
a Doctoral Dissertation and Examination
at the Graduate School of 〇〇〇〇〇〇〇.

Date

学長印

President

This is an authorized translation of the original certificate in Japanese.

酪農学園大学 大学院再入学 規程

2010年4月1日
規程 2010-6号
2018年4月1日
改正規程 2018-21号

- (目的)
第1条 この規程は、酪農学園大学大学院学則第15条の規定に基づき、再入学に関して必要な事項を定める。
- (資格)
第2条 再入学の出願資格を有する者は、次に掲げる者で、退学または除籍となった年度の3月31日から原則3年以内であること及び再入学後成業の見込みがある者とする。
(1) 本大学院を退学した者および授業料その他の納付を怠り除籍となった者。
(2) 博士論文提出のために本大学院において所定の修業年限以上在学して所定の単位を修得し、博士論文を未提出で退学した者。
- 2 前項第1号、第2号の再入学は、いずれの再入学も1回を限度とする。
- (時期)
第3条 再入学の時期は、4月または10月とする。

- する。
(所属及び年次)
第4条 再入学する研究科・専攻は原則として再入学を希望する者が退学及び除籍となる以前に所属していた研究科・専攻とする。
- 2 再入学する年次は、原則として、再入学を希望する学生が退学となる以前の年次とする。但し、退学時に当該年次を修了している場合、その再入学の年次は、修了年次の次の年次とする。また、除籍となった者が再入学する場合の年次は、除籍の当該年次とする。但し、博士論文提出のための再入学年次は最終修了年次とする。
- (出願)
第5条 再入学を希望する者は、1月末日または7月末日までに次の各号に定める書類に再入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。
(1) 再入学願(本学所定のもの)
(2) 健康診断書
(3) 再入学検定料 30,000円
- (選考)
第6条 選考は大学院委員会において行う。(手続及び許可)
第7条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに授業料等を納付し、再入学に必要な手続きをしなければならない。但し、博士論文提出のための再入学授業料は別途定める。
- 2 学長は、前項に定める入学手続きを完了した者に再入学を許可する。

- 3 許可日は、原則として4月1日付けまたは10月1日付けをもって行う。
(単位の認定)
第8条 再入学した者が既に履修した授業科目及び修得単位数は、再入学した時の「授業科目履修年次配当表」に照らして読み替え、修了の要件となる単位に含めることができる。但し、既に履修した科目の全部または一部を再び履修させることがある。
- 2 前項の認定は、大学院委員会の議を経て行う。
- (修業年限)
第9条 再入学した者の修業年限は、再入学前に在学した年数と通算し獣医学研究科博士課程は8年、酪農学研究科博士課程は6年、酪農学研究科修士課程は4年までとする。(いずれも休学期間を除く)
- (改廃)
第10条 この規程の改廃は、入試委員会において審議し、大学院委員会の議を経て学長がこれを行う。
- 附則
(2010年4月1日規程2010-6号)
1 この規程は2010(平成22)年4月1日より制定施行する。
2 この規程は2010(平成22)年度以降の入学者から適用する。
- 附則
(2018年4月1日改正規程2018-21号)
1 この規程は2018(平成30)年4月1日より施行する。

酪農学園大学 授業料等に関する規程

1976年10月21日
規程 1976-1号
2026年4月1日

- (目的)
第1条 この規程は、酪農学園大学学則(以下「学則」という。)第9節に定める入学金、授業料、実験実習料及び施設設備費(以下、入学金を除き「授業料等」という。)の取扱い及び収納業務に関し、必要な事項を定める。
- (納付額)
第2条 入学金及び授業料等の納付額は、学則第48条に定める額とする。
- (授業料等の返付)
第3条 納付した授業料等は返付しない。ただし、休学又は退学時に当該学期以外の授業料等が納付されていた場合、願い出のあった者の授業料等は返付する。
- 2 新入学生(編入生・転入生・再入学生を含む。以下同じ。)の授業料等にあつては入学年度前3月31日までに、後学期新入学生の授業料等にあつては後学期開始前日までに入学辞退を願い出た場合、その全額を返付する。
- (納付期限)
第4条 授業料等の納付期限は、次のとおりとする。ただし、新入学生の前学期

- 分又は後学期新入学生の後学期分は、入学許可時に定める期日とする。
(1) 前学期は4月30日とする。
(2) 後学期は10月15日とする。
- 2 授業料等は一括納付することができる。ただし、納付期限は、前学期と同じとする。
- (納付方法)
第5条 授業料等の納付は、オンライン決済など本学の指定する方法による。
- (授業料等の徴収の猶予)
第6条 経済的事由により納付期限までに授業料等の納付が困難な者に対して、徴収を猶予することができる。
- 2 徴収の猶予をする場合の納付期限は、次のとおりとする。
前学期分 6月30日
後学期分 12月15日
- 3 徴収猶予の許可を受けようとする者は、授業料等の延納を、第4条に定める納付期限までに、財務課を経て学群長に願い出なければならない。
- 4 新入学生の前学期分の授業料等の徴収猶予は、原則として行わない。
- (徴収猶予許可の消滅又は取消し)
第7条 授業料等の徴収猶予を許可された者が、学期の中途において、その理由が消滅したとき又は次の各号に該当するときは、その許可を取消す。
(1) 休学を願い出又は命ぜられたとき。
(2) 退学を願い出又は命ぜられたとき。
(3) 除籍されたとき。
- 2 前項第1号及び第2号により徴収の猶予許可が取消された者の未納額は、第13条又は第14条の規定により徴収し、以降の授業料等の徴収猶予は認めない。
- (未納者の督促)

- 第8条 第4条の納付期限までに納付しない者に対し、次により学生本人及び保証人に督促する。ただし、外国人留学生については、学生本人に督促する。
- (1) 督促期日
前学期分 第1回 5月15日
第2回 5月30日
後学期分 第1回 10月25日
第2回 11月10日
- (2) 学生本人及び保証人には電子メール又は文書をもって行う。ただし、第2回の督促文書は配達証明とする。
- 2 次の各号に該当する場合は、配達証明により速やかに学生本人及び保証人に督促する。ただし、外国人留学生については、学生本人に督促する。
(1) 第6条により徴収猶予の許可された者が許可された納付期限までに納付しないとき。
(2) 第7条により徴収猶予が取り消された者が納付しないとき。
- 3 未納者の督促は、財務課、学生担当教員及び学生サポートセンターが連絡調整のうえ行う。
- (未納者の処置)
第9条 前条により督促してもなお納付しない者は、学則第36条第1号の該当者とみなし、次に定める当該教授会への報告及び議を経て、学長が除籍を決定する。
(1) 前学期分の未納者は7月の定例教授会報告の後、8月の定例教授会の議を経る。
(2) 後学期分の未納者は1月の定例教授会報告の後、2月の定例教授会の議を経る。
- (授業料等の免除)
第10条 第4条に定める納付期限までに1学

期以上の休学及び退学を願い出た者又は命ぜられた者の授業料等は、当該学期の全額を免除する。ただし、新入学生の前学期分及び後学期新入学生の後学期分はこの限りでない。

2 経済的事由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合は、授業料等の全額若しくは半額を免除することができる。

(停学期間中の授業料等)

第11条 停学期間中の授業料等は徴収する。

(留年した場合の授業料等)

第12条 留年した者は、その年次に定められた授業料等を徴収する。

2 前項にかかわらず、卒業単位数不足により留年した者のうち、不足単位数が12単位以下の者については、各学期の授業料等の2分の1を免除する。ただし、酪農学園大学大学院には適用しない。また、授業料については、他の授業料減免(災害に係る減免を除く。)との重複適用はしない。

3 前項の免除を受けた者が翌年度以降留年した場合は、その理由にかかわらず同項の免除を継続する。

(休学の場合の授業料等)

第13条 学期の初めから3ヶ月以内に休学を願い出た者についての授業料等は、第10条第1項に定める場合を除き、月割り(授業料等内訳別に、当該学期の月数で除した額に、願い出があった経過月数を乗じ、千円未満切り上げ後の額を合算した額)で徴収する。ただし、3ヶ月を経過した場合は、当該学期分の授業料等の全額を徴収する。

2 授業料等を既に納付した者が、学期の初めから3ヶ月以内に休学を願い出た場合は、第10条第1項に定める場合を除き、前項に定める月割りをもって徴収し、差額を返付する。

3 休学を願い出た時期に応じて返付する当該学期分の授業料等については、別表に定めるとおりとする。

(退学の場合の授業料等)

第14条 学期の初めから3ヶ月以内に退学を願い出た者についての授業料等は、第13条第1項に定めるところにより行う。

2 授業料等を既に納付した者が、学期の初めから3ヶ月以内に退学を願い出た場合は、第13条第2項に定めるところにより行う。

3 退学を願い出た時期に応じて返付する当該学期分の授業料等については、別表に定めるとおりとする。

(除籍の場合の授業料等)

第15条 学則第36条第2号及び第3号により除籍された者の当該学期分の授業料等は徴収する。

2 学則第36条第1号及び第4号で除籍された者の授業料等は免除する。ただし、既に一部納付金がある場合は、返付しない。

(復学の場合の授業料等)

第16条 学期の中途において、復学を許可された者の当該学期分の授業料等は、復学を許可された月に徴収する。

(編入学・転入学における授業料等)

第17条 編入学及び転入学による入学生の納付金は、その入学年度に定めた入学金及び授業料等納付額による。ただし、次の者の入学金は免除する。

(1) 本学を卒業して再び他の学類に編入学した者

(2) 酪農学園大学短期大学部(改称以前の短期大学を含む。以下同じ。)を卒業して本学に編入学をした者

(転学群転学類における授業料等)

第18条 転学群転学類の納付金は、当該転入学群学類学年次の授業料等納付額によるものとする。

(再入学における授業料等)

第19条 学則第35条により退学した者が再入学する場合の納付金は、再入学が許可された当該学類学年次に納付すべき授業料等納付額とする。

2 学則第36条第1号により除籍となった者が再入学する場合の納付金は、前項に定める額及び当該学類の入学金の額とする。

(委託生・科目等履修生・特別科目等履修生及び研究生の授業料等)

第20条 委託生・科目等履修生・特別科目等履修生及び研究生の授業料等については、別に定める。

(酪農学園大学短期大学部卒業者の入学金)

第21条 酪農学園大学短期大学部を卒業して本学獣医学群獣医学類に入学する者の入学金は、免除する。

(とわの森三愛高校卒業者の入学金及び授業料)

第22条 酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校卒業者の各学群・学類の入学金は、免除する。

2 酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校卒業者の各学群・学類の授業料を減免することができる。

3 授業料の減免に関する必要な事項は、別に定める。

第23条 風水害世帯からの志願者の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 対象者は、入学前1年間において、入学希望者の学費負担者が風水害等の被害を受け、その世帯が災害救助法適用地域であること、または、災害救助法の適用を受けない近隣の地域で同等の災害にあった世帯からの志願者とする。

(2) 前号の入学志願者の入学検定料の全額及び入学手続き時の入学金を全額免除する。

(3) 第1号の対象者は、本学の他の減免措置との重複適用を受けることができる。

(その他の授業料等の取扱い)

第24条 その他の授業料等の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 同窓生(酪農学園が経営している(いた)学校の卒業生)の子弟が入学する場合は、入学金から10万円を減免する。ただし、他の入学金減免との重複適用はしない。

(2) 本学に複数の学生(兄弟姉妹、夫婦、親子)が同時に修学する家庭(授業料の負担者を同一とする)の2人目以降の下級年次学生(同一学年の場合は、戸籍上の下位者又は入学年次が後の学生)に対して、後学期分授業料から2分の1相当額を減免する。ただし、大学院と本学の同時修学は対象としない。また、他の授業料減免(災害に係る減免を除く。)又は給付型奨学金を受けている者の重複適用はしない。

(3) 本学在籍学生が再度入学試験を受験し、入学した場合、入学金は免除する。

(4) 高校在学時に日本農業技術検定2級以上を取得した場合、入学金は免除する。ただし、他の入学金減免との重複適用はしない。

(5) 日本学校農業クラブ活動特別推薦入学試験を受験し、入学した場合、入学金は免除する。

(大学院の準用)

第25条 この規程は、次項を除き、酪農学園大学大学院においても準用する。この場合、「授業料等」とあるのは、「授業料及び実験実習料」と読み替えるものとする。

2 酪農学園大学及び酪農学園大学短期大学部を卒業した酪農学園大学大学院入学生の入学金は免除する。

3 酪農学園大学大学院の博士課程において所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者が、再入学する場合の納付金は、下記のとおりとする。

(1) 入学金は徴収しない。

(2) 授業料は年額20万円(前期・後期各10万円)とする。

(3) その他の経費は徴収しない。

(4) TA(ティーチングアシスタント)の申請はできない。

(5) 再入学に係る研究指導費は配分しない。

(改 廃)

第26条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

(1976年10月21日規程1976-1号)

この規程は、1976(昭和51)年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、1982(昭和57)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1992(平成4)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1994(平成6)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1996(平成8)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998(平成10)年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2000(平成12)年4月1日から施行する。

2 この規程の改正に伴い、「酪農学園大学編入学・転入学・再入学並びに転学科における授業料等納付金の取扱いについて(内規)」は廃止する。

附 則

この規程は、2001(平成13)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001(平成13)年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002(平成14)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003(平成15)年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、2005(平成17)年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、2006(平成18)年11月2日から施行する。

附 則

この規程は、2008(平成20)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009(平成21)年7月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2010(平成22)年4月1日から施行する。

2 規程第25条第3項の規定は、2010(平成22)年度入学者から適用し、2009(平成21)年度以前の入学者については、

なお従前の規程による。

附 則
この規程は、2010（平成22）年11月4日から施行する。

附 則
1 この規程は、2011（平成23）年4月1日から施行する。
2 第13条第2項別表1の入学後の返還月数は、2011（平成23）年度入学者から適用し、2010（平成22）年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

3 この規程の改正に伴い、『酪農学園大学授業料等に関する規程』および『酪農学園大学短期大学部授業料等に関する規程』の運用についての申し合わせ事項は廃止する。

附 則
この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

附 則
1 この規程は、2013（平成25）年4月1日より適用する。
2 第6条第3項の規定に係わらず、学部及び学科の廃止が認可されるまでの

間は同条に規定する構成者に学群長とある場合は学部長を加えるものとする。

3 規程第24条第3号は2013（平成25）年4月1日入学者より適用する。

附 則
この規程は、2013（平成25）年4月1日より適用する。

附 則
1 この規程は、2014（平成26）年4月1日より適用する。
2 規程第19条第2項および第24条第4号は、2015（平成27）年4月1日入学者より適用する。

附 則
この規程は、2015（平成27）年4月1日より適用する。

附 則
この規程は、2016（平成28）年4月1日より適用する。

附 則
（2017年3月14日改正規程2016-11号）

この規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。
附 則

（2018年4月1日改正規程2018-12号）
この規程は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

附 則
（2018年10月1日改正規程2018-50号）
この規程は、2018（平成30）年10月1日から施行する。

附 則
（2020年4月1日改正規程2020-10号）

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
2 第1条の規定は、2020年度入学生から適用し、2019年度以前の入学生については、なお従前の規定による。

附 則
（2024年5月23日改正規程2024-203号）
この規程は、2024年6月1日から施行する。ただし、第22条第2項の規定は、2025年度入学生から適用する。

附 則
（2025年8月28日改正規程2025-208号）

この規程は、2025年9月1日から施行する。
この規程は、2026年4月1日から施行する。

別表 既納者の授業料等返付月数

	休学又は退学を願った時期	新 入 生 以 外 (転学類含む)	新 入 生	
			前 学 期	後 学 期
前 学 期	4月1日～4月30日	全 額 返 付	5ヶ月分返付	—
	5月1日～5月31日	4ヶ月分返付	4ヶ月分返付	—
	6月1日～6月30日	3ヶ月分返付	3ヶ月分返付	—
	7月1日～9月30日	返 付 な し	返 付 な し	—
後 学 期	10月1日～10月15日	全 額 返 付	全 額 返 付	5ヶ月分返付
	10月16日～10月31日	5ヶ月分返付	5ヶ月分返付	5ヶ月分返付
	11月1日～11月30日	4ヶ月分返付	4ヶ月分返付	4ヶ月分返付
	12月1日～12月31日	3ヶ月分返付	3ヶ月分返付	3ヶ月分返付
	1月1日～3月31日	返 付 な し	返 付 な し	返 付 な し

酪農学園大学 研究生規程

1964年4月1日
規程 1964-1号
2022年1月7日
改正規程 2021-211号

(目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第45条第4項の規定に基づき、研究生に関する事項を定める。

(入学資格)

第2条 研究生として志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学が特に適当と認める者

(出願手続)

第3条 研究生を志願する者は、別表1に定める期間内に、次の各号に定める書類に入学検定料を添えて、学群長に願出しなければならない。

- (1) 研究生志願書（本学所定）
- (2) 最終学校の卒業証明書

2 外国人留学生は、前項の他、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 研究生志願調書（本学所定）
- (2) 在留資格認定証明書（写）

(3) 身元保証書（本学所定）

(選 考)

第4条 前条の志願者の選考については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続および許可)

第5条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金および研究料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者について入学を許可する。

(期 間)

第6条 研究期間は、1年以内（年度の途中で研究生となった者は、その年度末まで）とする。ただし、引き続き研究を希望する場合は、教授会の議を経て、その期間を更新することができる。

(入学検定料・入学金および研究料)

第7条 入学検定料・入学金および研究料は別表2のとおりとする。

2 継続して研究する場合は、入学金を免除する。

3 納付した入学検定料、入学金及び研究料は返付しない。ただし、第4条に定める教授会の議を経る前日までに志願者本人の願いにより出願を取り止めたときは入学検定料を、また在留資格を得られず入国できないため研究生の資格取消となった外国人には、入学金および研究料を返付する。

(研究・指導)

第8条 研究生は、指導教員の指導を受けて研究するものとする。

(研究報告)

第9条 研究生は、研究報告書を指導教員を経て、学群長に提出するものとする。

(諸証明の交付)

第10条 研究生には、次の各号に定める証明書を交付する。

- (1) 研究生身分証明書
- (2) 研究証明書

(研究生の取消)

第11条 研究生が申し出たとき、または、その本分に反する行為があった場合は、教授会の議を経て、学長が研究生としての資格を取消する。

(準用規定)

第12条 研究生に関し、この規程に定めるもののほか、本学学則を準用する。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

（1964年4月1日規程1964-1号）
この規程は、1964（昭和39）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1975（昭和50）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1978（昭和53）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1980（昭和55）年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、1981（昭和56）年4月1日
から施行する。
附 則
この規程は、1990（平成2）年4月1日
から施行する。
附 則
この規程は、1997（平成9）年4月1日
から施行する。
附 則
この規程は、1998（平成10）年4月1日
から施行する。

附 則
この規程は、2001（平成13）年4月1日
から施行する。
附 則
この規程は、2002（平成14）年4月1日
から施行する。
附 則
この規程は、2015（平成27）年4月1日
から施行する。
附 則
（2016年4月1日改正規程2016-12号）
この規程は、2016（平成28）年4月1日
から施行する。

附 則
（2019年4月1日改正規程2019-1号）
この規程は、2019（平成31）年4月1日
から施行する。
附 則
（2020年4月1日改正規程2020-1号）
この規程は、2020（令和2）年4月1日
から施行する。
附 則
（2022年1月7日改正規程2021-211号）
この規程は、2022年1月7日から施行す
る。

別表1（第3条第1項関係）

1) 研究生

出 願 受 付	研 究 期 間	
	1 年	半 期
1月1日～2月末日 本学大学院入学試験2月受験者のみ 合格発表日～3日以内（必着）	4月1日～翌年3月31日	4月1日～9月30日
7月1日～8月末日 本学大学院入学試験10月入学・8月受 験者のみ 合格発表日～3日以内（必着）	—	10月1日～翌年3月31日

2) 研究生（外国人留学生）

出 願 受 付	研 究 期 間	
	1 年	半 期
12月1日～1月末日（国外在住者） 1月1日～2月末日（国内在住者）	4月1日～翌年3月31日	4月1日～9月30日
6月1日～7月末日（国外在住者） 7月1日～8月末日（国内在住者）	—	10月1日～翌年3月31日

別表2（第7条第1項関係）

		一 般	本学卒業生	外国人留学生
入 学 検 定 料		10,000円	10,000円	10,000円
入 学 金		30,000円	15,000円	15,000円
研 究 料 （獣医学研究科）	半期	60,000円 (120,000円)	40,000円 (80,000円)	40,000円 (40,000円)
	年間	100,000円 (200,000円)	70,000円 (140,000円)	70,000円 (70,000円)

酪農学園大学 科目等履修生 規程

1994年4月1日
規程 1994-1号
2025年8月5日
改正規程 2025-207号

- (目 的)
第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第43条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関する事項を定める。
- (資 格)
第2条 科目等履修生として志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
(2) 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者
(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに、文部科学大臣により指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了する必要がある。）

- (4) 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した18歳以上の者（12年未満の課程の場合は、さらに、文部科学大臣により指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了する必要がある。）
(5) 外国において、文部科学大臣により指定された11年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程を修了した者
(6) 我が国において、外国の高等学校相当として文部科学大臣により指定された外国人学校を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに、文部科学大臣により指定された準備教育課程を修了する必要がある。）
(7) 高等学校と同等と文部科学大臣に認定された在外教育施設の課程を修了した者
(8) 文部科学大臣により指定された専修学校の高等課程を修了した者
(9) 高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した者（なお、18歳に達していないときは、18歳に達した日の翌日から認定試験合格者となる。）
(10) 酪農学園大学（以下「本学」という。）において個別の入学資

- 格審査により認めた18歳以上の者
2 教育職員免許状授与の所要資格を得るために必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学を卒業した者
(2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第9項の表の定める基礎資格を有し、教育職員免許状（農業実習）の取得を希望する者
(受入れ時期)
第3条 科目等履修生の受入れ時期は、4月1日及び10月1日とする。
(出願手続)
第4条 科目等履修生を志願する者は、次の書類に第8条に定める検定料を添えて願出しなければならない。
(1) 科目等履修生志願書（本学所定）
(2) 履歴書（本学所定）
(3) 最終学校の卒業証明書
(4) 最終学校の成績証明書
(5) 現職証明書
(6) 写真2枚（正面上半身脱帽、最近3ヵ月以内に撮影したもの）
(7) 健康診断書（最近3ヵ月以内に発行されたもの）
2 教職に関する授業科目を履修しようとする者は、前項各号の書類のほか、学力に関する証明書（教職課程）を

- 添付すること。
- (選考)
第5条 前条の出願者の選考については、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が決定する。
- (手続及び許可)
第6条 前条により合格通知を受けた者は、指定の期日までに次の書類を提出するとともに、第8条に定める入学金及び科目等履修料を納付しなければならない。
- (1) 誓約書
(2) その他本学の指定する書類
- 2 学長は、前項の手続きを完了した者について入学を許可する。
- (期間)
第7条 科目等履修生の履修期間は、年度内の当該授業科目の開講期間とする。
- (検定料、入学金、科目等履修料)
第8条 検定料及び入学金、科目等履修料は、次のとおりとする。
- | | |
|-----|---------|
| 検定料 | 10,000円 |
| 入学金 | 30,000円 |
- (ただし、本学卒業生は免除とする。外国人留学生は半額とする。)
- | | |
|--------|---------------------|
| 科目等履修料 | |
| 講義 | 10,000円
(1単位につき) |
| 演習 | 16,000円
(1単位につき) |
| 実験・実習 | 24,000円
(1単位につき) |
| 教育実習 | 30,000円 |
- 2 継続して科目等履修生となる場合は、入学金を免除する。
- 3 納付した検定料、入学金、科目等履修料は、原則として返付しない。

- 4 他機関との交流協定等により受け入れる際の検定料、入学金、科目等履修料は、別に定める。
- (履修制限)
第9条 履修をしようとする科目において、本学学生の教育に支障をきたす場合には、その履修を制限することができる。
- (履修できる単位数)
第10条 履修できる単位数は、1年を通して30単位以内とする。ただし、1学期のみの場合は、15単位以内とする。
- (単位の授与)
第11条 科目等履修生は、履修した科目の試験を受けることができ、試験に合格したときは所定の単位を与える。
- 2 前項により単位を認定した場合は、単位修得証明書を交付する。
- (諸証明書の交付)
第12条 科目等履修生には、身分証明書を交付する。
- 2 本人の請求により科目等履修生証明書を交付する。
- (科目等履修生身分の取消)
第13条 科目等履修生が申し出たとき、又はその本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長が科目等履修生としての身分を取り消す。
- (準用規程)
第14条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関して本学学則を準用する。
- (改廃)
第15条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。
- 附則
(1994年4月1日規程1994-1号)

- この規程は、1994(平成6)年4月1日から施行する。
- 附則
1 この規程は、1996(平成8)年4月1日から施行する。
2 この規程の施行により、酪農学園大学聴講生規程は廃止する。
- 附則
この規程は、1997(平成9)年4月1日から施行する。
- 附則
この規程は、1998(平成10)年4月1日から施行する。
- 附則
この規程は、2001(平成13)年4月1日から施行する。
- 附則
この規程は、2002(平成14)年4月1日から施行する。
- 附則
この規程は、2008(平成20)年4月1日から施行する。
- 附則
この規程は、2009(平成21)年4月1日から施行する。
- 附則
この規程は、2012(平成24)年4月1日から施行する。
- 附則
(2015年4月1日改正規程2015-38号)
この規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する。
- 附則
(2025年8月5日改正規程2025-207号)
この規程は、2025年10月1日から施行する。

酪農学園大学 授業料免除 規程

1986年4月1日
規程 1986-1号
2026年4月1日

- (目的)
第1条 この規程は、酪農学園大学学則(以下「学則」という。)第54条に基づき、学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が、経済的事由により授業料の納付が困難であり、かつ当該学生の学業成績優秀と認められる場合、授業料の半額を免除することを目的とする。
- (資格)
第2条 授業料を免除される者は、学資負担者が次の各号の何れかに該当する場合とする。ただし、他の授業料減免(災害に係る減免を除く。)又は給付型奨学金との重複適用はしない。
- (1) 死亡又は生別した場合
(2) 失職した場合
(3) 病気又は事故等で、著しく収入が減少した場合
(4) 火災、風水害等の災害を受けた場合
- (申請)
第3条 授業料免除を申請する者は、次の各号の書類を学生支援課に提出しなければならない。
- (1) 授業料免除申請書
(2) 学業成績証明書
(3) 家庭調査及び資力調査
(4) その他、本学が必要とする証明

- 書
- (提出期限)
第4条 授業料免除関係書類は、原則として前学期においては4月30日まで、後学期においては10月15日までに提出しなければならない。
- (免除期間)
第5条 授業料免除期間は、1年間とする。
- (審議)
第6条 授業料免除に関する事項の審議は、学生支援委員会(以下「委員会」という。)で行う。
- (選考)
第7条 授業料免除学生の選考は委員会において行い、候補者を学長に推薦する。
- 2 選考に関する必要な事項は、別に定める。
- (決定通知)
第8条 授業料免除学生は、教授会及び評議会の議を経て学長が決定し、学資負担者及び学生に通知する。
- (資格の取消)
第9条 学則第40条に規定する各号の一に該当するとき、あるいは免除決定後に虚偽の事由が発生したときは免除を取消し、当該期分の授業料を徴収することができる。
- (事務局)
第10条 授業料免除に関する取扱事務は、学生支援課で行う。
- (改廃)
第11条 この規程の改廃は、常任理事会の議の後、評議会の議を経て、学長が決定する。
- 附則
(1986年4月1日規程1896-1号)
この規程は、1986(昭和61)年4月1日から施行する。
- 附則
この規程は、1988(昭和63)年4月1日から施行する。
- 附則
この規程は、1989(平成元)年4月1日

- から施行する。
- 附則
この規程は、1992(平成4)年4月1日から施行する。
- 附則
この規程は、1995(平成7)年4月1日から施行する。
- 附則
この規程は、1998(平成10)年4月1日から施行する。
- 附則
この規程は、2001(平成13)年4月1日から施行する。
- 附則
この規程は、2002(平成14)年4月1日から施行する。
- 附則
この規程は、2007(平成19)年4月1日から施行する。
- 附則
この規程は、2008(平成20)年4月1日から施行する。
- 附則
この規程は、2012(平成24)年4月1日から施行する。
- 附則
この規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する。
- 附則
(2018年10月1日改正規程2018-51号)
この規程は、2018(平成30)年10月1日から施行する。
- 附則
(2020年4月1日改正規程2020-11号)
この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 附則
(2023年6月29日改正規程2023-205号)
この規程は、2023年6月29日から施行する。
- 附則
この規程は、2026年4月1日から施行する。

酪農学園医療 互助会会則

制定 昭和31年 4月
最終改正 2021年 4月

- (名称)
第1条 本会は、酪農学園医療互助会（以下「互助会」という。）と称する。
- (目的)
第2条 互助会は、酪農学園大学・とわの森三愛高等学校（以下「大学・高校」という。）に修学する学生・生徒の医療に関する相互扶助を行い、健康の維持・増進を図ることを目的とする。
- (会員)
第3条 互助会の会員は、大学・高校に修学（学事暦で定めた入学式から卒業式まで）する学生・生徒とする。
2 互助会の会員は、会費を納付しなければならない。
- (会員の資格喪失)
第4条 会員は、次の各号に定める事由に該当する場合は、その翌日から会員の資格を失う。
(1) 卒業したとき
(2) 休学したとき
(3) 退学したとき
(4) 死亡したとき
(5) その他、学生・生徒の身分を失ったとき
- (会員証)
第5条 会員証は、大学が交付する学生証、高校が交付する身分証明書をもってこれに代える。
- (会費)
第6条 会費は、年額2,000円とし、修学期間の年度はじめに納付するものとする。ただし、後学期に復学するものは、その学期はじめに納付するものとする。
2 納付した会費は、互助会の目的および性格上返還しない。ただし、4月30日までに休学願・退学願を提出した者には、返還する。
- (会費の返還)
第7条 前条の規定にかかわらず、他の医療保険等により医療費の全額に相当する給付を受けることのできる会員は、所定の手続により会費の半額の返還を受けることができる。
2 会費の返還手続は、年度毎に各校の担当部署において取扱う。
- (経費)
第8条 互助会の経費は、会費・寄付金および、預金利子等をもって充てる。
- (会計年度)
第9条 互助会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- (決算報告)
第10条 決算報告は、毎年学内に公示することとする。
- (給付)
第11条 互助会は、第2条の目的を達成するため、会員の疾病負傷または、死亡について当該会員または、その遺族に対し医療費、弔慰金の給付を行う。
2 第7条に該当する会員は、疾病負傷による医療費の給付を受けることができない。
3 会員の資格を不正に利用した場合は、給付金を返還しなければならない。
- (診療機関)
第12条 診療は、協定医および、他の病院・医院・診療所などの保険医療機関によるものとする。
2 協定医は、別表1に定める。
- (医療給付)
第13条 会員の疾病負傷に関する医療費の給付は、医療保険診療適用の範囲内とする。
- (医療費の査定)
第14条 医療費の査定は、社会保険診療報酬点数表に準拠して行う。
2 医療費証明の記載内容が不明で査定困難なものに対しては、医療費の給付を行わない。
- (給付額)
第15条 会員が医療に要した経費に対する給付額は、次のとおりとする。
(1) 会員が医療保険を使用した場合は、本人負担医療費の100分の30とする。
(2) 会員が医療保険を使用しないで医療を受けた場合は、前項にかかわらず、医療費総額の100分の15とする。
(3) 給付額は10円未満切り捨てとする。
2 医療機関の指定薬局において、医師の処方箋による薬剤を購入した場合は、その費用に対しても前項の給付額を適用する。
3 給付金請求書は、別表に定める期日までに提出しなければならない。
4 給付金支給日から60日を経過しても受給しない場合は、給付金の権利を放棄したものとする。
- (給付限度額)
第16条 会員1人に対する年間医療給付額の最高限度額は、100,000円とする。また、月間医療給付額の最高限度額は、24,030円とする。
- (給付制限)
第17条 会員が自賠責保険または、原因者負担等により医療費の支払を受ける場合は、給付を行わない。
2 会員が交通三悪（飲酒運転・速度違反・無免許運転）を犯し、生じた事故による受傷については、給付を行わない。

- (弔慰金)
第18条 会員が死亡した場合は、その遺族に対して弔慰金100,000円を支給する。
- (予防対策費)
第19条 互助会は、会員の健康維持および増進を目的とした予防対策費（人件費・物品購入費等）を支出する事ができる。
- (運営委員会)
第20条 互助会に、運営委員会を置く。
2 運営委員会の規程は別に定める。
- (会長)
第21条 互助会の会長は、運営委員会の委員長とする。
- (監事)
第22条 互助会に監事を置く。
2 監事は、大学は学務部長、高校は副校長をもって充てる。
3 監事は、互助会の会計を監査し、その結果を運営委員会に報告することとする。
- (事務局)
第23条 互助会の事務局は、大学学生支援課に置く。
- (雑則)
第24条 この会則に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、別に定める。
- (会則の改廃)
第25条 この会則の改廃は、運営委員会において行う。
附 則
昭和31年 4月実施
昭和34年 4月改正
昭和39年 4月改正
昭和41年 4月改正
昭和47年 4月改正
昭和50年 4月改正
昭和53年 4月改正
昭和55年 4月改正
昭和58年 4月改正
昭和59年 4月改正
昭和60年 4月改正
昭和63年 4月改正
1989（平成元）年 4月改正
1991（平成3）年 4月改正
1992（平成4）年 4月改正
1995（平成7）年 6月改正
1999（平成11）年 3月改正
2011（平成23）年 4月改正
2012（平成24）年 4月改正
2013（平成25）年 4月改正
2018（平成30）年10月1日改正
2021（令和3）年 4月1日改正

別表1

協定医

病 院 名	所 在 地	診 療 科 目
野 幌 病 院	江別市野幌町53番地	内 科 ・ 外 科
佐伯耳鼻咽喉科医院	江別市4条6丁目	耳 鼻 咽 喉 科

酪農学園大学 学生生活援護 会規程

- 制定 1961(昭和36)年5月17日
最終改正 2026(令和8)年4月1日
- (名称)
第1条 本会は、酪農学園大学学生生活援護会と称する。
- (目的)
第2条 本会は、建学の精神に則る学生生活の充実と学風の発展を計るために学生ならびに大学院生の学生生活および諸活動を援護することを目的とする。
- (構成)
第3条 本会は、酪農学園大学学生・大学院生の全保護者、同窓生および職員をもって構成する。
- (事業)
第4条 本会は、第2条に定める目的達成のため、次の事業を行う。
(1) 学生の体育・文化等の課外活動に対する奨励援助を行う。
(2) 学生に対する短期貸付金制度(三愛金庫)を設ける。この規程は別に定める。
(3) 学生の教育研究活動のために学生教育研究災害傷害保険に加入する。
(4) 学費負担者の生活上での突然の変動により経済的困窮状態に至った学生・大学院生に対し、一時給付金を給付する。この規程は別に定める。
(5) その他本会の目的に沿った事業を行う。
- (役員)
第5条 本会事業を行うため、次の役員を置く。
2 理事は次の各号に掲げる者とする。
(1) 学生サポートセンター長
(2) 学生サポートセンター副センター長(学生支援担当)

- (3) 学生サポートセンター部長
(4) クラブ顧問より2名(体育系、文化系から各1名)
(5) 同窓生より2名
(6) 保護者より3名(各学群より最低1名)
(7) 教職員より2名(教職員の互選による。ただし、担当事務局を被選挙人より除く。)
- 3 監事は次の各号に掲げる者とする。
(1) 教職員より1名
(2) 同窓生より1名
- 4 第2項第5号から第8号および第3項第1号から第2号までの役員任期は3年とし、再任を妨げない。また欠員発生時の役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第6条 理事は理事会を組織し、会の業務について決定する。
(1) 理事長は、第5条第2項の第7号理事より選出する。
(2) 副理事長は、教育センター長ならびに学生支援担当部長がこれにあたる。
- 第7条 理事長は、第5条ならびに第6条に定める役員に任命を委嘱する。
2 理事長は、本会事業の円滑な運営のため、次のとおり理事会を招集するものとする。
(1) 予算・決算ならびに事業方針・報告等を審議するために毎年5月に理事会を招集する。
(2) その他必要に応じ臨時に理事会を招集する。
(3) 理事会は理事現員の3分の2以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。
- (会費等)
第8条 本会の運営は、会費・寄附金・基金ならびにその他の収入をもって行う。年会費は別表のとおりとする。
2 納付した会費は返付しない。ただし、下記の場合に限り返付を行う。
(1) 前学期4月30日までに休学願又は退学届を提出した者には、当該学期に徴収した在学生父母会費を返付する。
(2) 既に同窓生終身会費を納付している者が退学及び除籍した場合、徴収した同窓生終身会費を

- 返付する。
(事業報告)
第9条 本会の会計年度は4月1日から3月31日までとし、事業報告は、大学ホームページに公表する。
- (事務局)
第10条 本会の事務局は、学生支援課に置く。(改廃)
第11条 この規程の改廃は、学生生活援護会理事会の議を経て、学生生活援護会理事長が決定する。
- 附則
1961(昭和36)年5月17日 制定(大学・短期大学学生会援護会)
1968(昭和43)年3月10日 制定(短期大学第II部学生会援護会)
1977(昭和52)年4月1日 改正(大学・短期大学学生会援護会)
1981(昭和56)年4月1日 改正(名称および規約の改正にともない大学・短期大学学生会後援会規約および短期大学II部学生会後援会規約を本規程に統合する。)
1981(昭和56)年10月26日 改正(昭和57年4月1日施行)
1992(平成4)年7月27日 改正(平成4年4月1日施行)
1995(平成7)年2月1日 改正(平成7年1月1日施行)
1999(平成11)年4月1日 改正施行
2001(平成13)年6月6日 改正(平成13年4月1日施行)
2012(平成24)年5月30日 改正(平成25年4月1日施行)
2018(平成30)年9月30日 改正(平成30年10月1日施行)
2020(令和2)年12月4日 改正(令和3年4月1日施行)
- 附則
この規程は、2021(令和3)年6月24日に改正し、2022(令和4)年4月1日から施行する。
2026(令和8)年4月1日施行する。

別表

会費内訳	金額(円/年)
在学生父母会費(在学中)	7,000
同窓生終身会費(卒業時)	7,000
教職員会費	1,000

酪農学園大学 附属図書館 利用規程

- 1977年9月4日
規程 1977-3号
2013年4月1日
改正規程 2013-4号
- (趣旨)
第1条 酪農学園大学附属図書館規程第7条に基づき、附属図書館(以下「図書館」という。)の利用については、この規程の定めるところによる。
- (図書館資料)
第2条 この規程において、図書館資料(以下「図書」という。)とは、次の通りとする。
(1) 図書資料(書籍、逐次刊行物、記録等)
(2) その他の資料(特殊資料、視聴

- 覚資料、マイクロ資料)
- (開館・閉館)
第3条 図書館は、次の各号に掲げる日を除き、開館するものとする。
(1) 日曜日および国民の祝日
(2) 本学規定の休日
- 2 館長は、特に必要と認めた場合、前項の規定にかかわらず開館又は閉館日を変更することができる。
- (開館時間)
第4条 開館日における利用時間は、通常期間は平日午前8時40分から午後8時(土曜日にあつては午後5時)まで、学生休業期間は平日及び土曜日午後5時までとする。
2 館長は、特に必要と認めた場合、前項の規定にかかわらず臨時に開館時間を変更することができる。
- (利用者の資格)
第5条 図書館を利用出来る者は、次の通りとする。
(1) 本学教職員
(2) 本学大学院学生
(3) 本学学生
(4) 本学卒業生
(5) その他館長の許可を受けた者

- 第6条 館長は、前条第4号及び第5号に掲げる者に対し、利用証を交付する。(身分証明書・学生証の携帯)
第7条 図書館を利用する者は、次の各号に掲げる身分証明書・学生証を携帯するものとする。
(1) 本学教職員 身分証明書
(2) 本学大学院学生 学生証
(3) 本学学生 学生証
(4) 本学卒業生 利用証
(5) その他館長の許可を受けた者 利用証
- (館内閲覧)
第8条 図書の閲覧は、所定の場所において行うものとする。
2 開架図書は、閲覧室内において自由に閲覧出来るものとする。
3 前項以外の図書を閲覧しようとするときは、所定のカウンターに申し出なければならない。
- (館外帯出)
第9条 図書館を利用する者は、次に定めるものを除き、所定の手続きを経て図書を館外に帯出することができる。
(1) 貴重図書
(2) 記録及び古文書

- (3) 参考図書
(4) その他特に定めた図書
(帯出冊数及び期間)
- 第10条 館外に帯出できる冊数は、次の通りとする。
- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 本学教職員 | 30冊 |
| (2) 本学大学院学生 | 30冊 |
| (3) 本学学生 | 15冊 |
| (4) 本学卒業生 | 5冊 |
| (5) その他館長が許可した者 | その都度指定 |
- 2 資料種別の帯出冊数は、別表のとおりとする。
- 3 前項に掲げる者について、館長が必要と認めた場合、前項規定にかかわらず所定の手続きを経て、各号または資料種別並びに期間毎に帯出限度冊数を定めることができる。
- 第11条 館外に帯出できる期間は、次の通りとする。
- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 本学教職員 | 1ヶ月 |
| (2) 本学大学院学生 | 1ヶ月 |
| (3) 本学学生 | 2週間 |
| (4) 本学卒業生 | 2週間 |
| (5) その他館長が許可した者 | その都度指定 |
- 2 資料種別の帯出期間は、別表のとおりとする。
- 3 第1項第1号に掲げる者について、館長が必要と認めた場合、前項規定にかかわらず所定の手続きを経て、長期帯出（6ヶ月）することができる。
- 4 第1項第2号および第3号に掲げる者については、休暇期間中において、長期帯出することができる。
- (転貸の禁止)
- 第12条 館外に帯出した図書は、転貸してはならない。
- (研究室及び各部所等の備付)
- 第13条 研究室及び各部所等においての購入及び寄贈図書は、登録等所定の手続きを経て、第10条の規定にかかわらず、それぞれ保管し、利用すること

- ができる。
- 2 前項の規定により、研究室および各部所等で保管する図書については、それぞれ保管責任者を定めるものとする。
- (返納)
- 第14条 貸出しを受けた図書は、期限内に返納しなければならない。
- 2 次の各号に該当する者は、貸出し期間中においても、ただちに帯出図書を返納しなければならない。
- (1) 教職員 転任、退職
(2) 学生 卒業、退学
- 3 館長は、必要と認めた場合、貸出期間中においても、図書の返納を求め、点検することがある。
- (書庫内の検索)
- 第15条 書庫内の検索を希望し、係員がその必要を認めた場合は、所定の手続きを経て書庫に入り、図書を検索することができる。
- 2 貴重図書、又は特殊資料を検索するときは、係員の立会いを得て行わなければならない。
- (館内施設・設備の利用)
- 第16条 グループ学習室・AV編集室・製本室等を利用するときは、所定の手続きを経るものとする。利用細則については別に定める。
- (複写)
- 第17条 文献複写は、係員の指示にしたがい所定の手続きを経て行うものとする。複写規程については別に定める。
- (規律及び利用の制限)
- 第18条 図書館の利用については、この規程および係員の指示に従わなければならない。
- 2 館長は、図書館の運営・管理にそむく行為がある者に対して、図書館の利用を禁止することがある。
- (相互利用)
- 第19条 図書館は、必要に応じ、他の図書館との相互利用をはかることができる。他館所蔵図書等の利用について

- は、当該図書等を保有する館の定める規則に従い、図書館間の利用手続きを経て行うものとする。
- (雑則)
- 第20条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用についての必要な事項は、附属図書館委員会の議を経て、館長が定める。
- (改廃)
- 第21条 この規程の改廃は、附属図書館委員会の議を経て、館長が定める。
- 附則
(1977年9月4日規程1977-3号)
この規定は、1977(昭和52)年9月4日から制定施行する。
- 附則
この規定は、1985(昭和60)年4月1日から改正施行する。
- 附則
この規定は、1988(昭和63)年8月24日から改正施行する。
- 附則
この規定は、1994(平成6)年1月27日から改正施行する。
- 附則
1 この規定は、2000(平成12)年4月1日から改正施行する。
- 2 酪農学園大学附属図書館利用規程及び酪農学園大学短期大学部附属図書館利用規程は、2000(平成12)年4月1日をもって統合する。
- 附則
この規定は、2002(平成14)年4月1日から改正施行する。
- 附則
1 この規定は、2012(平成24)年10月12日から改正施行する。
- 2 酪農学園大学短期大学部廃止に伴い改正
附則
(2013年4月1日改正規程2013-4号)
この規定は、2013(平成25)年4月1日から改正施行する。

別表

	学 生	院 生	教 職 員	卒業生+学外者
図 書	2週間	1ヶ月	1ヶ月	2週間
雑 誌	1週間	1週間	1週間	不可
新 着 雑 誌 (当年1月～12月発行分)	翌日	翌日	翌日	
録 音 資 料	2週間	2週間	2週間	計5冊
映 像 資 料	1週間	1週間	1週間	
	計15冊	計30冊	計30冊	計5点
	計5点	計5点	計5点	計5点

酪農学園大学 構内交通規制 に関する規程

1981年9月1日
規程 1981-4号
2015年11月16日
改正規程 2015-37号

(目 的)

- 第1条 酪農学園大学(以下「本学」という。)の構内における、教育研究の場

- さわしい環境を維持し、交通安全の確保と緊急時における対応を保障するために、この規程を定める。
- (対 象)
- 第2条 本学の構内を通行する自動車・自動二輪車および原動機付自転車(以下「車輛」という。)は、すべてこの規程の定めるところにより構内を通行するものとする。ただし、緊急車輛についてはこの限りでない。
- (通行路の指定)
- 第3条 徒歩および自転車の本学構内への通行路は次のとおりとする。
- (1) 正門A(野幌駅側)
(2) 正門B(大麻駅側)
(3) 中央通り
(車輛乗入れ指定)

- 第4条 学生の車輛乗入れは、原動機付自転車を除き原則として禁止する。ただし、次の各号に該当する者は、駐車場の収容能力の範囲内において、特例として車輛乗入れを許可することがある。なお、原動機付自転車についても、乗入れ許可を必要とする。
- (1) 身体障害等により、公共交通機関による通学が困難と認められた者。
- (2) 公共交通機関がなく、あるいは著しく不便なため通学に困難があると認められた者。
- (3) 専門課程等にあつて、学業(卒業論文・研究等)遂行上の事由により、特に車輛の使用が必要と認められた者。

- (4) クラブ等課外活動のため、特に車輛の使用が必要と認められた者。ただし、1団体1台に限るものとする。
- 2 構内に勤務する職員の車輛乗入れは、自粛する。ただし、職員の車輛が職員専用駐車場の収容能力を超える場合には、通勤距離等を基準にして、規制することがある。
- 3 来客、非常勤講師、商用その他学外者の車輛乗入れは、原則として制限しない。
- 4 車輛の本学構内への進入および帰路の時間帯は次の通りとする。
 - (1) 研修館側の国道出入口
時間制限無し
 - (2) 正門B（大麻駅前）
6：30～21：00
 - (3) Cゲート（伊達屋敷通り）側の出入口
6：30～21：00
- 5 本学構内における次の道路は、車輛の通行を禁止する。
 - (1) 学生専用駐車場Bーとわの森三愛高校の区間
 - (2) 酪農学園ホールーB 1号館前の区間
 - (3) 家畜管理牛舎ー配水池の区間
 - (4) 成池北側大学ーとわの森三愛高校第2校舎の区間
 - (5) R 1 棟ー野球場の区間

- (6) Bゲートー黒澤記念講堂の区間
 - (7) 白樺通り
 - (8) 学生サービスセンター裏の中通り
- (通門規制)
- 第5条 本学構内の入構に際しては、所定のゲート・ボックスの前で一旦車輛を停止し、車輛整理員に次の定める構内通行証、構内専用通行証を明示、又は構内臨時通行証の交付を受けて通行するものとする。ただし、緊急車輛、郵便自動車、及びタクシー等はその限りでない。
- (1) 「構内通行証」は、第4条第1項により許可された学生及び構内に勤務する職員の車輛に対し交付する。
 - (2) 「構内専用通行証」は、本学に常時出入りする非常勤講師及び商社（工事用含む。）の車輛に対し交付する。
 - (3) 「構内臨時通行証」は、本学に臨時的に出入りする商社等学外者及び第5条第1号を交付されない職員及び学生が、緊急やむをえない事由と認められた車輛に対し交付する。
- (通行規制)
- 第6条 本学構内を通行する車輛は、交通標識に従い、騒音を発しないようにし、時速20km以下で通行するとともに、

- 追越しをしてはならない。なお、本学構内では、トラクターは優先通行とする。
- (駐車区域の指定)
- 第7条 本学構内に乗入れを認められた車輛は、すべて所定の駐車場に駐車するものとし、それ以外の場所での駐車を一切禁止する。
- (その他)
- 第8条 車輛乗入れ及び車輛登録に関する手続き、その他この規程についての必要な事項は、別に定める「実施要領」によるものとする。
- 附 則
(1981年9月1日規程1981-4号)
この規程は、1981（昭和56）年9月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、2005（平成17）年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、2014（平成26）年4月1日から施行する。
- 附 則
(2015年11月16日改正規程2015-37号)
この規程は、2015（平成27）年11月16日から施行する。

酪農学園大学 大学院ティー チング・アシ スタント規程

1994年4月1日
規程 1994-4号
2026年4月1日

- (目 的)
- 第1条 この規程は、酪農学園大学大学院に在学する優秀な学生に対し、教育的な配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図り、有為な人材の育成を目的とする。
- (名 称)
- 第2条 前条の教育補助業務を行う者の名称は、ティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)とする。
- (任用の資格)
- 第3条 TAとして任用することができる者は、獣医学研究科博士課程、獣医学研究科修士課程、酪農学研究科博士課程、酪農学研究科修士課程に在学する学生とする。
- (業務内容)
- 第4条 TAの業務内容は、指導教員が担当する学類又は修士課程の実験、実習、演習に対する教育補助とする。
- 2 学生の責任ではない理由で指導教員が変更となった場合、若しくは指導教員の了承のもと、その教員の専門分野と異なる分野を研究する学生の場合は、研究科長が学生の状況等を

- 判断したうえで、大学院担当教員の中からTA業務管理教員を指定し、担当する科目の教育補助を認める場合がある。
- 3 各学群教授会又は各研究科委員会が必要と認めた実験、実習、演習に対する教育補助については、その実験、実習、演習を担当する教員をTA業務管理教員とし、当該科目の教育補助を認める場合がある。
- (募集・申請)
- 第5条 TAの募集は、研究科ごとに行い、TAの採用を希望する指導教員は、所定の期日までに、雇用申請書及び健康診断書を研究科長に提出する。
- 2 前条第2項及び第3項に該当する場合でも、申請は必ず指導教員が行うものとする。
- (選考基準)
- 第6条 TAの選考基準は次の各号のとおりとする。
- (1) 博士課程の学生として研究能力が優秀であると認められ、かつ、学類又は修士課程学生に対する実験、実習、演習の指導ができる者
 - (2) 修士課程の学生として研究能力が優秀であると認められ、かつ、学類学生に対する実験、実習、演習の指導ができる者
 - (3) 自己の研究が順調で学業の進展を阻害しないと判断される者
- (採用決定)
- 第7条 TAの採用は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。
- (採用手続及び手当)
- 第8条 TAの採用手続及び手当については、別に定める。
- (勤務時間)
- 第9条 TAの勤務時間は、当該学生の研究、授業等に支障が生じないように配慮し、博士課程は月40時間（週10時間程度）、年360時間以内、修士課程は

- 月20時間（週5時間程度）、年180時間以内とし、1日8時間を超えて勤務してはならない。
- (勤務日)
- 第10条 TAの勤務日は、学事暦に定める授業期間の平日及び土曜日とする。ただし、集中授業期間において、時間割上、実験、実習、演習が設定されている場合はこの限りではない。
- (労務管理)
- 第11条 TAは、指導教員又はTA業務管理教員の監督下でその業務に従事するものとする。
- 2 指導教員は、TAの勤務が学業・研究に支障が生じないよう配慮し、TA業務管理教員がいる場合は、その教員にTAの勤務状況を確認するとともに、「出勤簿兼支払申請書」をもって労務管理をするものとする。
- (就労計画及び出勤簿)
- 第12条 TAは、毎月の就労計画を指導教員に相談のうえ策定し、「出勤簿兼支払申請書」に記入後、所定の期日までに教務課へ提出しなければならない。
- 2 TA及び指導教員は、勤務毎に返却された「出勤簿兼支払申請書」へ捺印又はサインし、該当月の勤務が終わり次第、所定の期日までに教務課へ提出しなければならない。ただし、TA業務管理教員がいる場合は、その教員が「出勤簿兼支払申請書」に捺印又はサインすることができる。
 - 3 やむを得ない事情で欠勤した場合や、休講等の理由でTA業務がキャンセルになった場合、又は当初の就労計画からTA勤務の日程を変更する場合は、「TA勤務変更報告書」の提出をもって認めることとする。ただし、学生の自己都合及び所定の期間を超えての変更、又は就労計画時と違う科目への変更は一切認めな

諸学
規程
および

い。
(採用の取消)
第13条 T Aが次の各号のいずれかに該当したときは、指導教員が研究科長へ書面(様式自由)で報告し、大学院委員会の議を経て学長が採用を取り消す。
(1) T Aとしての本分に反する行為を行ったとき。
(2) 休学、退学又は成業の見込がないとき。
(3) T Aが採用の辞退を申し出たとき。
(事務処理)
第14条 本制度に関する事務の取り扱いは、教務課及び総務課で行う。
(規程の改廃)
第15条 この規程の改廃は、大学院委員会の

議を経て、学長が決定する。
附則
(1994年4月1日規程1994-4号)
この規程は、1994(平成6)年4月1日から施行する。
附則
この規程は、2002(平成14)年4月1日から施行する。
附則
この規程は、2005(平成17)年10月1日から施行する。
附則
この規程は、2008(平成20)年4月1日から施行する。
附則
この規程は、2011(平成23)年4月1日から施行する。
附則

この規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する。
附則
この規程は、2018(平成30)年4月1日から施行する。
附則
(2018年10月1日改正規程2018-43号)
この規程は、2018(平成30)年10月1日から施行する。
附則
(2024年8月28日改正規程2024-205号)
この規程は、2025年4月1日から施行する。
附則
この規程は、2026年4月1日から施行する。

酪農学園大学 大学院ティーチング・アシスタントに関する取扱要領

制定 1994年4月1日
最終改正 2026年4月1日

酪農学園大学大学院ティーチング・アシスタント(以下「T A」という。)の雇用申請等の取扱いに当たっては、T A規程に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。
1. 申請
(1) 指導教員がT Aとして雇用申請できる者は、T A規程第3条に定める学生と

する。
(2) 指導教員は所定の期日までに、別紙様式による雇用申請書を研究科長に提出する。
2. 選考及び決定
(1) 研究科長は雇用申請書を教務課へ提出する。添付する健康診断書は、学生個々が手続きし医務室より一括して教務課に提出される。
(2) T Aの選考は、研究科長の承認を経て、大学院委員会でを行う。
(3) T Aの採用は学長が決定し、指導教員及び本人に通知する。
3. 時給単価の決定等
(1) 時給の単価は、常任理事会で決定する。
(2) 教務課は、決定した単価を申請者に通知する。
4. 事務
(1) 申請から採用決定及び採用後の事務は、教務課及び総務課で行う。
改廃
この要領の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。
附則
この要領は、1994(平成6)年4月1日

から施行する。
附則
この要領は、2002(平成14)年4月1日から施行する。
附則
この要領は、2005(平成17)年10月1日から施行する。
附則
この要領は、2008(平成20)年4月1日から施行する。
附則
この要領は、2009(平成21)年4月1日から施行する。
附則
この要領は、2011(平成23)年4月1日から施行する。
附則
この要領は、2018(平成30)年10月1日から施行する。
附則
この要領は、2025年4月1日から施行する。
附則
この規程は、2026年4月1日から施行する。

酪農学園大学 大学院学生の 留学に関する 規程

1982年5月20日
規程 1982-4号
2023年7月27日
改正規程 2023-212号

(目的)
第1条 この規程は、酪農学園大学大学院学則第20条及び第23条の規定に基づき、酪農学園大学大学院(以下「本大学院」という。)の学生の留学について必要な事項を定めるものとする。
(定義)
第2条 この規程に定める留学とは、研究科委員会の許可を得て、外国の大学等で本大学院における1学期相当期間又は1年在学し、学修すること又は研究指導を受けることをいう。
(外国の大学等)
第3条 外国の大学等とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育研究機関をいう。

(留学資格)
第4条 留学の資格は、本大学院の各課程の2年次以上に在籍している学生で、心身ともに健全であり学業成績が優秀で当該外国語の能力にすぐれている者とする。
(留学に必要な手続き)
第5条 留学を希望する者は、所定の留学願を在籍する当該研究科の研究科長に提出しなければならない。
2 前項の留学願には、原則として、受入機関の入学又は研究及び聴講の許可書を添えなければならない。
(留学許可)
第6条 留学の許可は、研究科委員会の議を経て、研究科長が行う。
(留学期間等)
第7条 留学の期間は、原則として1年以内とする。
2 前項の期間は、修業年限に算入する。
(留学費用)
第8条 留学の費用は、すべて学生の負担とする。
(本大学院の授業料等の免除)
第9条 留学期間中の本大学院の授業料等は、免除する。
(留学報告)
第10条 学生は、次の書類を帰国の日から1月以内に学長に提出するものとする。
(1) 留学に関する報告書
(2) 留学中の学業成績証明書又は研究証明書
(単位認定)

第11条 留学中に修得した授業科目並びに単位の認定については、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。
2 前項により認定された単位数は、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものととする。
(修了の延期)
第12条 留学期間中に修了の要件を満たす者が引き続き在学を希望する場合は、本学における修了を1学期間延期することができる。
(雑則)
第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
(改廃)
第14条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。
附則
(1982年5月20日規程1982-4号)
この規程は、昭和57年5月20日から施行する。
附則
この規程は、2004(平成16)年4月1日から施行する。
附則
(2007年6月22日改正規程2007-11号)
この規程は、2007(平成19)年6月22日から施行する。
附則
(2023年7月27日改正規程2023-212号)
この規程は、2023年7月27日から施行する。

酪農学園大学 大学院特別科 目等履修生 規程

2004年5月21日
規程 2004-4号
2026年4月1日

- (趣 旨)
第1条 この規程は、酪農学園大学大学院(以下「本学」という。)学則第29条の規定に基づき、本学と他の大学院研究科(以下「他の研究科」という。)との協定による特別科目等履修生に関して必要な事項を定める。
- (資 格)
第2条 特別科目等履修生の資格は、本学と単位互換協定を結んだ他の研究科に在籍する学生とする。
- (受入れ時期)
第3条 特別科目等履修生の受入れ時期は、学年又は学期の始めとする。
- (履修期間)
第4条 特別科目等履修生の履修期間は、1年以内とする。
- (出願手続)
第5条 特別科目等履修生を志願する者は、指定の期日までに当該他の研究科を

通じて次の書類を研究科長に願出しなければならない。

- (1) 願書(本学所定の用紙)
- (2) その他、本学が必要とする書類等

- (許 可)
第6条 前条により願出があった者については、当該学生が履修しようとする授業科目の教育課程を置く当該研究科委員会で選考を行い、研究科長が特別科目等履修生として受入れを許可する。
- 2 特別科目等履修生は、前項により本学研究科の履修学生とする。
- (履修手続)
第7条 特別科目等履修生の許可を受けた者は、当該他の研究科を通じて、本学に授業科目の履修届を提出する。
 - 2 履修できる単位数は、当該他の研究科との協議のうえ定めるものとする。

(身分証明書)
第8条 特別科目等履修生には、本学所定の身分証明書を交付する。

(単位の認定)
第9条 特別科目等履修生が履修した授業科目については、試験等により学業成績を評価し、これに合格した授業科目については、所定の単位を与える。
 - 2 前項により単位を認定した場合、本人の請求により単位修得証明書を交付する。
 - 3 授業科目の試験、学業成績評価及び単位認定の取り扱いは、本学学則による。

(身分の取消)

- 第10条 特別科目等履修生がその本分に反する行為を行ったときは、当該研究科委員会の議を経て、研究科長が特別科目等履修生としての身分を取消す。

(身分の喪失)

- 第11条 特別科目等履修生が、当該他の研究科の学生の身分を失ったときは、本学における特別科目等履修生の身分も失うものとする。

(履修料等)

- 第12条 特別科目等履修生の履修料等については、当該他の研究科との協議のうえ定めるものとする。

- 2 前項の履修料等のほか、必要な費用について徴収することがある。

(準用規定)

- 第13条 この規程に定めるもののほか、特別科目等履修生に関して本学学則を準用する。

(事 務)

- 第14条 この規程に関する事務は、教務課が担当する。

(改 廃)

- 第15条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

(2004年5月21日改正規程2004-4号)

この規程は、平成16年(2004年)5月21日から施行する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

酪農学園大学 教育職員免許 状の取得に 関する規程

2007年7月26日
規程 2007-2号
2026年4月1日

- (目 的)
第1条 この規程は、酪農学園大学(以下「本学」という。)学則第27条及び酪農学園大学大学院学則第21条に基づき、教育職員免許状の取得及び教育職員免許状授与の所要資格を得させるための授業科目(以下「教職課程に関する科目」という。)に関して必要な事項を定める。
- (履修資格)
第2条 教職課程に関する科目を履修できる者は、本学の学生及び大学院生並びに大学学則第43条及び大学院学則第29条に基づき許可された科目等履修生とする。
- (履修の手続き)
第3条 教職課程に関する科目を履修しよう

とする者は、定められた期間内に教務課へ履修の申し込みをしなければならない。

- (納付金等)
第4条 教職課程に関する科目を履修しようとする者は、次に掲げる納付金等を納めなければならない。
- (1) 教職課程料
(イ) 学 生 30,000円(申込時)
(ロ) 大学院生 10,000円(申込時)
 - (2) 教育実習費及び栄養教育実習費は、実費とする。
 - (3) 科目等履修生は、酪農学園大学科目等履修生規程による。
- 2 前項(1)(ロ)は、専修免許状取得希望者に限る。
 - 3 前項のほかに必要な経費は、別途徴収する。
 - 4 納付した教職課程料等は、返還しない。
- (開講授業科目及び履修方法)
第5条 開講授業科目は学則第21条及び学則第27条に関する科目とし、学則の別表第1及び別表第2に基づき、定められた必修科目及び選択科目を履修しなければならない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、教育実習を履修する場合は所定の科目、単位を修得していなければならない。

(教育職員免許状取得に要する単位数)
第6条 教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数及び定められた教職課程の単位数を修得しな

なければならない。

(成績評価及び単位認定)

- 第7条 前条により履修した科目については、所定の方法により学業成績を評価するとともに、合格したときは所定の単位を与える。

(単位修得証明書)

- 第8条 本学において教育職員免許状取得に必要な科目を履修し、所定の単位を修得した者には、単位修得証明書を発行する。

(所 管)

- 第9条 この規程に関する事項の事務所管は教務課とする。

(改 廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

(2007年7月26日規程2007-2号)

この規程は、2007(平成19)年7月26日から施行し、2007(平成19)年4月1日から適用とする。但し、第4条は2007(平成19)年年度入学生から適用とする。

附 則

この規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する。

附 則

(2018年10月1日改正規程2018-47号)

この規程は、2018(平成30)年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

酪農学園大学 大学院リサーチ・ アシスタント 規程

2024年1月19日
規程2023-201号
2026年4月1日

(目的)
第1条 この規程は、酪農学園大学(以下「本学」という。)における研究活動の推進、研究体制の充実及び若手研究者としての能力育成を図ることを目的とし、本学大学院に在学する優秀な学生に対し、本学及び本学大学院が実施する外部資金による研究プロジェクト等において、研究補助業務に従事させるため、必要な事項を定める。

(定義)
第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前条に定める研究補助業務を行う者の名称は、リサーチ・アシスタント(以下「RA」という。)とする。
- (2) 「研究プロジェクト等」とは、本学が承認する、公的資金等による研究プロジェクト及び企業等からの委託による研究プロジェクトをいう。
- (3) 「研究プロジェクト等の責任者(以下「責任者」という。)」とは、前項に定める研究プロジェクト等に研究代表者又は研究分担者として参画し予算配分を受けている、本学大学院の研究指導担当教員をいう。

(任用の資格及び期間)

第3条 RAとして任用することができる者は、本学大学院の獣医学研究科博士課程及び酪農学研究科博士課程に在学する学生とする。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は除く。
(1) 学校法人酪農学園(以下「学園」という。)又は他の機関・組織等で正規雇用者として就業している者
(2) 独立行政法人日本学術振興会が実施する「特別研究員」制度に採用されている者
2 RAの任用期間は、学園寄附行為第42条に定める会計年度(以下「当該年度」という。)を超えない範囲とする。ただし、前項の資格に該当する場合は、5年を上限に、研究プロ

ジェクト等の期間を超えない範囲での再任用を妨げないものとする。

- (申請・選考)
第4条 RAによる研究補助業務を必要とする責任者は、当該研究プロジェクト等の計画に基づき、研究補助業務の内容等を明示し所属する研究科の研究科長に、別に定める申請書を提出することとする。
2 申請内容等が適当であるかについては、研究科委員会及び大学院委員会にて審査・選考を行う。
3 前項の審査・選考における基準は次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する者
(2) 自己の研究が順調で、学業の進展を阻害しないと判断される者
(3) 研究プロジェクト等の研究補助業務に必要な専門的な資質及び能力を備えている者
(4) その他各研究科委員会及び大学院委員会が認められた者
4 審査・選考の結果、適当であると認められた場合は、学長が任用を決定する。
5 前条第2項に従い、RAの再任用を必要とする場合も、同様に本条第1項から第4項の手続きを行うものとする。

(職務)
第5条 RAとして任用される者は、学園と雇用契約を締結し、その雇用契約と本規程に基づき研究補助業務を適正に遂行しなければならない。また、就業については、雇用契約等に特別の定めがある場合を除き、学園有期雇用職員就業規則を準用する。

- 2 RAの業務内容は、責任者の指示に従い、研究プロジェクト等を効果的に推進するために必要な研究補助業務とする。ただし、業務の遂行にあたっては、学業等の進展を阻害しない範囲で行うものとする。
- 3 RAは、研究プロジェクト等の業務において知り得た秘密を、在職中のみならずその職を退いた後も、他に漏らしてはならない。

(給与)
第6条 RAの給与は時間給とし、1時間あたりの単価は、当該年度の「時間講師及びパート職員等の給料単価一覧」に定めるとおりとする。

- 2 前項に定める給与以外は支給しない。
- 3 RAの給与は、当該研究プロジェクト等の予算(間接経費を除く。)から支出するものとする。

(勤務時間及び労務管理)

第7条 RA一人あたりの勤務時間は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 週20時間未満であること
(2) 年200時間以上であること
(3) 当該年度における雇用期間が通算して6月以上であること
2 ティーチング・アシスタント(以下

「TA」という。)をRAとして任用する場合には、TAの教育補助業務等に支障が生じないよう配慮する。また、TAやその他の学内アルバイト等を兼務している学生については、学内での全ての勤務時間の合計が、前項第1号に掲げる時間を超えないものとする。

- 3 RAは、毎月の勤務計画を責任者に相談のうえ策定し、別に定める勤務計画表に記入のうえ研究支援課へ提出しなければならない。
- 4 責任者は、勤務形態の明確化、勤務時間の適正管理に留意し、RAの勤務が学業、研究等に支障が生じないよう配慮し、労務管理をするものとする。

(報告)
第8条

RAは、毎月、出勤日とその業務内容を把握するための記録として、別に定める出勤簿、業務従事日誌を作成し、研究支援課に提出するものとする。また、前述の記録に加えて、研究プロジェクト等の定めにより作成が必要な書類等がある場合は、その指示に従わなければならない。

- 2 責任者及びRAは、当該年度の研究補助業務について、任用期間終了時に別に定める報告書により研究科長及び学長に報告しなければならない。

(任用の取消)

第9条 RAが次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、責任者が研究科長へ書面(様式任意)で報告し、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が任用を取消す。

- (1) RAとしての本分に反する行為を行ったとき
- (2) 休学、退学となったとき又は成業の見込みがないとき
- (3) RAが任用の辞退を申出たとき
- (4) 当該研究プロジェクト等が終了又は中止となったとき
- (5) その他RAとして研究補助業務の遂行ができない事由があると認められたとき

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(事務)

第11条 RAに関する事務の取扱いは、研究支援課及び総務課で行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附則

(2024年1月19日規程2023-201号)

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

酪農学園の沿革

1933(昭和8)年10月1日	北海道酪農義塾設立
1934(昭和9)年2月11日	北海道酪農義塾開塾
1936(昭和11)年7月13日	社団法人認可
1942(昭和17)年3月31日	財団法人興農義塾野幌機農学校設立認可
1942(昭和17)年6月18日	興農義塾野幌機農学校開校
1944(昭和19)年2月11日	北海道酪農義塾閉塾
1948(昭和23)年3月31日	興農義塾野幌機農学校を学制改革に伴ない、野幌機農高等学校(全日制農業課程)と校名変更
1948(昭和23)年12月27日	野幌高等酪農学校(各種学校通信教育)設置認可
1949(昭和24)年7月11日	酪農学園大学部(各種学校)設立
1949(昭和24)年9月6日	酪農学園大学部設置認可
1949(昭和24)年12月12日	財団法人興農義塾野幌機農学校を財団法人酪農学園と変更認可
1950(昭和25)年3月14日	酪農学園短期大学酪農科設置認可
1950(昭和25)年3月31日	酪農学園大学部廃止
1950(昭和25)年4月1日	酪農学園短期大学開学
1951(昭和26)年2月24日	法人名を学校法人酪農学園に組織変更認可
1955(昭和30)年2月8日	野幌機農自動車学校(各種学校)設置認可
1958(昭和33)年2月14日	酪農学園女子高等学校(全日制普通課程)設置認可
1958(昭和33)年4月21日	酪農学園女子高等学校開校
1960(昭和35)年1月20日	酪農学園大学酪農学部酪農学科設置認可
1960(昭和35)年3月21日	酪農学園女子高等学校の校名を三愛女子高等学校と変更認可
1962(昭和37)年3月23日	酪農学園短期大学に製造科設置認可
1962(昭和37)年12月20日	酪農学園大学酪農学部に農業経済学科設置認可
1964(昭和39)年1月27日	酪農学園大学酪農学部に獣医学科設置認可
1964(昭和39)年4月1日	酪農学園短期大学に酪農科第2コースを設置
1964(昭和39)年6月16日	野幌機農高等学校を酪農学園機農高等学校と校名変更 野幌高等酪農学校を酪農学園短期大学酪農学校と校名変更 野幌機農自動車学校を酪農学園自動車学校と校名変更
1969(昭和44)年11月18日	酪農学園後援会財団法人認可
1972(昭和47)年3月31日	酪農学園短期大学製造科廃止認可
1973(昭和48)年6月23日	酪農学園同窓会連合会を発足
1975(昭和50)年3月25日	酪農学園大学大学院獣医学研究科獣医学専攻(修士課程)設置認可
1977(昭和52)年1月13日	酪農学園自動車学校廃止認可
1979(昭和54)年11月15日	三愛女子高等学校を西野幌へ新築移転完了
1981(昭和56)年3月26日	酪農学園大学大学院獣医学研究科獣医学専攻(博士課程)設置認可 酪農学園大学大学院酪農学研究科酪農学専攻(修士課程)設置認可
1984(昭和59)年4月1日	酪農学園短期大学第2コースの学生募集を停止 酪農学園機農高等学校を酪農学園大学附属高等学校と校名変更
1984(昭和59)年12月6日	黒澤記念講堂完成・開堂式挙行
1984(昭和59)年12月22日	酪農学園短期大学教養学科設置認可・酪農学園短期大学の校名を北海道文理科短期大学と変更認可
1987(昭和62)年12月23日	酪農学園大学酪農学部食品科学科設置認可
1988(昭和63)年4月1日	三愛女子高等学校(女子)の校名をとわの森三愛高等学校(共学)と変更
1989(平成元)年12月22日	北海道文理科短期大学経営情報学科設置認可
1991(平成3)年1月11日	酪農学園短期大学酪農学校廃止認可 酪農学園大学附属高等学校ととわの森三愛高等学校を統合し、とわの森三愛高等学校設置認可
1991(平成3)年3月20日	酪農学園大学大学院酪農学研究科食生産利用科学専攻(博士課程)設置認可
1993(平成5)年12月21日	酪農学園大学酪農学部食品流通学科設置認可
1995(平成7)年3月16日	酪農学園大学大学院酪農学研究科フードシステム専攻(修士課程)設置認可
1995(平成7)年12月22日	酪農学園大学獣医学部獣医学科設置認可
1997(平成9)年12月19日	酪農学園大学環境システム学部経営環境学科・地域環境学科設置認可
1998(平成10)年4月1日	北海道文理科短期大学の校名を酪農学園大学短期大学部と変更・酪農科を酪農学科と変更
1999(平成11)年12月22日	酪農学園大学短期大学部教養学科、経営情報学科廃止認可
2000(平成12)年12月21日	酪農学園大学酪農学部食品科学科食品科学専攻・健康栄養学専攻設置届出受理
2002(平成14)年10月28日	酪農学園大学酪農学部獣医学科廃止認可
2002(平成14)年12月19日	酪農学園大学大学院酪農学研究科食品栄養科学専攻(修士課程及び博士課程)設置認可
2004(平成16)年11月17日	酪農学園大学環境システム学部環境マネジメント学科・生命環境学科設置届出受理
2009(平成21)年8月20日	とわの森三愛高等学校全日制課程酪農経営科をアグリクリエイト科に名称変更届出受理
2009(平成21)年12月28日	とわの森三愛高等学校通信制課程設置認可
2010(平成22)年6月29日	酪農学園大学農食環境学群循環農学類・食と健康学類・環境共生学類、獣医学群獣医学類・獣医保健看護学類設置届出受理
2010(平成22)年7月12日	酪農学園大学環境システム学部経営環境学科廃止
2011(平成23)年4月1日	酪農学園大学獣医学部獣医学科の学生募集停止
2012(平成24)年10月12日	酪農学園大学短期大学部廃止認可
2014(平成26)年10月31日	酪農学園大学大学院獣医学研究科獣医保健看護学専攻(修士課程)設置認可
2016(平成28)年1月6日	酪農学園大学酪農学部農業経済学科廃止
2016(平成28)年3月31日	酪農学園大学酪農学部食品科学科健康栄養学専攻・食品流通学科、環境システム学部地域環境学科廃止
2016(平成28)年8月25日	酪農学園大学酪農学部食品科学科食品科学専攻廃止
2017(平成29)年3月31日	酪農学園大学酪農学部酪農学科、酪農学部、環境システム学部環境マネジメント学科廃止
2017(平成29)年9月30日	酪農学園大学環境システム学部生命環境学科、環境システム学部廃止
2019(平成31)年4月1日	とわの森三愛高等学校の校名を酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校と変更
2020(令和2)年2月3日	酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校通信制課程に農食環境科学科設置認可
2021(令和3)年3月31日	酪農学園大学獣医学部獣医学科廃止
2025(令和7)年8月28日	酪農学園大学農食環境学群環境情報学類設置届出受理

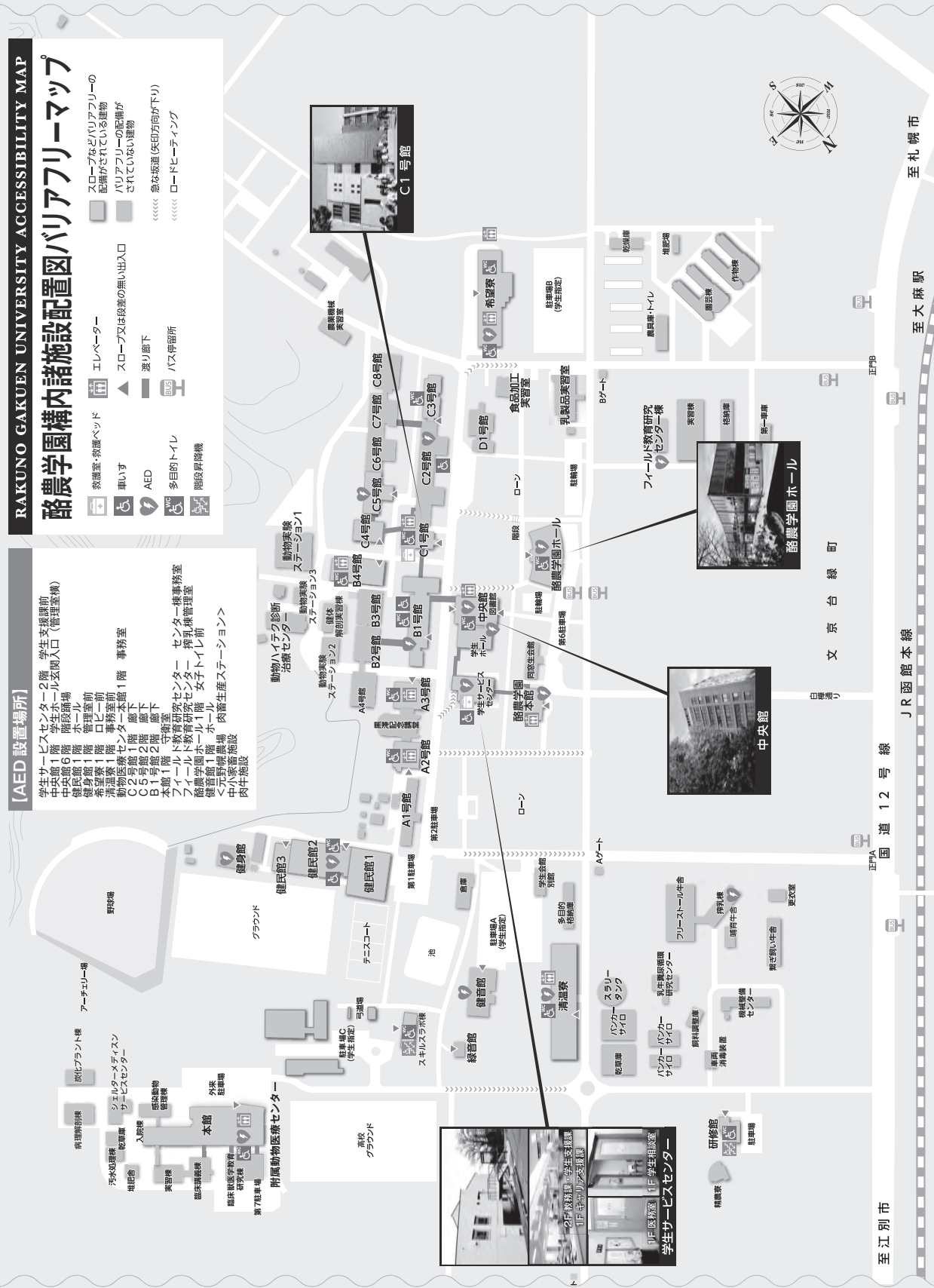
RAKUNO GAKUEN UNIVERSITY ACCESSIBILITY MAP

酪農学園構内諸施設配置図バリアフリーマップ

- 救護室・救護ベッド
- エレベーター
- スロープ又は段差の無い出入口
- スロープなどバリアフリーの設備がされている建物
- 車いす
- AED
- 多目的トイレ
- 緊急避難(矢印方向が下り)
- バス停留所
- 階段昇降機
- バリアフリーの設備がされていない建物
- 緊急避難(矢印方向が下り)
- ロードヒーティング

(AED 設置場所)

- 学生サービスセンター2階 学生支援課前
- 中央館6階 学生ホール玄関入口(管理室横)
- 健康館1階 階段前
- 健康館1階 管理室前
- 希望寮1階 センター1階
- 希望寮1階 センター2階
- 希望寮1階 センター3階
- 希望寮1階 センター4階
- 希望寮1階 センター5階
- 希望寮1階 センター6階
- 希望寮1階 センター7階
- 希望寮1階 センター8階
- 希望寮1階 センター9階
- 希望寮1階 センター10階
- 希望寮1階 センター11階
- 希望寮1階 センター12階
- 希望寮1階 センター13階
- 希望寮1階 センター14階
- 希望寮1階 センター15階
- 希望寮1階 センター16階
- 希望寮1階 センター17階
- 希望寮1階 センター18階
- 希望寮1階 センター19階
- 希望寮1階 センター20階
- 希望寮1階 センター21階
- 希望寮1階 センター22階
- 希望寮1階 センター23階
- 希望寮1階 センター24階
- 希望寮1階 センター25階
- 希望寮1階 センター26階
- 希望寮1階 センター27階
- 希望寮1階 センター28階
- 希望寮1階 センター29階
- 希望寮1階 センター30階
- 希望寮1階 センター31階
- 希望寮1階 センター32階
- 希望寮1階 センター33階
- 希望寮1階 センター34階
- 希望寮1階 センター35階
- 希望寮1階 センター36階
- 希望寮1階 センター37階
- 希望寮1階 センター38階
- 希望寮1階 センター39階
- 希望寮1階 センター40階
- 希望寮1階 センター41階
- 希望寮1階 センター42階
- 希望寮1階 センター43階
- 希望寮1階 センター44階
- 希望寮1階 センター45階
- 希望寮1階 センター46階
- 希望寮1階 センター47階
- 希望寮1階 センター48階
- 希望寮1階 センター49階
- 希望寮1階 センター50階
- 希望寮1階 センター51階
- 希望寮1階 センター52階
- 希望寮1階 センター53階
- 希望寮1階 センター54階
- 希望寮1階 センター55階
- 希望寮1階 センター56階
- 希望寮1階 センター57階
- 希望寮1階 センター58階
- 希望寮1階 センター59階
- 希望寮1階 センター60階
- 希望寮1階 センター61階
- 希望寮1階 センター62階
- 希望寮1階 センター63階
- 希望寮1階 センター64階
- 希望寮1階 センター65階
- 希望寮1階 センター66階
- 希望寮1階 センター67階
- 希望寮1階 センター68階
- 希望寮1階 センター69階
- 希望寮1階 センター70階
- 希望寮1階 センター71階
- 希望寮1階 センター72階
- 希望寮1階 センター73階
- 希望寮1階 センター74階
- 希望寮1階 センター75階
- 希望寮1階 センター76階
- 希望寮1階 センター77階
- 希望寮1階 センター78階
- 希望寮1階 センター79階
- 希望寮1階 センター80階
- 希望寮1階 センター81階
- 希望寮1階 センター82階
- 希望寮1階 センター83階
- 希望寮1階 センター84階
- 希望寮1階 センター85階
- 希望寮1階 センター86階
- 希望寮1階 センター87階
- 希望寮1階 センター88階
- 希望寮1階 センター89階
- 希望寮1階 センター90階
- 希望寮1階 センター91階
- 希望寮1階 センター92階
- 希望寮1階 センター93階
- 希望寮1階 センター94階
- 希望寮1階 センター95階
- 希望寮1階 センター96階
- 希望寮1階 センター97階
- 希望寮1階 センター98階
- 希望寮1階 センター99階
- 希望寮1階 センター100階



大学院要覧

2026年4月1日発行

発行 酪農学園大学

〒069-8501

江別市文京台緑町582番地

この大学院要覧は2026年度入学生に適用されます。卒業するまでの必要な事項が記載されているので、熟読のうえ、大切に保管すること。

また、修正・変更については本学のeラーニング【教務課からのお知らせ（学生向け）】にて行います。



2026年度 酪農学園大学大学院要覧

RAKUNO GAKUEN UNIVERSITY GRADUATE SCHOOL



酪農学園大学は、2020年度（公財）日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価において大学評価基準に適合していると認定されました。